

平成 3 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

平成 3 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

まえがき

労働省婦人局では、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて、婦人労働に関する動きを取りまとめ「婦人労働の実情」として毎年紹介しています。

本年は、「Ⅰ 平成2年の婦人労働の状況」において、前年との比較を中心に平成2年における婦人労働の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 女子の再就職とパートタイム労働」では、近年主婦層を中心に増加の著しい再就職をテーマに分析を試みました。そのほか、「Ⅲ 婦人労働対策の概況」、付属統計表、婦人労働関係判例も収録しました。

本書が、婦人労働問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成3年12月

労働省婦人局長
松 原 亘 子

〈本冊子で使用了資料等〉

1. 主な資料

総務庁—労働力調査, 国勢調査, 労働力調査特別調査, 家計調査,
全国消費実態調査

労働省—賃金構造基本統計調査, 毎月勤労統計調査, 雇用動向調
査, 職業安定業務統計, 女子雇用管理基本調査, 雇用管理
調査, 労働組合基礎調査, 賃金労働時間制度等総合調査,
家内労働実態調査, 家内労働概況調査

文部省—学校基本調査

厚生省—人口動態統計

I L O—Year Book of Labour Statistics

2. 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) *印は分母が小さいため計算していない箇所である。
- (3) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (4) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (5) 「0」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (6) 「—」は該当数値のない箇所である。

3. 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の調査結果による。
- (2) 昭和51年以降は民営企業の数値を掲載した。
- (3) 昭和48年以降はサービス業を含む。
- (4) 昭和45年以前はパートタイム労働者を含む。

4. 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模30人以上の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については3年毎に行われる調査サンプル替え（最近は昭和63年4月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5. 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模5人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。

6. 文中の（付表○）は付属統計表参照

目 次

I 平成2年の婦人労働の状況	1
1. 概 況	1
2. 就業・雇用の状況	2
(1) 労働力人口	2
(2) 就業者及び完全失業者	4
(3) 雇用者	6
3. 労働市場の状況	17
(1) 一般労働者の求人・求職状況	17
(2) パートタイム労働者の求人・求職状況	18
(3) 入職・離職状況	18
(4) 新規学卒者の就職状況	21
4. 女子労働者の労働条件等	23
(1) 賃金	23
(2) 労働時間	26
(3) 勤労者世帯の家計	26
(4) 労働組合	28
5. 家内労働の動向	29
(1) 家内労働者の就業実態	29
(2) 家内労働者の労働条件	32
II 女子の再就職とパートタイム労働	34
はじめに	34
(I) 再就職女子をめぐる状況	35
1. 再就職女子の増加とその背景	35
(1) 年齢階級別女子人口に占める雇用者の割合	35
(2) 女子再就職をめぐる諸外国の状況	37

イ 年齢階級別女子労働力率	37
ロ 子供の数等による影響	38
ハ パートタイム労働との関係	39
2. 再就職女子の属性と就業意識	39
(1) 再就職年齢	39
(2) 再就職時の就業形態	40
(3) 再就職理由	40
(4) 再就職時の育児状況	41
(5) 前職の退職理由	42
(6) 中断期間の長さ	43
3. 再就職女子の雇用に関する企業の動向	43
(1) 需要の状況	43
(2) 再就職女子の採用状況	44
(3) 再就職女子に対する期待	45
(4) 中途採用に当たっての年齢制限	47
(5) 再就職女子の活用方針、教育訓練等	49
(6) 企業の再就職女子に対する要望	51
(7) 女子再雇用制度	52
4. 再就職女子の就職準備と職業能力	55
(1) 再就職を希望する女子の中断期間中における準備	55
(2) 仕事に必要な習熟期間	56
(3) 技能・資格と能力発揮	57
(II) パートタイム労働者をめぐる状況	58
1. パートタイム労働の動向	58
(1) パートタイム労働者の増加	58
(2) 増加の背景	60
2. パートタイム労働者の就業実態	62
(1) 就業分野	62

イ 産業別状況	62
ロ 企業規模別の状況	62
(2) 年齢構成	63
(3) 女子パートタイム労働者の勤続年数	63
(4) 労働日数・労働時間数別の就業実態	63
(5) 賃金	63
(6) 昇給・諸手当等	64
3. パートタイム労働者の特性と雇用管理	65
(1) 労働市場	65
(2) 労働時間選好	66
(3) 雇用期間等	68
(4) 労働条件の明示	69
(5) 職務評価について	69
4. 今後のパートタイム労働について	69
(1) パートタイム労働者の就業分野の拡大	70
(2) 職務の遂行状況	71
まとめ	72
Ⅲ 婦人労働対策の概況	76
1. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	76
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	76
(2) 女子雇用管理改善のための援助	77
2. 仕事と家庭の両立の促進等女子労働者対策の推進	77
(1) 育児休業法の円滑な施行	77
(2) 保育施設等の整備・充実	80
(3) 女子再雇用制度の普及促進	80
(4) 介護休業制度の普及促進	81
(5) 働く女性のための就業支援事業	81

(6) 母性健康管理対策の推進	82
(7) 母性給付	83
3. パートタイム労働対策の推進	83
(1) パートタイム労働者の労働条件の確保	84
(2) パートタイム労働者の雇用の安定	84
(3) パートタイム労働者の雇用労務管理改善に向けての指導・援助	84
(4) パートタイム労働旬間の実施	86
4. 女子の再就職援助対策の推進	86
(1) 女子再就職準備サービス事業の実施	86
(2) 婦人就業援助促進事業の推進	86
(3) レディス・ハローワーク事業の実施	87
(4) 女子労働者に対する講習等の実施	87
(5) 働く婦人の家の機能の充実	88
(6) 婦人労働能力活用事業の推進	88
(7) 母子家庭の母等就業援助対策の推進	88
5. 家内労働対策の推進	89
(1) 家内労働法の周知徹底	89
(2) 在宅就業に関する対策の推進	90
(3) インチキ内職の被害防止	91
(4) 家内労働旬間の実施	91
6. 婦人の地位向上のための啓発活動の展開	91
(1) 婦人週間の実施	92
(2) 第43回婦人週間全国会議の開催	92
(3) 政策・方針決定への参加の促進	92
7. 女子の能力開発	93
8. 労働時間対策	93

付属統計表.....	付 1
------------	-----

参考

婦人労働関係判例.....	付99
---------------	-----

本文中図表索引

第1図	年齢階級別女子労働力率	4
第2図	年齢階級，配偶関係別女子労働力率	5
第3図	従業上の地位別女子就業者の割合	6
第4図	年齢階級別女子雇用者の割合	9
第5図	産業別女子雇用者数	10
第6図	職業別女子雇用者数	11
第7図	年齢階級，配属関係別女子雇用者の割合	13
第8図	妻と夫の就業状態	14
第9図	未子の年齢別母の雇用者の割合	15
第10図	職階別女子役職者数の推移及び役職者に占める女子の割合	17
第11図	年齢階級，就業形態別女子一般未就業者及び転職入職者	20
第12図	大学卒新規就職者数及び就職率の推移	22
第13図	学歴，年齢階級別女子労働者の所定内給与額	25
第14図	妻の就業形態別実収入—勤労者世帯—	28
第15図	業種別家内労働者数の割合	31
第16図	女子家内労働者の工賃と女子雇用者の賃金比較（1時間当たり）	33
第17図	コホート別女子の雇用者の割合の推移	36
第18図	コホート別女子労働力率（スウェーデン）	38
第19図	今後の常用労働者の採用に当たっての考慮事項	44
第20図	再就職女子を中途採用した理由	46
第21図	上限年齢の分布	48
第22図	年齢制限を設けている理由	49
第23図	現在の仕事を一通りこなせるようになるまでの期間	57
第24図	女子短時間雇用者数及び増加率の推移	59
第25図	雇用理由別事業所割合	61
第26図	勤務形態別事業所割合	68
第27図	事業活動におけるパートタイム労働者等の役割	71

第28図	勤務態度評価	72
------	--------	----

第1表	労働力人口、労働力率の推移	3
-----	---------------	---

第2表	雇用者数の推移	7
-----	---------	---

第3表	年齢階級別雇用者の増加状況	8
-----	---------------	---

第4表	再就職時の年齢	39
-----	---------	----

第5表	30歳以上の一般未就業女子の入職動機	41
-----	--------------------	----

第6表	再就職時の末子の育児状況	42
-----	--------------	----

第7表	既婚女性を中途採用した職種	47
-----	---------------	----

第8表	中途採用に応募する女子に企業が望むこと	51
-----	---------------------	----

第9表	中途採用基準	52
-----	--------	----

第10表	資格、免許が仕事に生かされている者の割合	58
------	----------------------	----

第11表	現在の働き方を選んだ理由	65
------	--------------	----

I 平成2年の婦人労働の状況

1. 概況

平成2年の我が国経済は、引き続き内需主導型の順調な景気の拡大が続いた。労働経済面においても、有効求人倍率は前年よりさらに上昇し、労働力需給は引き締まり基調で推移し、完全失業率も前年を下回った。

総務庁統計局「労働力調査」によると、2年の女子労働力人口は2,593万人で、前年に比べ60万人（2.4%）の大幅増となり、増加数、増加率とも男子を上回ったため、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.2ポイント高まって40.6%となった。

女子労働力率は、前年より0.6ポイント上昇して50.1%となり、昭和44年以降21年ぶりに50%を超えた。

女子雇用者は1,834万人で、前年に比べ85万人（4.9%）増と過去最高の増加となり、増加数、増加率とも男子（72万人、2.5%増）を上回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合は37.9%とさらに高まった。そのうち、週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は、501万人であった。

産業別に女子雇用者をみると、サービス業をはじめとする第3次産業での堅調な伸びに加え、第2次産業でも引き続き伸びがみられた。

女子雇用者の中高齢化は進み、特に40歳以上の女子雇用者の増加が目立った。また、高学歴化も進展している。

共働き世帯（妻も夫も非農林業雇用者）は年々増加し、典型的な一般世帯の約3分の1を占めている。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場については、新規求人数は引き続き増加し、新規求職者が減少したため、新規求人倍率は1.90倍、有効求人倍率は1.26倍と前年を上回った。パートタイム労働市場は、新規求人は引き続き増加したが、新規求職者が増加したため、新規求人倍率は3.74倍、有効求人倍率は3.27倍と、前年をやや下回った。

女子の入職・離職状況は、入職者、離職者とも大幅に増加し、入職率は前

年を上回り、入職超過となっている。

女子雇用者のきまって支給する現金給与額は、労働省「賃金構造基本統計調査」によると、18万6,100円（対前年比5.3%増）となり、前年の伸び率を上回った。

女子雇用者の1人平均月間総実労働時間は155.3時間（対前年差3.6時間減）、うち所定内労働時間は148.1時間（同3.3時間減）で、引き続き減少している。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」によると、規模5人以上の事業所で働くパートタイム労働者は607万人、うち女子は456万人（75.1%）である。このうち、労働時間が一般の正社員より短いパートタイム労働者は384万人で、パートタイム労働者の8割強を占めている。

2. 就業・雇用の状況

(1) 労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成2年の女子の労働力人口（就業者＋完全失業者）は、2,593万人で、前年に比べ60万人、2.4%増（元年60万人、2.4%増）となった。増加数、増加率とも男子（54万人、1.4%増）を上回ったため労働力人口に占める女子の割合は、前年より0.2ポイント高まって40.6%となった（第1表）。

イ 労働力率

女子の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.1%となり、昭和44年（50.1%）以降21年ぶりに50%を超えた。女子の労働力率は第1次石油危機以降、50年（45.7%）を底に58年（49.0%）まで上昇を続け、その後やや低下気味に推移していたが、63年から再び上昇を続けている。男子の労働力率は前年より0.2ポイント上昇して77.2%となった（付表1）。

女子労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の75.1%と45～49歳層の71.7%を左右の頂点として、30～34歳層の51.7%を底とするM字型曲線を描いている。前年に比べると、いずれの年齢階級においても労働力率は上昇し

第1表 労働力人口、労働力率の推移

年	女			男			労働力人口 に占める女 子の割合 (%)
	労働力人口 (万人)	対前年比 (%)	労働力率 (%)	労働力人口 (万人)	対前年比 (%)	労働力率 (%)	
昭和50年	1,987	-0.6	45.7	3,336	0.8	81.4	37.3
55	2,185	1.2	47.6	3,465	0.8	79.8	38.7
60	2,367	0.9	48.7	3,596	0.4	78.1	39.7
61	2,395	1.2	48.6	3,626	0.8	77.8	39.8
62	2,429	1.4	48.6	3,655	0.8	77.3	39.9
63	2,473	1.8	48.9	3,693	1.0	77.1	40.1
平成元	2,533	2.4	49.5	3,737	1.2	77.0	40.4
2	2,593	2.4	50.1	3,791	1.4	77.2	40.6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ているが、特に25～29歳層及び40歳後半以降層が著しい（付表2）。

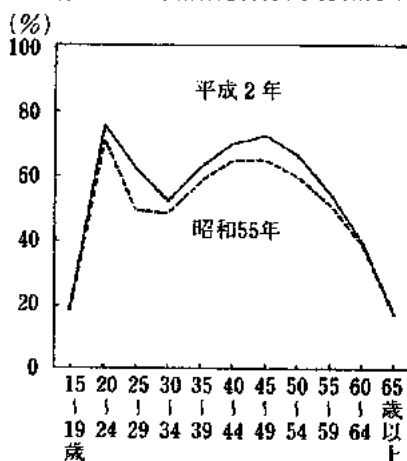
10年前と比べると、15～19歳層を除く各年齢層で労働力率が高まり、M字型曲線は全体に上方に移動している。M字型曲線の底に当たる30～34歳層及び35～39歳層の上昇幅はわずかであるが、25～29歳層、45～49歳層及び50～54歳層では、この10年にかかなり上昇し、上昇幅はそれぞれ12.2ポイント、7.3ポイント、6.2ポイントと大きい（第1図、付表2）。

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女子の労働力率をみると、未婚は55.2%（元年54.2%）、有配偶は52.7%（同52.3%）、死別・離別は32.3%（同31.7%）となっている。最近10年間の推移をみると、有配偶は、58年まで上昇した後横ばいであったが、62年から再び上昇している。未婚は、62年まではほぼ横ばいであったが、63年から上昇に転じ2年は前年より1.0ポイントと大幅な上昇となった（付表3）。

さらに、年齢階級別にみると、有配偶女子は40歳台を頂点とする右寄りの山型を、未婚女子は20歳台後半～30歳台前半を頂点とする左寄りの山型を描いている。10年前と比べると、有配偶女子は45～49歳層の7.7ポイントを最

第1図 年齢階級別女子労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

高に20～24歳層を除く各年齢層で上昇している。未婚女子は20歳～44歳の各年齢層で上昇し、なかでも40～44歳層では9.8ポイント、25～29歳層では7.3ポイントの大幅な上昇となった（第2図、付表4）。

ロ 非労働力人口

女子の非労働力人口は2,562万人で前年に比べ2万人減少した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,514万人（非労働力人口に占める割合59.1%）、通学451万人（同17.6%）、高齢者等を含むその他は597万人（同23.3%）となっている。前年に比べ、家事専業者は8万人（0.5%）減、通学者は1万人（0.2%）増、その他は7万人（1.2%）増となっており、家事専業者は62年以降減少を続けている（付表5）。

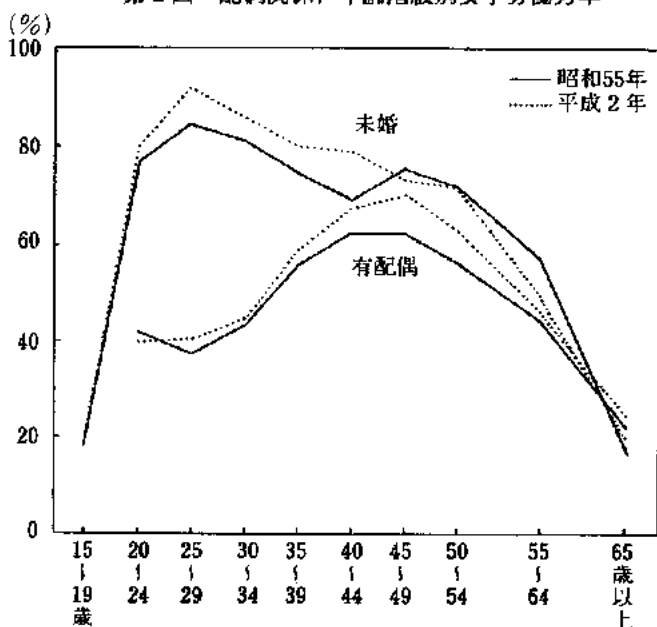
(2) 就業者及び完全失業者

イ 就業者

女子就業者は2,536万人で、前年に比べ62万人（2.5%）増となった。

従業上の地位別にみると、雇用者が1,834万人（女子就業者に占める割合

第2図 配偶関係，年齢階級別女子労働力率



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

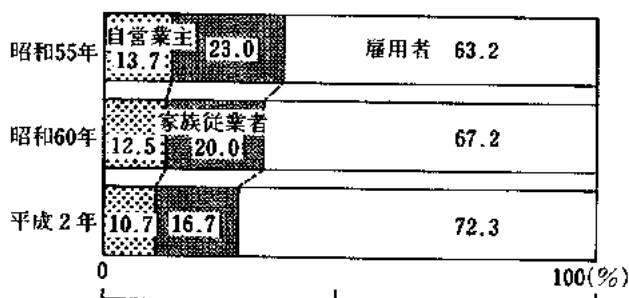
72.3%)，家族従業者が424万人（同16.7%），自営業主が271万人（同10.7%）である。自営業主及び家族従業者は引き続き減少し，雇用者は大幅な増加を続けていることから就業者に占める雇用者の割合は年々高まってきた（第3図，付表6）。

ロ 完全失業者

平成2年の女子完全失業者は57万人（対前年差2万人減）で63年から引き続き減少しており，また，女子完全失業率も2.2%と前年に引き続き0.1ポイント低下した。一方，男子の完全失業率（2.0%）も引き続き低下した（付表8）。

仕事を探し始めた理由（求職理由）別に女子完全失業者をみると，自己の都合による自発的な離職者が27万人（女子完全失業者に占める割合47.4%）で，次いで定年や解雇等を含む非自発的な離職者が10万人（同17.5%）と

第3図 従業上の地位別女子就業者数の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

なっている（付表9）。

(3) 雇用者

女子雇用者は1,834万人で、前年に比べ85万人（4.9%）増の大幅な増加となり、増加数では現在の労働力調査と比較可能な28年以降最高となった。男子も引き続き増加（72万人（2.5%）増）しているが、増加数、増加率とも女子が男子を上回ったため、雇用者総数に占める女子の割合（女子比率）は、前年に比べ0.5ポイント高まり、37.9%となった（第2表）。

女子雇用者を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の301万人（女子雇用者総数に占める割合16.4%）、次いで40～44歳層の263万人（同14.3%）、45～49歳層の231万人（同12.6%）となっている。前年に比べ、35～39歳層が7万人減少したのを除き、いずれの年齢層においても増加し、特に40～44歳層が25万人（10.5%）増、25～29歳層が14万人（7.1%）増と大幅に増加したほか、50～60歳前半にかけての増加も目立った（付表13）。

ここで、試みに平成元年から2年にかけての年齢ごとの雇用者の動きについて、人口構成の変化からみた単純な試算をしてみる。ただし、女子人口に占める雇用者の割合は各年齢によりかなり異なると考えられるが、この試算

第2表 雇用者数の推移

年	女 子		男 子		雇用者総数 に占める女 子の割合 (%)
	雇用者数 (万人)	対前年比 (%)	雇用者数 (万人)	対前年比 (%)	
昭和50年	1,167	-0.4	2,479	0.5	32.0
55	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
61	1,584	2.3	2,795	1.1	36.2
62	1,615	2.0	2,813	0.6	36.5
63	1,670	3.4	2,868	2.0	36.8
平成元	1,749	4.7	2,929	2.1	37.4
2	1,834	4.9	3,001	2.5	37.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

に当たっては24歳の者が25歳になったときの人口に占める雇用者の割合を20～24歳層及び25～29歳層の人口に占める雇用者の割合の平均として仮定している（各年齢層に参入・退出する他の年齢層についても同様）こと、また、各年齢層に留まる年齢についてはその人口に占める雇用者の割合の変動を考慮していないこと等の問題点があり、試算の結果についてはこの点に十分留意する必要がある。この試算によれば、例えば25～29歳層においては、24歳の者がこの年齢層に参入することに伴う雇用者の増加分は52万人、また、29歳が30歳になることに伴う減少分は34万人となり、18万人の増加と試算されるが、実際には14万人増の211万人となる。この層の雇用者の増加については、このような人口構成の変化のほか、結婚年齢の上昇等により未婚者の割合が高まり、これに伴って、雇用者として留まる者が多くなったことが要因の一つと考えられる。40～44歳層においては、同様の試算によると12万人増加のところが、実際は25万人増加となっており、人口構成の変化とパートタイム等を中心とする再就職者の増加などが理由として挙げられる。なお、35～39歳層の雇用者の減少については、人口の減少が理由と考えられ

第3表 年齢階級別雇用者の増加状況（試算）

（単位 万人）

年 齢	昭和55年				平成2年			
	人口構成 の変化に伴う増加 分	昭和54年 ↓ 昭和55年	人口構成 の変化に伴う減少 分	純増 加分	人口構成 の変化に伴う増加 分	平成元年 ↓ 平成2年	人口構成 の変化に伴う減少 分	純増 加分
15～19歳	35	66 / 88	37	4	34	75 / 78	34	3
20～24	37	246 / 247	40	4	34	292 / 301	52	27
25～29	40	168 / 164	34	-10	52	197 / 211	34	-4
30～34	34	139 / 153	24	4	34	144 / 150	33	5
35～39	24	156 / 158	31	9	33	212 / 205	50	10
40～44	31	155 / 161	31	6	50	238 / 263	38	13
45～49	31	143 / 152	25	3	38	225 / 231	39	7
50～54	25	111 / 117	17	-2	39	167 / 178	26	-2
55～64	17	101 / 107	5	-6	26	164 / 176	9	-5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」、「推計人口」により、労働省婦人局婦人労働課試算。

注）人口構成の変化に伴う増加・減少分については、前年10月1日現在の総務庁統計局「推計人口」による各年齢の人口に前年の雇用者の割合（※）を乗じて試算したものである。

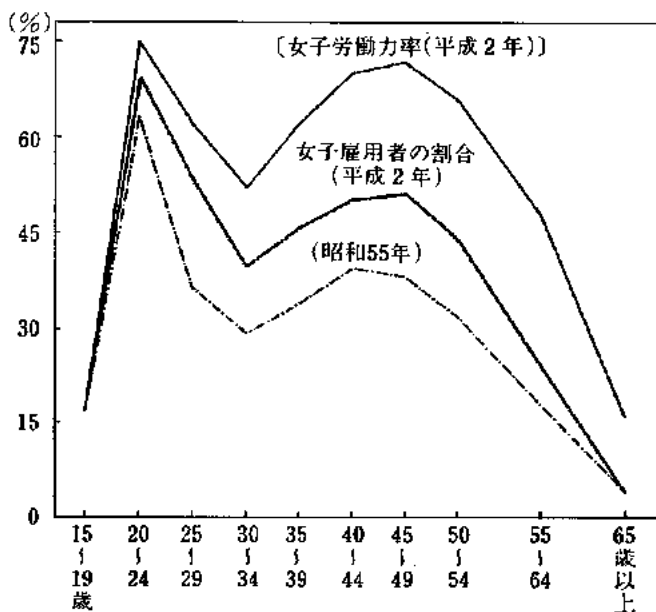
ただし、15～19歳の減少分については、5年前の新規中卒就職者及び2年前の新規高卒就職者数、増加分については当年3月の新規学卒就職者（中卒及び高卒）とした。

※＝各年齢階級の平均と仮定した。

る（第3表）。

さらに、15歳以上人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いている。20歳台後半までは労働力率との差はわずかであるが、30歳以降では差が大きくなり、右側の頂点がやや低い。

第4図 年齢階級別女子雇用者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 雇用者の割合 = $\frac{\text{当該年齢の雇用者}}{\text{当該年齢人口}} \times 100$

しかしながら、その中でも40～44歳層及び45～49歳層の雇用者の割合は5割を超えている。

10年前と比べてみると、15～19歳層が低下した以外は、いずれの年齢階級においても10ポイント以上の上昇がみられた。特に25～29歳層では16.7ポイントと大幅に上昇したため、10年前には40～44歳層、45～49歳層より雇用者の割合が低かったが、現在は2.0ポイント以上高くなっている(第4図)。

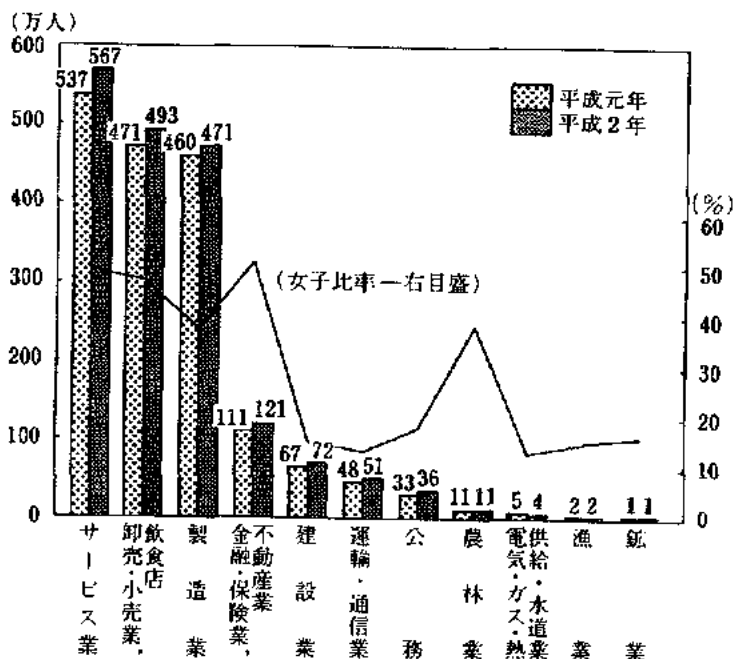
イ 産業

産業別に女子雇用者をみると、サービス業が567万人(女子雇用者総数に占める割合30.9%)で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が493万人(同26.9%)、製造業が471万人(同25.7%)となっている。これら3産業に

女子雇用者の83.5%が働いている。前年に比べ、サービス業で30万人(5.6%)増、卸売・小売業、飲食店で22万人(4.7%)増、製造業で11万人(2.4%)増となっており、増加数の多いのもこの3産業である。他の産業では、金融・保険業、不動産業が10万人(9.0%)増、建設業が5万人(7.5%)増となっており、増加率ではこれら3産業を上回っている。

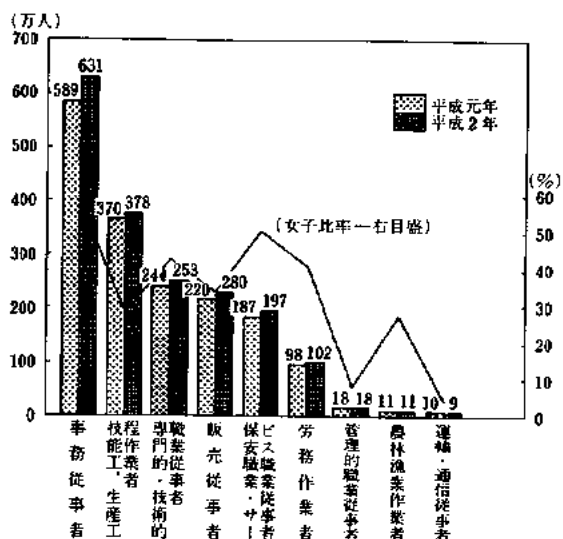
産業別に女子比率をみると、金融・保険業、不動産業で50.2%(元年49.3%)と半数を超え、次いでサービス業で49.6%(同49.5%)、卸売・小売業、飲食店で47.1%(同46.4%)となっており、これらの産業では女子の割合が前年より高くなっている。10年前と比べると、卸売・小売業、飲食店が最も上昇幅が大きく4.6ポイント、次いで金融・保険業が3.9ポイントとなっている。サービス業の上昇はわずかで0.4ポイントである(第5図、付表10)。

第5図 産業別女子雇用者数



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

第6図 職業別女子雇用者数



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ロ 職業

職業別に女子雇用者をみると、事務従事者が631万人（女子雇用者総数に占める割合34.4%）と最も多く、次いで技能工，生産工程作業者が378万人（同20.6%），専門的・技術的職業従事者が253万人（同13.8%），販売従事者が230万人（同12.5%），保安職業，サービス職業従事者が197万人（同10.7%）となっている。前年に比べ、事務従事者が42万人（7.1%）増と大幅に増加したのをはじめ、販売従事者が10万人（4.5%）増，専門的・技術的職業従事者が9万人（3.7%）増，技能工，生産工程作業者が8万人（2.2%）増といずれも増加しているが，運輸・通信従事者では逆に減少している（第6図，付表11）。

職業別に女子比率をみると，女子雇用者の大幅な増加が目立った事務従事者58.0%（元年57.0%），保安職業，サービス職業従事者51.3%（同51.4%）と，過半数を超えている。次いで専門的・技術的職業従事者が42.6%（同

42.8%), 労務作業者が41.6% (同41.7%) となっている。女子比率を10年前と比べてみると、事務従事者の上昇幅が最も大きく6.9ポイント、次いで労務作業者で5.1ポイントの上昇となっている。専門的・技術的職業従事者では男子の増加が大きかったために5.8ポイント低下した。

ハ 企業規模・雇用形態

非農林業女子雇用者を企業規模別にみると、1～29人規模が674万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合37.0%）、30～99人規模が305万人（同16.7%）、100～499人規模が290万人（同15.9%）、500人以上規模が373万人（同20.5%）となっている。前年に比べ、1～29人規模で24万人（3.7%）増、30～99人規模で13万人（4.5%）増、100～499人規模で19万人（7.0%）増、500人以上規模で21万人（6.0%）増と、いずれの規模でも女子雇用者は増加している（付表12）。

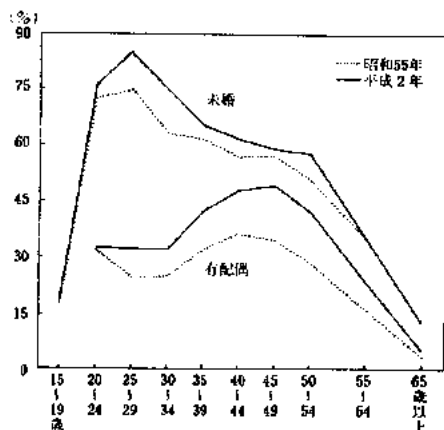
非農林業女子雇用者を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,475万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合80.9%）、臨時雇が282万人（同15.5%）、日雇が66万人（同3.6%）である。常雇は前年に比べ74万人増と引き続き大幅な増加を続けている（付表14）。

ニ 配偶関係

非農林業女子雇用者を配偶関係別にみると、有配偶は1,061万人（非農林業女子雇用者に占める割合58.2%）、未婚は596万人（同32.7%）、死別・離別は165万人（同9.1%）であった。前年に比べると、有配偶が44万人（4.3%）増、未婚が32万人（5.7%）増、死別・離別が8万人（5.1%）増となっており、近年、未婚の増加率は有配偶のそれを上回っている（付表15）。

女子雇用者の配偶関係別構成比の推移をみると、女子雇用者に占める有配偶女子の割合は58年まで上昇した後低下している。これは有配偶女子の雇用者の割合の上昇（58年29.1%→2年33.9%）は未婚女子（58年47.0%→2年49.5%）に比べ大きいものの、未婚率（15歳以上女子人口に占める未婚の割合）の上昇に伴って未婚女子雇用者の増加率が有配偶女子雇用者を上回っているためである。

第7図 年齢階級、配偶関係別女子雇用者の割合



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

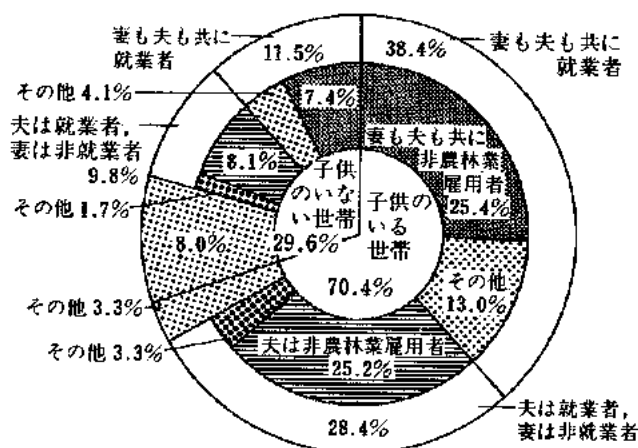
$$\text{注) 雇用者の割合} = \frac{\text{当該年齢の雇用者}}{\text{当該年齢人口}} \times 100$$

また、配偶関係別に、女子就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚では93.4%と大半を占めているが、有配偶は64.5%である。有配偶では、51年までは自営業主及び家族従業者が多く雇用者は5割に達していなかったが、その割合は年々上昇している。

さらに、年齢階級別に有配偶の人口に占める雇用者の割合を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に45～49歳層の上昇（55年34.7%→2年48.7%）が著しい。また、25～29歳層と30～34歳層の雇用者の割合も上昇が大きく、20～24歳層、25～29歳層、30～34歳層の各年齢層の雇用者の割合は32%台ではほぼ同率となった（第7図、付表4）。

また、総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成3年2月）によると、共働き（妻も夫も共に非農林業雇用者）世帯は、前年に比べ54万世帯（6.6%）増加して、877万世帯となり、典型的な一般世帯に占める割合は32.8%と約3分の1となった。他方、非共働き世帯（夫のみ非農林業雇用者）は888万世帯で、その差は11万世帯に縮小した。

第8図 妻と夫の就業状態（典型的一般世帯＝100.0%）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成3年2月）

注）典型的一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

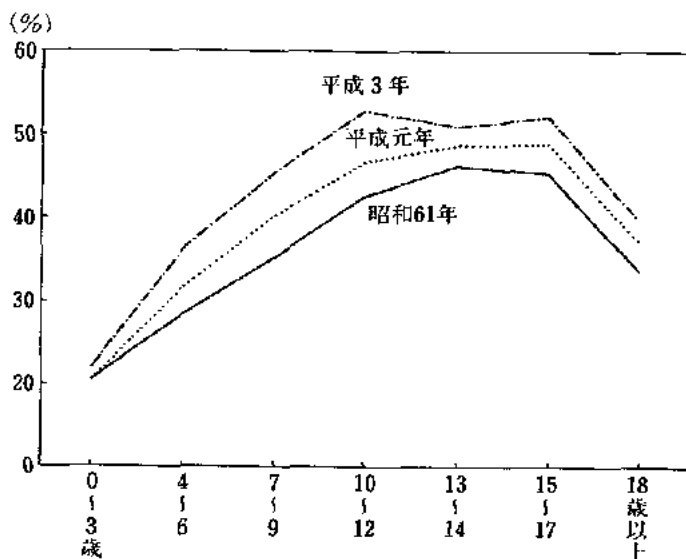
- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

未婚の子供がいる共働き世帯は679万世帯で、これは共働き世帯の77.4%、子供がいる世帯の36.1%に当たる。子供のいる世帯では、共働き世帯数が、非共働き世帯数を上回った（付表17）。

さらに、末子の年齢階級別に母親が雇用者（非農林業）である割合をみると、0～3歳の場合では、約2割が雇用者として働いているが、子の年齢が大きくなるにしたがいその割合が上昇し、子が小学校中・高学年から高校生までは半数以上が雇用者となっている。61年からの推移をみると、0～3歳の場合は大きな変化はみられないが、他は大幅に上昇しており、特に小学生では約10ポイント上昇し、7～9歳で45.5%、10～12歳で52.9%となった（第9図、付表18）。

これら雇用者を週間就業時間別にみると、35時間以上の者の割合は子が

第9図 末子の年齢別母の雇用者の割合（非農林業）



資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注）夫婦と子供から成る世帯及び夫婦と子供、親から成る世帯に限る。

0～3歳の場合が最も高く61.6%，次いで18歳以上が61.5%となっているが，4～6歳では35時間未満が半数を超えている。

ホ 学歴

労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により2年6月における女子雇用者（パートタイム労働者を除く。）の学歴別構成をみると，中卒133万8,000人（女子雇用者に占める割合18.3%），高卒420万4,000人（同57.5%），高専・短大卒138万5,000人（同18.9%），大卒38万4,000人（同5.2%）となっており，前年に比べ，高専・短大卒の割合が高まった。最近10年間の推移をみると，中卒を除き，他のいずれの学歴についてもその割合が上昇する傾向にあったが，高卒の割合は，元年からその割合が低下している。高専・短大卒と大卒の割合については一貫して高まってきており，それぞれ10年前の約2倍近くとなっている（付表19）。

ヘ 勤続年数

平成2年の女子雇用者の平均勤続年数は7.3年（男子12.5年）で、前年に比べると0.1年の伸びである。年齢階級別にみると、35～59歳層ではいずれも0.2年以上の伸びがみられ、特に35～39歳層及び40～44歳層では0.3年伸びている。10年前と比べると全体では1.2年の伸びであるが、35歳以上層では50～54歳層を除きいずれも2年以上の伸びとなっている（付表20、付表21）。

また、女子雇用者を勤続年数階級別にみると、1～2年の者が22.5%（元年21.8%）で最も多く、次いで5～9年の者が22.2%（同22.7%）となっている。人手不足を背景に、新卒・中途採用者が増加したため勤続年数の比較的短い者の割合が高まったものと考えられる。また、勤続10年以上の者の割合は26.5%（同26.0%）で、女子雇用者の4人に1人は勤続10年以上となっている（付表22）。

なお、女子労働者の平均年齢は35.7歳（男子39.5歳）で、10年前に比べ0.9歳増えている。

ト 役職者

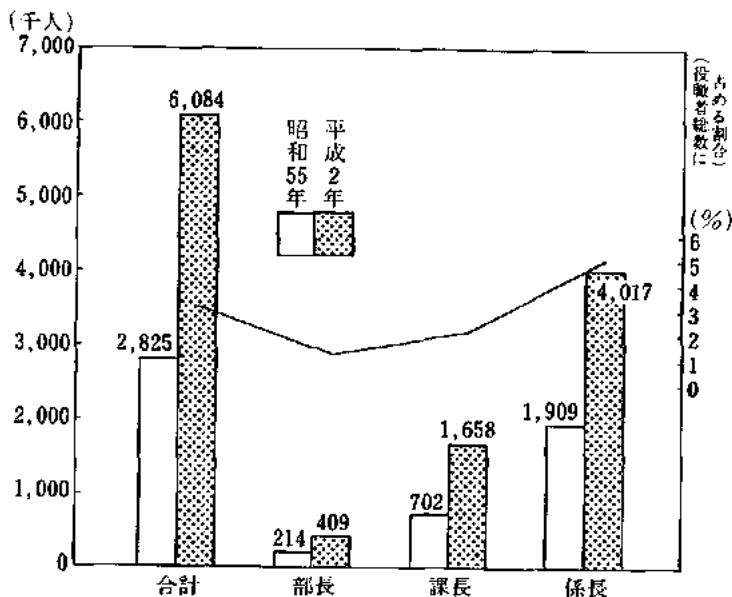
総務庁統計局「労働力調査」によると、2年の女子の管理的職業従事者は18万人（女子雇用者に占める割合1.0%）で、前年と同数である。女子比率は7.7%で、前年に比べると0.2ポイントの低下であるが、10年前に比べると2.6ポイントの上昇となっている。

さらに、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成2年6月）で、企業規模100人以上の企業における部長、課長及び係長である女子の役職者数をみると、60,840人（規模100人以上の企業の女子雇用者に占める割合1.4%）となっている。この内訳をみると、部長4,090人（女子役職者に占める割合6.7%）、課長16,580人（同27.3%）、係長40,170人（同66.0%）である（付表23）。

10年前と比べると、いずれも大幅に増え、部長では1.9倍、課長では約2.4倍、係長では約2.1倍となっている（第10図）。

役職者のうち最も多数を占めている係長について、年齢階級別の割合をみ

第10図 職階別女子役職者数の推移及び役職者に占める女子の割合



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

ると、40歳台が41.2%で最も多く、次いで30歳台が27.2%、50歳台が20.0%となっている。女子係長の平均年齢は43.2歳、平均勤続年数は18.4年である。

また、女子比率(役職者総数に占める女子の割合)も、部長では1.1%(55年1.0%)、課長2.0%(同1.3%)、係長5.0%(同3.2%)と、10年前に比べどの職階でも上昇している。

3. 労働市場の状況

(1) 一般労働者の求人・求職状況

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成2年の新規求人数(男女計)は月平均で54万1,000人で、前年に比べ2万人(3.9%)増と、増加幅は縮小したもの引き続き増加している(付表24)。

新規求職者（男女計）は月平均で28万4,000人で、前年に比べ2万4,000人（7.9%減）と引き続き減少した。

この結果、2年の新規求人倍率は1.90倍（元年1.69倍）で、50年以降最高の水準となった。また、有効求人倍率も昨年をさらに上回り、1.26倍（元年1.11倍）となった。

（2）パートタイム労働者の求人・求職状況

パートタイム労働者の労働市場の動きをみると、2年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均10万4,000人で、前年に比べ6,000人（5.9%増）と一般労働者新規求人数の増加率を上回る伸びを示した。

新規求職者（男女計）は月平均2万8,000人で前年より3,000人（11.4%）増となり、63年、元年と続いた減少から増加に転じた。そのため、新規求人倍率は3.74倍（元年3.93倍）と前年より低下した。また、有効求人倍率も3.27倍（元年3.93倍）と低下したが、パートタイム労働市場は引き続き人手不足が続いている。

（3）入職・離職状況

労働省「雇用動向調査」によると、2年の女子の入職者数は、292万1,000人、離職者数は267万2,000人であった。

入職・離職率（1月1日現在の在籍常用労働者数に対する1～12月の入職・離職者数の割合）をみると、入職率は22.5%（元年21.2%）、離職率は20.6%（同20.6%）で、入職率は、元年は前年に比べ低下したが2年は前年を上回った。この結果、入職超過率（入職率－離職率）は1.9%（元年0.6%）となった。

女子の入職・離職者を就業形態別にみると、入職者については一般労働者は194万4,000人、パートタイム労働者は97万7,000人、離職者については、一般労働者は187万人、パートタイム労働者は80万2,000人となっている。しかし、パートタイム労働者の入職・離職率（30.8%、25.3%）は、一般労働者

(19.8%, 19.0%)より高くパートタイム労働者の労働移動は引き続き活発であったといえる。なお、入職者・離職者に占めるパートタイム労働者の割合はそれぞれ33.4% (対前年差0.7ポイント上昇), 30.0% (同2.5ポイント低下)で、離職者に占める割合は前年より低下した(付表26)。

産業別にみると、いずれの産業においても入職超過となった(付表27)。

イ 入職者の状況

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、学卒以外の一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者)が19.8%、学卒未就業者が28.4%、転職入職者が51.8%であった。転職入職者の割合は近年上昇する傾向にあり、2年は5割を超えた。

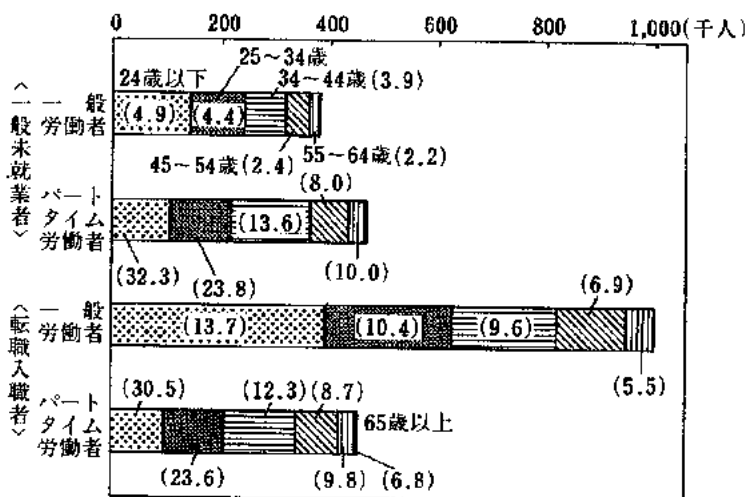
一方、パートタイム労働者では、一般未就業者が48.7%、転職入職者が47.3%となって、パートタイム労働者においても転職入職者の割合が前年より高まった(付表28)。

一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下(一般労働者の36.5%)が3分の1以上を占めている。パートタイム労働者では35～44歳層(パートタイム労働者の31.2%)が最も多いが、その割合は前年に比べ低下し、34歳以下の割合が高まった。

転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下の39.2%を最高に年齢が上昇するに従って低下しており、若年層が多い。パートタイム労働者では35～44歳層(29.1%)の転職者が多くなっている。

また、年齢階級別に常用労働者に占める一般未就業からの入職者及び転職入職者の割合をみると、いずれも若いほど高く、また、パートタイム労働者のほうが高くなっている。24歳以下のパートタイム労働者については、労働者全体の3分の2が2年中に新たに入職した者(一般未就業からの入職者及び転職入職者)であるといえる(第11図、付表29)。

第11図 年齢階級、就業形態別女子一般未就業者及び転職入職者



資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成2年)

注) () 内の数字は、年齢階級別の転職(一般未就業)入職率で、単位は%である。

$$\text{転職(一般未就業)入職率} = \frac{\text{転職(一般未就業)入職者数}}{\text{6月末日の常用労働者数}} \times 100$$

(就業の動機)

一般未就業者の就業の動機をみると、一般労働者では、前年までは「家計の補助」が最も多かったが、2年は「主な生活収入」が36.8%と最も多く、次いで、「家計の補助」が30.7%となった。パートタイム労働者では「家計の補助」が45.9%と最も多く、次いで「余暇の活用」17.8%、「主な生活収入」が10.8%となって、前年に比べ「家計の補助」の割合が低下した(付表30)。

一般労働者とパートタイム労働者とでは就業の動機にやや違いがみられる。

ロ 離職者の状況

離職者の離職理由をみると、個人的な理由が84.3%と最も多い。個人的な理由のうち結婚による離職者は8.3%で元年に引き続き低下しているが、出産・育児による離職者の割合は5.7%で前年よりやや上昇した(付表31)。

結婚及び出産・育児による離職者の割合を25~29歳層及び30~34歳層につ

いてみると、25～29歳層では結婚が21.9%、出産・育児が15.3%となっている。30～34歳層では、結婚が5.3%、出産・育児が13.5%である（付表32）。

（4）新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」（平成2年）により女子の新規学卒就職者を学歴別にみると、大学卒が8万9,000人（女子新規学卒就職者総数に占める割合14.9%）、短大卒17万人（同28.5%）、高校卒32万1,000人（同53.7%）、中学卒1万7,000人（同2.9%）となっている。大学卒と短大卒の割合は年々上昇しており、特に大学卒は前年に比べ1.2ポイントの大幅な上昇であった（付表33）。

なお、専修学校専門課程（専門学校）を卒業した女子（元年度間）のうちの就職者は11万7,000人である。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成2年3月の女子中学校卒業者は96万7,000人で、うち就職者は1万7,000人で就職率（卒業者に対する就職者の割合）は1.8%（元年1.9%）と引き続き低下している。就職者の産業分野をみると、第2次産業に48.1%、第3次産業に48.7%が就職している。第3次産業の占める割合が年々高まっている。

高等学校卒業者は88万6,000人で、うち就職者は32万1,000人、就職率は36.2%（元年37.0%）と、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している。就職者を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店に30.4%（元年30.9%）、製造業に30.4%（同30.4%）、サービス業に22.8%（同23.2%）となっている。この3産業で全体の8割以上を占めているが、卸売・小売業、飲食店及びサービス業の割合は前年より低下した。また、割合は低いが建設業、金融・保険業、公務では前年に比べ上昇した（付表36）。

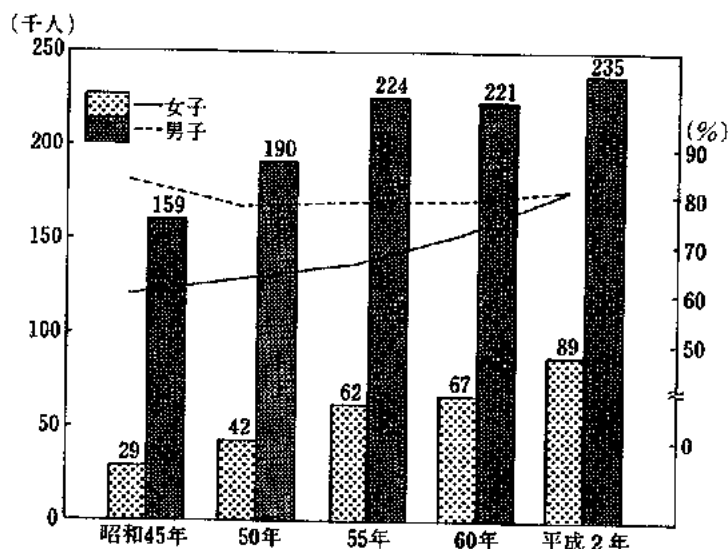
ロ 大学卒業者等の就職状況

短期大学卒業者は19万3,000人で、このうち、就職者は17万人、就職率は88.1%（元年86.1%）となった。就職者を産業別にみると、サービス業が

33.9%（元年35.1%）と最も多く、次いで金融・保険業19.2%（同17.5%），製造業19.0%（同19.0%），卸売・小売業，飲食店16.8%（同17.0%）となっている。前年に比べると，金融・保険業の割合が1.7ポイントと大幅に上昇したが，サービス業及び卸売・小売業，飲食店は低下した。5年前の60年と比べると，サービス業で2.7ポイント，製造業で2.2ポイント低下し，金融・保険業及び卸売・小売業，飲食店では3ポイント以上の上昇となっている（付表34）。

大学卒業者は11万人で，このうち就職者は8万9,000人，就職率は81.0%（元年78.5%）となり，就職率は男子と同率となった（第12図）。

第12図 大学卒新規就職者数及び就職率の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」

就職者を産業別にみると，サービス業に44.2%（元年45.6%）と最も多く就職しており，次いで製造業に19.1%（同18.2%），卸売・小売業，飲食店に12.6%（同12.9%）となっている。前年に比べると，製造業のほか，金融・

保険業の割合が上昇している。サービス業及び卸売・小売業、飲食店の割合は低下した。5年前と比べると、サービス業が7.6ポイントと大きく低下した一方、金融・保険業が4.5ポイント、製造業が2.0ポイント上昇した（付表34）。

大学卒就職者を職業別にみると、専門的・技術的職業従事者が43.9%（元年45.3%）と最も多く、次いで事務従事者が43.3%（同41.6%）となっている。前年に比べると、事務従事者及び専門的・技術的職業従事者のうちの技術者の割合が高まった（付表35）。

4. 女子労働者の労働条件等

(1) 賃金

イ 平均賃金

労働省「毎月勤労統計調査」によると、平成2年の女子常用労働者の1人平均月間現金給与総額は、22万3,089円（対前年比3.1%増）で、そのうち、きまって支給する給与は16万8,074円（同2.4%増）、特別に支払われた給与は5万5,015円（同5.1%増）となっており、増加率では前年をやや下回った（付表39）。

男子労働者の現金給与総額は44万9,709円（対前年比4.6%増）、きまって支給する給与は32万7,426円（同3.5%増）、特別に支払われた給与は12万2,283円（同7.7%増）となっている。

ロ 女子一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」（平成2年6月）によると、パートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支給する現金給与は、18万6,100円（対前年比5.3%増）、そのうち所定内給与は17万5,000円（同5.2%増）で、ともに昨年の伸びを上回った（付表41）。

女子の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下は11万300円で、年齢が上昇するにつれてゆるやかに高くなって45～49歳層では19万1,100円（17歳以下の約1.7倍）となり、50歳以降18万円台に下がっている（付表42）。

一方、男子一般労働者のきまって支給する現金給与額は32万6,200円（対前年比5.2％増）、所定内給与は29万500円（同5.2％増）である。所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下では12万5,600円で、年齢とともに高くなり、45～49歳層では36万9,700円（17歳以下の約2.9倍）となったのち50歳以降で低くなる。45～49歳層まで年齢とともに高くなるのは女子と同様であるが、年齢間の格差が女子に比べて大きい（付表42）。

所定内給与について全労働者平均で単純に男女間の比率（男子＝100.0）をみると、全体で60.2、年齢階級別では、18～19歳が91.6で年齢が高くなるとともに比率は低下し、50～54歳では50.8と最も小さくなっている（付表42）。

（標準労働者の賃金）

男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にして、学歴毎の標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の賃金を男女でみると、高卒では、20～24歳層で女子は15万1,400円、男子は16万9,400円（男女格差は89.4）であるが、50～54歳層で女子は34万4,400円、男子は49万2,500円（同69.9）と格差が最も大きくなる。大卒では、20～24歳層では女子は17万8,300円、男子は18万7,900円（格差は94.9）となっており、最も格差が大きくなるのは45～49歳層で女子40万3,700円、男子54万1,200円（同74.6）となるが、高卒に比べ大卒の男女間の格差は小さい（付表46）。

（学歴別賃金）

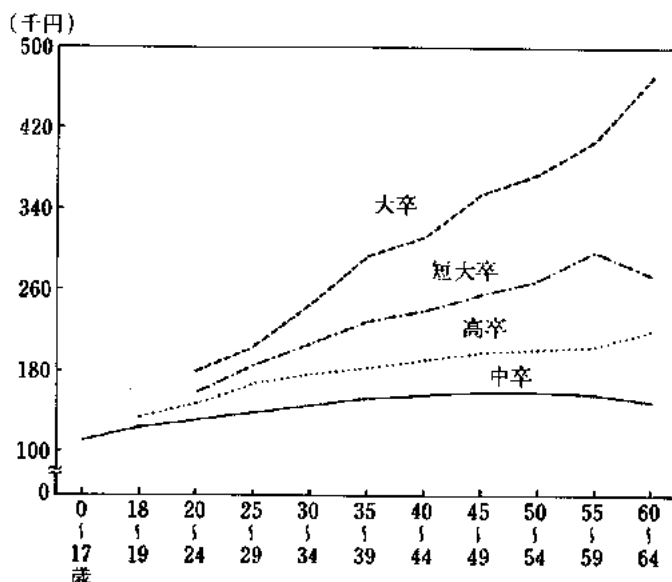
女子の間においても学歴差がみられるところから、女子の所定内給与を学歴別にみると、中卒15万3,700円（平均年齢48.6歳、平均勤続年数10.8年）、高卒17万3,000円（同34.4歳、7.2年）、短大卒18万6,300円（同28.7歳、4.9年）、大卒23万1,200円（同30.7歳、5.3年）となっている。

年齢階級別には、いずれの学歴でもおおむね50歳以降層までは年齢の上昇とともに高まっている。中卒では年齢が上がるにつれて緩やかに高まり50～

54歳層で15万8,400円（17歳以下層11万400円の約1.4倍）となり、その後は低くなっている。高卒では60～64歳層で22万1,200円と最も高くなり、18～19歳層（13万3,300円）の約1.7倍、短大卒では55～59歳層で30万600円で20～24歳層（15万7,500円）の約1.9倍、大卒では60～64歳層で47万5,100円で20～24歳層（17万8,400円）の約2.7倍となっている。学歴が高いほど年齢間格差が大きい（第13図、付表45）。

なお、勤続年数をみると、学歴が高いほど、年齢が上昇するにつれて平均勤続年数が長くなる傾向（30～34歳層高卒7.8年、大卒6.4年、50～54歳層高卒12.5年、大卒17.8年）が、また、就業分野についても学歴により産業、企業規模に違いがみられる（付表44）。

第13図 学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」（平成2年6月）

ハ 新規学卒者の初任給

女子新規学卒就職者（平成2年3月卒）の初任給は、中卒で10万7,100円（対前年比5.6%増）、高卒12万6,000円（同6.5%増）、短大・高専卒13万8,100円（同4.9%増）、大卒（事務系）16万2,000円（同4.4%増）、大卒（技術系）16万6,700円（同5.8%増）となり、大卒（事務系）以外の伸び率は前年を上回った（付表47）。

また、初任給について各学歴の男子を100.0として男女間格差をみると、中卒で91.5、高卒で94.7、短大・高専卒では95.0、大卒事務系で96.0、技術系で97.2と高学歴になるほど格差は縮小する。

(2) 労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」によると、平成2年の女子常用労働者1人平均月間総実労働時間は、155.3時間（対前年差3.6時間減）で、うち所定内労働時間は148.1時間（同3.3時間減）、所定内労働時間は7.2時間（同0.3時間減）であった。一方、男子は総実労働時間は179.4時間（同2.4時間減）で、所定内労働時間（159.5時間）、所定外労働時間（19.9時間）ともに減少した。また、平均月間出勤日数は、女子では20.7日、男子は21.2日とともに減少した（付表49）。

女子の労働時間を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（171.1時間）が最も長く、次いで建設業（169.6時間）、製造業（160.7時間）となっている。所定内労働時間でも、鉱業（164.3時間）、建設業（162.9時間）が長く160時間を超えており、次いで製造業（152.6時間）となっている。その他の産業の所定内労働時間は140時間台となっており、金融・保険業では139.0時間となった（付表50）。

(3) 勤労者世帯の家計

イ 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成2年の勤労者世帯1世帯当たりの1か月の平均実収入は52万1,757円で、前年に比べ5.2%増と前年の伸び率を上回る増加となり、57年(7.1%増)以来の高い水準であった(付表51)。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入は、43万670円で前年に比べ5.0%の増加であった。妻の勤め先収入は4万4,101円で前年に比べ7.8%増となり、元年の減少から再び増加となった。

実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月55万6,633円(対前年比5.2%増)、世帯主のみ働いている世帯は47万6,556円(同3.1%増)で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯に比べ16.8%多くなっている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は世帯主のみ働いている世帯に比べ6.4%少ない。

共働き世帯の妻の勤め先収入は10万7,928円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は19.4%である(付表52)。

なお、総務庁統計局「全国消費実態調査」により、平成元年9月～11月の夫婦共働き世帯の1か月平均の実収入をみると、49万3,672円で、その内訳は世帯主の勤め先収入が33万5,266円、配偶者の勤め先収入が10万3,958円であった。他の世帯員の勤め先収入は2万6,321円である。

配偶者その他の世帯員の勤め先収入を配偶者の就業形態別にみると、フルタイム職員の場合22万5,844円で最も多く、次いで、フルタイム労務者が16万4,628円、パートタイム労務者が9万1,588円、パートタイム職員が9万501円となっている(第14図)。

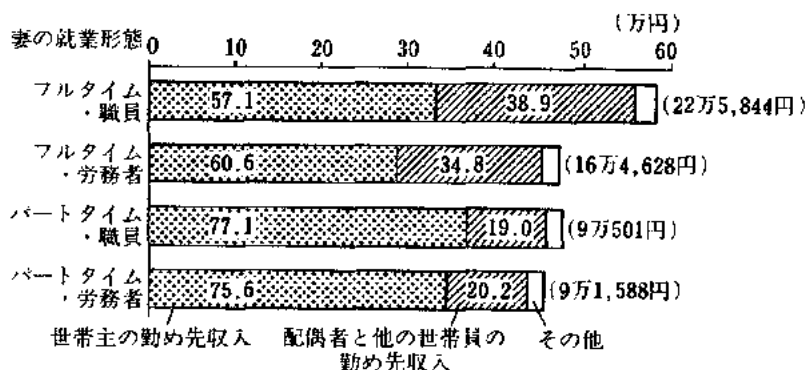
ロ 支出の動向

「家計調査」によると、平成2年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は33万1,595円で、前年に比べて4.8%の増加となった。

消費支出の内容を共働き世帯(消費支出34万4,927円)と世帯主のみ働いている世帯(同30万8,451円)で比較してみると、共働き世帯では「その他の消費支出のうち仕送り金」、「教育」、「食料のうち外食」、「交通通信」の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べて高くなっており、特に仕送り

金、教育関係費、自動車等関係費は支出金額でみると約1.5～2.4倍多くなっている（付表52）。

第14図 妻の就業形態別実収入—勤労者世帯



資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」（平成元年）

- 注） 1. 数字は実収入に占める割合で、単位は％である。
 2. () 内は配偶者その他の世帯員の勤め先収入である。
 3. ・職員とは、主として書記的、技術的又は管理的な仕事をしている者をいう。
 ・労務者とは、主として肉体的労働に従事している者をいう。

消費支出以外では、土地家屋借金返済も共働き世帯で高く、金額で世帯主のみ働いている世帯の約1.3倍の返済を行っている。

総務庁統計局「全国消費実態調査」により平成元年9～11月の共働き世帯の支出の状況を夫の年齢階級別にみると、「外食」は年齢による差はみられないが、「仕送り金」、「教育」は40歳以降で割合が高く、「交通通信」は若い層程高い割合を占めている（付表53）。

(4) 労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、平成2年6月末現在の単位労働組合の女子労働組合員数は339万3,000人で、前年に比べ2万6,000人（0.8%）

増加した。男子は1万8,000人(0.2%)増加であったため、組合員総数に占める女子の割合は27.8%と前年より0.1ポイント上昇した(付表54)。

女子組合員の産業別の割合をみると、サービス業が24.3%と最も多く、次いで製造業23.1%、金融・保険業19.1%、卸売・小売業、飲食店11.7%となっており、この割合は近年大きな変化はみられない。また、組合員総数に占める女子の割合を産業別にみると、金融・保険業(57.5%)、サービス業(43.6%)、卸売・小売業、飲食店(37.4%)で高くなっている(付表55)。

女子の推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は18.3%で、前年を0.6ポイント下回った。男子は前年より0.8ポイント低下して29.1%となった。女子雇用者は組織率の低い中小企業や第3次産業に多く雇用されていること、女子雇用者の約3割を占めるパートタイム労働者が組織化対象となっていない場合が多いことにより、女子の組織率は男子より低くなっていると考えられる。

なお、労働省「労働組合活動等実態調査」(平成2年6月)で、労働組合員数30人以上の単位労働組合でのパートタイム労働者の組織化状況をみると、女子組合員数に占めるパートタイム労働者の割合はわずか3.2%である。女子常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合26.8%と比較すると低くなっている(付表56)。

また、事業所にパートタイム労働者がいる組合のうちパートタイム労働者が加入している組合の割合は7.7%とわずかである。さらに労働組合のある事業所におけるパートタイム労働者及びパートタイム労働者以外の常用労働者の組織率をみると、パートタイム労働者以外の常用労働者では69.5%であるのに対し、パートタイム労働者では5.7%と低い(付表56, 57)。

5. 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業実態

イ 家内労働者数

労働省「家内労働概況調査」によると、平成2年9月現在の家内労働者

（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対償を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）数は90万3,400人で前年に比べ5万4,500人（5.7%）の減少となっている。このうち女子は84万4,800人、男子は5万8,500人、類型別には、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が84万3,500人（家内労働者総数に占める割合93.4%）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が5万400人（同5.6%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が9,400人（同1.0%）となっており、女子の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表58）。

家内労働者の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少に転じ63年に100万人を割り、2年は45年当時の半数以下となった。

家内労働者の減少について、委託者側の要因としては、産業構造の変化、発展途上国での生産の切り替え、品質管理の徹底、工場内生産への切り替え等家内労働に対する需要の減少が考えられる。家内労働者特に女子家内労働者側の要因としては、家事負担の軽減及び経済的理由等からパートタイム労働など雇用者としての就業指向が高まっていることが考えられる。

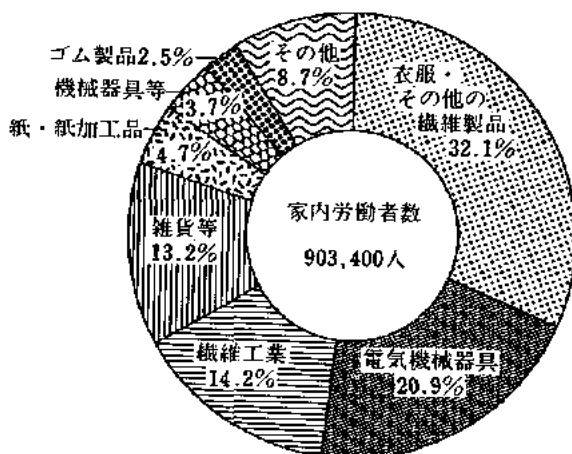
労働省「家内労働実態調査」により女子の内職的家内労働者の就業意識をみると、家内労働の継続を希望する者の割合は、60年には88.1%であったものが元年には84.2%に低下している。他方、家内労働をやめたい者の割合は11.9%から14.8%に上昇しており、これらの者の希望する就業形態等をみると、パートタイマー等雇用者として働きたいと思っている者は49.1%を占めている。

ロ 業種別状況

労働省「家内労働概況調査」（平成2年）により家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が28万9,600人（家内労働者の約30%）を占めている。

働者総数に占める割合32.1%)、「電気機械器具」が18万8,600人(同20.9%)、「繊維工業」が12万8,100人(同14.2%)、「その他(雑貨等)」が11万9,400人(同13.2%)となっており、これら4業種で全体の8割を占めている(第15図、付表59)。

第15図 業種別家内労働者数の割合



資料出所 労働省「家内労働状況調査」(平成2年)

ハ 家内労働者の年齢、経験年数

労働省「家内労働実態調査」(平成2年9月)により、家内労働者の年齢をみると、女子は40～50歳未満層が35.7%と最も多く、次いで30～40歳未満層が22.1%、50～60歳未満層が20.2%となっている。男子は50～60歳未満層が34.3%、60～70歳未満層が28.4%、40～50歳未満層が22.0%となっており、女子は男子に比べ比較的若い層の割合が高い。このため、女子の平均年齢は47.9歳、男子は55.2歳と女子の方が約8歳ほど若くなっている。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女子は「10年以上」が33.2%、「3～6年未満」が24.5%、男子は「10年以上」が64.9%と半数以上

を占めている。平均経験年数は女子は8年、男子は17年4か月である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業日数、就業時間

家内労働者の9月中の就業日数は、女子は「20～25日未満」が45.6%、次いで「25日以上」が25.2%となって、20日以上が7割である。男子は「20～25日未満」が45.1%、「25日以上」が44.1%と20日以上が9割を占めている。1人平均就業日数は女子は20.4日、男子は23.0日となっている。

家内労働者の1日の平均就業時間は、女子「4～6時間未満」が33.6%と最も多く、次いで「6～8時間未満」が31.9%となって4～8時間の者が6割を占めている。男子は「8～10時間未満」が24.9%、「10～12時間未満」が23.7%、「12時間以上」が19.2%と8時間以上の者が7割を占めている。平均就業時間は、女子は5.9時間、男子は8.8時間となっている。

就業日数及び就業時間ともに男子の方が長くなっているが、これは男子は女子に比べ専門的・家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

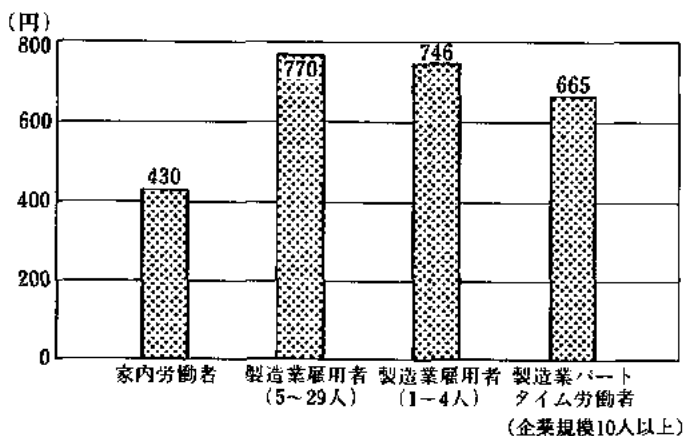
ロ 工賃

平成2年9月における家内労働者1人1時間当たりの工賃額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女子では「200～400円未満」が最も多く45.4%、次いで「400～600円未満」が31.3%となっている。男子は「200～400円未満」14.4%、「800～1,000円未満」及び「1,000～1,200円未満」がそれぞれ12.6%、「600～800円未満」が12.5%、「400～600円未満」が11.6%となっている。男子は低い階級にも高い階級にも分散しているが、女子は比較的低い階級に集中している。このため、1人1時間当たりの平均工賃額は女子は430円、男子は945円と、女子は男子の半分以下となっている。

なお、雇用者の平均賃金と比較すると、女子家内労働者の平均工賃額は規模5～29人及び1～4人の製造業事業所における女子雇用者1人1時間当たりの賃金額（それぞれ770円、746円。きまって支給する現金給与額を月間実労働時間で除して算出）の6割弱となっている。さらに、製造業のパートタ

イム労働者の1時間当たりの所定内給与額(665円)と比較しても64.7%である(第16図)。

第16図 女子家内労働者の工賃と女子雇用者の賃金比較(1時間当たり)



- 資料出所 労働省「家内労働実態調査」(平成2年9月)…家内労働者
 同「毎月勤労統計調査」(平成2年8月)…製造業雇用者(5~29人)
 同「毎月勤労統計調査特別調査」(平成2年7月)…製造業雇用者(1~4人)
 同「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)…製造業パートタイム労働者
- 注) 1. 製造業雇用者(5~29人及び1~4人)については、婦人局において、「きまって支給する給与」を当該月の総実労働時間で除したものである。
 2. パートタイム労働者については所定内給与である。
 3. () 内は事業所規模を表している。

Ⅱ 女子の再就職とパートタイム労働

はじめに

近年女子のライフサイクルに対する意識の変化により、結婚、出産等で退職した女子が育児後再就職を希望する傾向が強まっている。家事、育児の軽減、女子労働に対する社会一般の意識の変化、社会的基盤の整備、労働不足基調の中における企業の主婦層に対する労働力への期待等により、この傾向は当面続くことが予想される。

しかしながら、再就職を希望する女子のニーズにあった就業が必ずしもスムーズに行われているわけではない。一般に再就職を希望する女子については、学校卒業後就業し、結婚、出産等によって退職した後、長期の職業生活の中断があるため、経験、技能が技術の進歩に十分対応できない場合や、また職業人としての経験が十分に積まれていない場合もある。さらに高学歴者や有資格者がそれに見合った再就職を希望しても、適切な就職先が得られない場合がある。企業の側においても再就職女子を採用するに当たり、単純、補助労働の枠での採用しか考えていなかったり、また採用年齢の上限を低く設けたり、再就職を希望する女子のニーズにあった職種の開発や処遇への努力が不十分な場合がある。

再就職女子の就業形態は多様化してきており、フルタイム労働のみならずパートタイム労働等がみられる。これらの女子は、家事、育児等のため、働くことができる時間が限られていることから、フルタイム労働として就労することが困難な場合が多く、その多くがパートタイム労働者として就労しているところである。

パートタイム労働は、このような働く側のニーズと企業側のニーズが合致するところから増加し定着しており、一つの好ましい就業形態として位置付けられるものの、この職業能力の開発、フルタイム正社員との労働条件の格差や従来のパートタイム労働の特徴であった単純、補助労働から専門、基幹

的労働への広がりへの対応など検討しなければならない課題も多い。

ここでは、再就職を希望する女子のスムーズな再就職に向けて、その実態と制約の状況をみたく、円滑な再就職を確保し再就職を希望する女子に能力に応じた生きがいのある職場を与えるためにどのような方向が望まれるのか、再就職を希望する女子の能力開発、企業の雇用管理、女子再雇用制度等について考えていくとともに、再就職女子に多くみられるパートタイム労働について現状やその特性をみて、能力開発、新たな就業分野への対応などの環境整備について検討することにする。

（１）再就職女子をめぐる状況

１．再就職女子の増加とその背景

（１）年齢階級別女子人口に占める雇用者の割合

総務庁統計局「労働力調査」（平成２年）で年齢階級別に女子人口に占める雇用者の割合をみると、１で述べたように、20～24歳層で69.4％と最も高く、その後下降し30～34歳層で38.8％とボトムとなるが、以後上昇に転じ45～49歳層で50.7％となり第二のピークを迎えた後50歳以降下降するという労働力率のM字型に似た曲線となっている。これは、学校卒業後就職し、結婚、出産等で退職し、子育てが一段落した後再就職する者が多いことによるものである。

この年齢階級別の雇用者の割合（女子）の推移をみると、20歳から54歳までの各層で年々雇用者の割合が上昇してきており、全体としてM字型が上方にシフトしてきている。中でも、25～29歳層における雇用者の割合の上昇が著しく、次いで45～49歳層、35～39歳層、40～44歳層、50～54歳層などM字型の第2のピークの前後での上昇が大きい。これらに比べると、ボトムとなる30～34歳層の上昇は緩やかであり、雇用者の割合のボトムと第2のピークとの差は、拡大してきている。

このような傾向は当分解消されることはなく、出産・育児等による中断期の後再就職する女子が多い状態が続くと考えられる（9頁第4図、付表

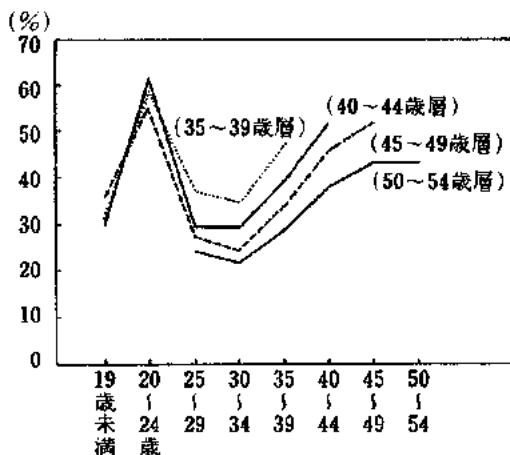
10)。

これをコーホート別に30～34歳層と35～39歳層の雇用者の割合の差をみると、「平成2年50～54歳層」では、7.0ポイントであるが、「平成2年45～49歳層」9.2ポイント、「平成2年40～44歳層」9.9ポイントなど年齢が若くなるほど上昇幅が大きくなっている。さらにその次の35～39歳層と40～44歳層及び40～44歳層と45～49歳層の上昇幅についても同様である。

このように若いコーホートほど上位の年齢階級に向けての上昇曲線は、急速となっており、再就職女子の比率が高くなってきたことがうかがえる（第17図）。

女子に望ましい就業形態のあり方を聞いた総理府「女性の就業に関する世論調査」（平成元年）の結果では、「就職（業）し長く働く」とする継続就業型は14.4%で前回調査（昭和58年）とはほぼ同様のポイントとなっているが、「就職（業）し、結婚や出産などで一時家庭に入るにしても再び働く」とする再

第17図 コーホート別女子雇用者の割合の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は平成2年現在の年齢

再就業率は64.2%を占め、前回調査の55.2%に比べ10ポイント近くも増えている。また東京都生活文化局の実施した「女性の就労に関する意識調査」（平成2年）（調査対象者は19歳から26歳までの都内に勤務する女子1,483名）によっても、理想とするライフコースとして再就職を望む者が42.5%と一番多く、結婚・出産後退職し再就職しない者が29.7%、継続して仕事をしたい者が25.0%の順となっている。

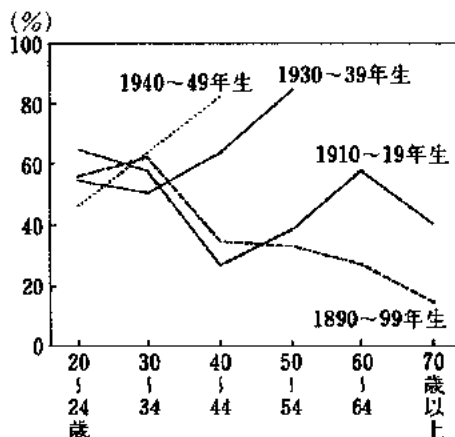
（2）女子再就職をめぐる諸外国の状況

諸外国では、女子再就職の状況はどのようになっているのだろうか。各国により統計の取り方に差異があるが、OECD「EMPLOYMENT OUTLOOK」（1988年9月）によってこれを概観してみよう。

イ 年齢階級別女子労働力率

年齢別女子労働力率の推移をみると、若年層と高齢層を除き、各国とも上方にシフトしてきている。OECD「EMPLOYMENT OUTLOOK」（1988年9月）の最新のデータでは、フランス、米国、スウェーデン等の年齢別女子労働力率は男子と同様に「逆U字型」となっているが、英国等においては、我が国と同様に30歳前後の子育て期の中断期間に労働力率に谷があるM字型を示していたが、近年M字型のボトムが上昇し、他の欧米主要国に近い形状となっている。なお、米国とスウェーデンについては、コーホートによる女子労働力率について極めて長期の推移をみることができ、ライフサイクルの変化がうかがえる。両者とも結婚、出産により非労働力化しその後は再就職しない者が多かったため、20～24歳をピークとするパターン（19世紀生まれの者）、30歳前後の谷があるM字型のパターン（20世紀初め生まれの者）を経て、最近の「逆U字型」に至っている。この両国では、女子再就職はいわば過去の問題となっていると考えられる（第18図）。

第18図 コーホート別女子労働力率
(スウェーデン)



資料出所 OECD「EMPLOYMENT OUTLOOK」(1988年)

ロ 子供の数等による影響

ドイツ(旧西ドイツ地域)と英国の調査では、コーホート別の女子労働力率について、子供の数による差を知ることができる。

ドイツの「子供3人以上」を除けば、いずれの曲線も若い世代ほど上方にシフトしており、労働力率の上昇がみられるが、子供の数が多くなると労働力率のレベルは低下する。その場合でも、年齢が30歳を超えると労働力率が上昇しており、その傾向は若い世代ほど著しい。なお、ドイツと英国とを比較すると、英国のほうが子供有りの30歳前後の谷が深く、その後の回復が急速となっている。これについては、英国ではドイツのように「キンダーガルテン(幼稚園)」が整っておらず、一方就学後については、学校給食が普及しており母親がパートタイムの雇用者となりやすいことによっている。これに対して、ドイツでは子供が家に帰って昼食をとる傾向があることから第2のピークが低く抑えられている。

ハ パートタイム労働との関係

出産後の母親の労働力率の上昇には、各国ともパートタイム労働によるところが大きい。ECの調査では、労働力率に占めるパートタイム労働の割合は、16歳未満の子供がいない女子の場合に比べ、3歳未満の子供がいる母親の方が高く、子供が3～15歳の場合にはさらに高くなっている。特に英国のコーホート別の調査では、フルタイム雇用者の割合は30歳以上の年齢による伸びが小さいのに対し、パートタイム労働はその伸びが急速であり、その傾向は若い世代ほど著しい。1930年代生まれのコーホートでは35歳でパートタイム労働がフルタイム労働を超えており、1940年代生まれのコーホートではすでに31歳でフルタイムを超えている。

2. 再就職女子の属性と就業意識

ここでは、再就職女子のキャリアモデルのそれぞれの時期において、再就職女子がいかなる属性を持つかみていくこととする。

(1) 再就職年齢

(財)労働問題リサーチセンターの委託を受けた女子の再就職問題に関する研究会が平成2年に実施した「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」

(従業員規模30人以上で過去に30歳以上の女子を採用したことのある1,000事業所とその事業所で働く30歳以上の再就職既婚女子2,060人に対するアンケート調査。以下「再就職調査」と言う。)では再就職年齢は30～34歳層が最も多く32.2%，次いで25～29歳層の25.2%，35～39歳層の21.5%となっている(第4表)。

第4表 再就職時の年齢

(単位 %)

計	19歳未満	20～24歳	25～29	30～34	35～39	40～44	45歳以上
100.0	1.1	9.7	25.2	32.2	21.5	6.8	2.5

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

(2) 再就職時の就業形態

労働省「雇用動向調査」で30歳以上の一般未就業女子（当該事業所に入職する前1か年間に就業経験がなかった者で学卒未就業者以外の者）の就業形態別入職状況をみるとパートとして入職する者の割合は昭和55年には43.6%であったが、平成2年には63.9%とパートとして就職する者が目立っている。このうちの多くは再就職としての入職と考えられる（付表60）。

「再就職調査」によると再就職の就業形態は正社員が42.9%、パートが48.7%でパートで再就職した者が多くなっている。中断期間に入る直前の就業形態が正社員であった者（83.0%）でみると、正社員として再就職した割合は45.3%、パートとして再就職した割合は47.4%で約半数がパートタイム労働者として就職している（付表61）。

総理府「女性の就業に関する世論調査」（平成元年）によると再就職時の好ましい就業形態としてパートを望む女性は60.4%、フルタイム（いわゆる正社員）を望む女性は16.3%と再就職時の就業形態としてパート労働が好まれている。

また労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によるとパートで働いている理由（女子）は、自分の都合の良い時間に働きたい（58.9%）、勤務時間・日数を短くしたい（31.7%）、家事・育児の事情（23.1%）などであり、正社員として働ける会社がない（17.5%）とする消極型の選択は少数となっている。

(3) 再就職理由

前出「雇用動向調査」（平成2年）で30歳以上の女子一般未就業者の入職動機をみると、一般労働者は「家計の補助」が53.8%で最も多く、次いで「主な生活収入の為」が20.1%となっている。パートタイム労働者は「家計の補助」が58.0%で最も多く、「主な生活収入の為」は8.2%と一般労働者よりかなり少なくなっている。逆に「余暇の活用」の比率は一般労働者より高くなっている（第5表）。

第5表 30歳以上の一般未就業女子の入職動機 (単位 %)

	主な生活収入	家計の補助	生活水準向上	余暇の活用	その他の理由
一般労働者	20.1	53.8	14.7	7.0	8.9
パート	8.2	58.0	15.4	14.1	4.4

資料出所 労働省「雇用動向調査」(平成2年)

「再就職調査」により現在の就業形態別に再就職理由をみると、現職正社員では「家計はなんとかあったが経済的余裕が欲しかったから」が41.1%と最も多く、次いで「暇な時間をもったいないから」が28.7%、「子供の教育にお金がかかるから」が26.8%、「家庭以外の場で活躍したかったから」が24.5%の順になっている。パートでは、やはり「家計はなんとかあったが経済的余裕が欲しかったから」が44.9%で1位となっているものの「暇な時間をもったいないから」が41.4%と現職正社員よりもかなり多くなっている。また現職正社員では「能力を発揮したかったから」が14.6%(パート8.1%)とその割合が高くなっている(付表62)。

(4) 再就職時の育児状況

再就職時に子育ての問題はどのようになっているのであろうか。

総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成3年2月)によると、子供のいる世帯のうち末子の年齢が0～3歳では21.6%の者が雇用者として働いており、4～6歳では36.2%、7～9歳では45.5%、10～12歳では52.9%と末子の年齢が上がると同時に雇用者として働く割合も高くなっている(付表18)。

また「夫婦と子供から成る世帯」と「夫婦と子供と親から成る世帯」についてその就業状況を比較してみると、「夫婦と子供から成る世帯」のうち妻が就業している割合は38.4%、「夫婦と子供と親から成る世帯」の場合は47.8%で「夫婦と子供と親から成る世帯」の方が雇用者として働く割合は高くなっている(付表63)。

「再就職調査」で再就職時の末子の育児状況についてみると「子供はいなかった」(14.3%)、「大きいため面倒を見る必要がなかった」(28.8%)、「誰かが面倒を見る必要があった」(51.5%)となっており半数以上の者が誰かに子供の面倒を見てもらいながら仕事についていることになる(第6表)。

第6表 再就職時の末子の育児状況 (単位 %)

計	子供はいなかった	大きいため面倒をみる必要がなかった	誰かが面倒をみる必要があった
100.0	14.3	28.8	51.5

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

子供の面倒を見る人、施設についてみると、圧倒的に保育所(50.3%)、親(45.3%)が多く、これらの人、施設が無ければ再就職が困難なことを物語っている。「労働力調査特別調査」による親と同居した場合の妻の雇用者として働く割合の高さは、妻が親に子供預け就業していることを推察させる。

(5) 前職の退職理由

「雇用動向調査」(平成2年、企業調査)で年齢階級別に女子離職者の離職理由の構成比をみると、結婚、出産・育児による離職は20～24歳ではそれぞれ13.3%、5.2%、25～29歳では21.9%、15.3%、30～34歳では5.3%、13.5%となっている。

「再就職調査」(30歳以上の再就職した既婚女子個人に対する質問)で再就職女子が中断期間に入る直前の職場の退職理由をみると、結婚は46.1%、出産・育児は35.4%であり両者を合わせると8割を超える。年代別にみると若い層ほど結婚による退職の割合が少なく年代間の差が顕著である。出産・育児に関しては各年代層とも平均的に退職理由にあげられている(付表64)。前出「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)で、現在無職で今までに就業経験のある者に仕事を辞めた理由を聞いているが、「結婚」を理由とする

者は41.7%、「家事・育児への専念」を理由とするものは28.6%と「再就職調査」と同様の傾向をあらわしている。

ちなみに中断期間に入る前の職業の勤務年数をみると1年未満が30.7%であり、1～3年未満、3～5年未満、5～10年未満はいずれも20%前後となっている。再就職した者の約半数は中断期間前の前職を3年未満で退職していることとなる。

(6) 中断期間の長さ

「再就職調査」で中断期間に入る直前の職場を退職後、再就職時までの中断期間をみてみると、1年未満に再就職するものが30.0%、次いで5～10年未満の者が22.4%、10～15年未満が15.6%となっている（付表65）。

3. 再就職女子の雇用に関する企業の動向

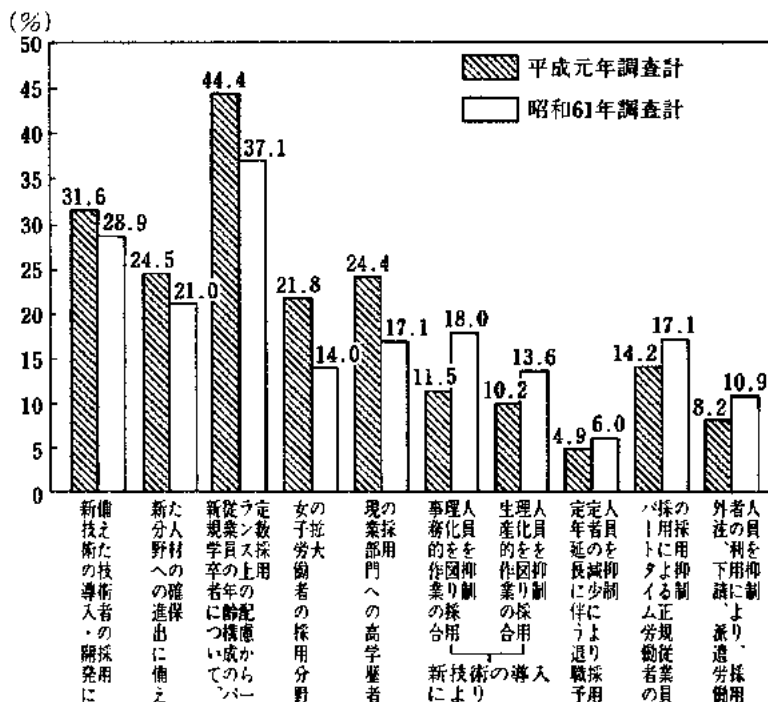
(1) 需要の状況

再就職女子に対する企業の需要の状況等、労働市場はどのようなであろうか。これを全国の職業安定所で取り扱った求職・求人及び就職の状況でみることにする。

平成2年の一般職業紹介状況（新規学卒を除き、パートタイムを含む）についてみると、月間有効求職者数は、129万4,000人で前年に比べ6.4%減少したが、前年（9.2%減）より減少幅は縮小した。月間有効求人数は、181万5,000人で前年比4.9%増となり、前年（12.4%増）より増加幅は縮小したもの引き続き増加した。有効求人倍率は、持続的な景気拡大を背景として、求人が増加となり求職者が減少したことから、1.40倍と前年（1.25倍）を0.15ポイント上回った。

また、労働省の実施した「雇用管理調査」（平成元年）では、過去1年間に中途採用者を採用した企業の割合は約8割となっており、パートタイム労働者については、約4割となっている。今後の採用方針について、中途採用を増やす方針の企業は7割を、パートタイム労働者の採用を増やす方針の企業

第19図 今後の常用労働者の採用に当たっての考慮事項 (M. A)



資料出所 労働省「雇用管理調査」

は6割をそれぞれ超えともに4割台であった前回調査(昭和62年)に比べ著しく増えている。また今後の常用労働者の採用に当たって考慮すべき事項として「女子労働者の採用分野の拡大」を考えている企業は7.8ポイント増加している(第19図、付表66)。

(2) 再就職女子の採用状況

企業は、再就職女子を採用するに当たっての方針や活用に当たっての方針については、どのように考えているのであろうか。以下3においては、「再就

職調査」によりその状況をみることにする。

再就職女子の採用状況については、既婚女性（採用時点で30歳以上）を、「正社員としてだけ中途採用した」企業は8.0%、「正社員とパートの両方で中途採用した」企業は56.7%、「パートとしてだけ中途採用した」企業は28.2%である。「正社員として中途採用した」企業の割合を、規模別にみると、100～299人規模では84.2%、300～999人規模では76.4%、1,000人以上規模では50.6%であり、規模が小さいほどその割合は高い。

(3) 再就職女子に対する期待

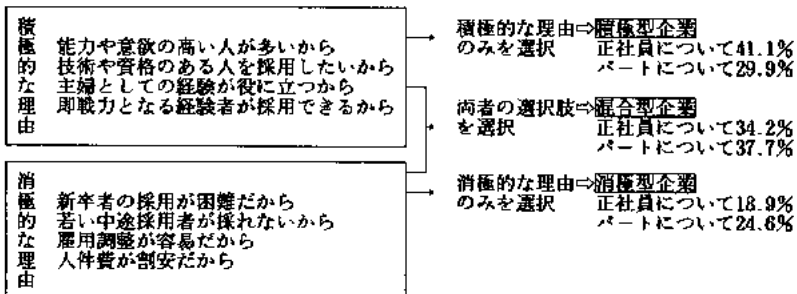
次に、再就職女子（以下、「再就職調査」の記述については、「企業が過去3年間に中途採用した既婚女性（採用時点で30歳以上の者）」をいう。）を中途採用した理由をみると、正社員、パートともに、「即戦力となる経験者が採用できるから」が最も多く、次いで「若い中途採用者が採れないから」、「能力や意欲の高い人が多いから」となっている。さらに正社員では「新卒者の採用が困難だから」、「技能や資格のある人を採用したいから」が続いているが、パートの場合は「新卒者の採用が困難だから」、「人件費が割安だから」、「主婦としての経験が役に立つから」が続いている（第20図）。

回答した企業をこれらの採用理由をもとに以下のように3つの型に分類する。

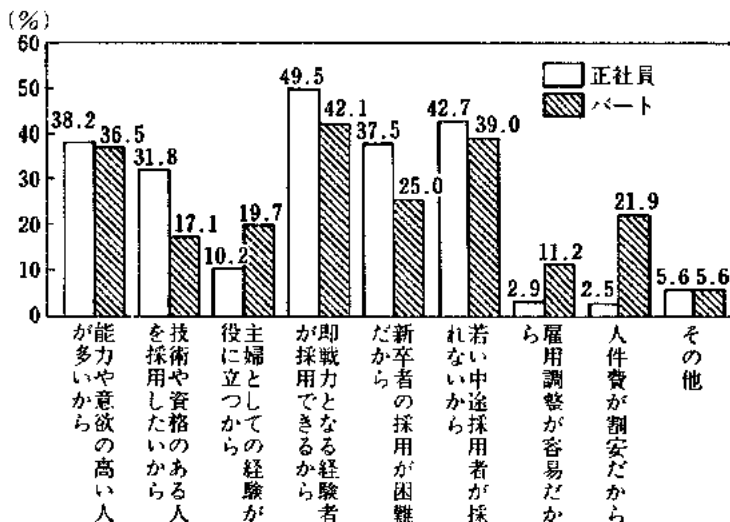
再就職女子の中途採用理由から分類した企業の類型化

(採用の理由)

(企業の類型)



第20図 再就職女子を中途採用した理由



資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

このように、正社員を中途採用している企業では、再就職女子の能力に期待を持っている企業もかなりあるが、やむをえず再就職女子を採用している企業も多い。また、パートタイム労働者では、消極的な理由で中途採用する企業が正社員に比べて多くなっている。

再就職女子を中途採用した職種を、企業の型別に、正社員、パートのそれぞれについてみると、積極型企業では、専門・技術、事務、販売で多くなっており、消極型企業では、製造、労務が多くなっている(第7表)。

次に、再就職女子を中途採用する際にそれまでの経験・技能・知識・資格などを評価して採用するようにしているかどうか、実際に評価して中途採用したかどうかについてみる。正社員については、「評価して採用するようにしている」ところが67.6%、また、実際に「そうした事例があった」ところは61.6%であり、評価するのが基本的傾向となっており、特に積極型企業で

第7表 既婚女性を中途採用した職種（M. A.）
（単位：%）

職種	正社員		パート	
	積極型企業	消極型企業	積極型企業	消極型企業
専門・技術	40.0	7.7	15.0	5.6
事務	21.3	7.7	31.7	11.3
販売	23.0	7.7	21.5	7.9
サービス	4.4	1.9	6.5	6.8
製造、労務	16.8	73.1	32.7	67.1

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」（平成2年）

注）過去3年間で30歳以上の既婚女性を中途採用した企業を100.0としている。

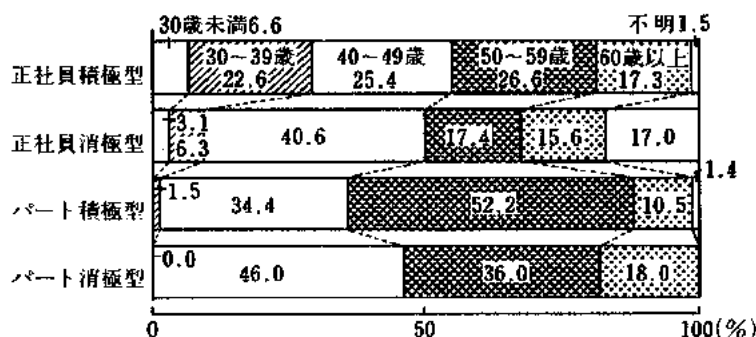
その傾向は強い（正社員についての積極型企業では、「評価して採用するようにしている」は、79.6%、「そうした事例があった」は、70.6%。正社員についての消極型企業でそれぞれ55.8%、48.1%。パートについての積極型企業でそれぞれ55.1%、59.6%。パートについての消極型企業でそれぞれ30.7%、27.3%）。

経験・資格等を評価しない理由についてみると、正社員については、「たいした知識・技能を必要とせず、すぐ覚えられる仕事だから」（52.4%）と「経験によって実際に能力が高いならば、入社後の考課によって十分評価できるから」（46.4%）とするところが多く、パートについては、「たいした知識・技能を必要とせず、すぐ覚えられる仕事だから」とするところが73.3%と最も多い。これらのことから、採用の際に経験・技能を評価しない企業においては、正社員、パートとも単純な職務に配置されていると考えられる。

（4）中途採用に当たっての年齢制限

（3）で述べてきたように、再就職女子の能力に期待し積極的に採用していこうとする企業と、経験・技能を評価しない企業に分かれるが、企業は、女子の能力が結婚、出産等を契機とする退職によりどのように変化すると考えているだろうか。

第21図 上限年齢の分布



資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

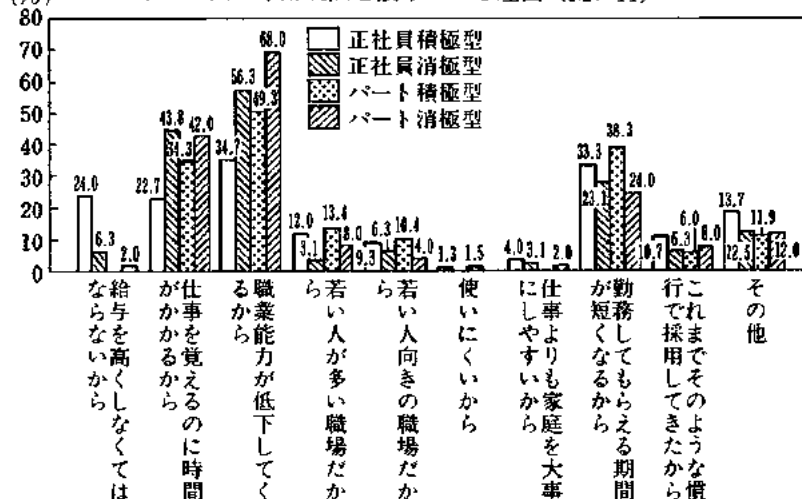
再就職女子を中途採用するに当たって上限年齢の有無を聞いたところ上限年齢を設けているところはかなり多く、正社員で6割、パートタイム労働者で5割を超える(正社員について積極型62.6%、消極型68.2%。パートについて積極型62.6%、消極型56.8%)。この中で上限年齢の分布をみると、図のとおりとなる(第21図)。

上限を設ける理由をみると、「年齢が高くなると職業能力が低下してくるから」、「年齢が高いと仕事を覚えるのに時間がかかるから」が多く、中断による能力の低下を指摘している(第22図)。

その上限年齢では中途採用ができなくなった場合、上限年齢を引き上げる考えがあるかについてみると、積極型企業では「年齢を引き上げずにそのまま予定数に達するまで募集を続ける」とするところが最も多く(正社員46.7%、パート35.8%)、消極型企業では「年齢を引き上げる」とするところが最も多い(正社員、パートともに50.0%)。

一方、年齢制限を設けていないところについて、その理由をみると、積極型企業では「仕事の能率は年齢と関係ないから」とするところが最も多く(正社員56.3%、パート44.1%)、消極型企業では「年齢制限をしたら必要なだけの人数が採用できない」が最も多い(正社員50.0%、パート56.3%)。

(%) 第22図 年齢制限を設けている理由 (M. A)



資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

(5) 再就職女子の活用方針、教育訓練等

これまでみてきたように、企業は、再就職女子の能力を考慮し採用しているところであるが、採用後の企業における再就職女子の処遇は、どのようなになっているであろうか。

まず、最も多くの再就職女子を中途採用した職種について、その職種に従事した経験の有無について初任賃金に差をつけたかどうかについてみると、「差をつけた」ところは積極型企業に多い(正社員について、積極型企業50.4%、消極型企業34.6%。パートについて、積極型企業29.9%、消極型企業11.4%)。

次に、再就職女子の活用についてみると、活用方針をもつ企業、また、活用のための工夫を行っている企業は、積極型企業に多い。特に、活用方針については、「教育訓練をして積極的に活用する」、「技能、知識をもつ人を採用して即戦力とする」と回答した企業は、正社員、パートのいずれをみても積

極型企業に多く、消極型企業では、「女子に向けた仕事で活用をはかる」と回答した企業が積極型企業よりも多くなっている（付表67）。

また、活用の工夫をみても、正社員について消極型企業では、「残業を減らす・なくす」、「休日を増やす」、「勤務日・時間を本人の希望に合わせる」といった勤務時間に関することがらが積極型企業よりも多くなっている（付表68）。

このように再就職女子を活用するかどうかについては、採用理由が大きく関係し、能力や意欲などを重視して採用した企業では、採用後も中途採用女子の職業能力の維持、開発を重視した活用を図っているといえる。

では、活用方針として多くの企業が「教育訓練して積極的に活用する」としているところであるが、教育訓練の実施の内容についてはどのような状況であろうか。多くの企業が「仕事をしながらの教育訓練」（正社員77.2%，パート78.4%）、「入社時導入教育」（同56.1%，47.2%）を実施している。また、教育訓練についてみても企業の型による違いがあり、特に、「OA機器の操作」（正社員積極型29.0%，消極型8.8%，パート積極型21.6%，消極型12.1%）、「営業・販売教育」（正社員積極型19.4%，消極型3.5%，パート積極型18.0%，消極型4.4%）については、正社員、パート双方とも、積極型企業の方が実施している割合は高い。

教育訓練等を実施し積極的に再就職女子を活用していけば、再就職女子にも、補助的な業務にとどまらない能力発揮の機会が与えられることが考えられる。このことについて企業が再就職女子を係長相当以上の役職に登用したことがあるかどうかについてみると、「ある」とする企業は、積極型企業に多い（正社員について、積極型企業で58.1%，消極型企業で17.5%。パートについて、積極型企業で39.6%，消極型企業で19.6%）。なお、登用したことがない企業のその理由についてみると（複数回答）、正社員について、積極型企業では「昇進基準に達していないから」（25.0%）、「役職につくことを希望するものがないから」（23.1%）、消極型企業では「中途採用女性の昇進ルールが無いから」（26.1%）、「家庭責任があり責任あるポストにつくのが難し

いから」(19.6%)の順に多い。

ところで、企業においては以上のように再就職女子の活用が図られているが、企業は、再就職女子をどのように評価しているのであろうか。正社員、パートともに「若い女性に比べて定着性が高い」(正社員61.7%, パート52.3%),「勤勉である」(正社員59.9%, パート59.3%),「責任感がある」(正社員53.3%, パート41.3%),「職場のなかで協調性がある」(正社員39.8%, パート40.1%)について評価が高い。特に正社員では、「責任感がある」,「能率がよい」,「向上意欲がある」については、積極型企业では評価している企業の割合が消極型企业に比べ高くなっている。

(6) 企業の再就職女子に対する要望

中途採用に応募する女子に企業が望むことをみると、「職業人としての心構えをもっていること」、「かつての経験に固執しないで柔軟に新しいものにチャレンジすること」が多い。これに対し、「OA機器くらいは扱えるようになっていくこと」は10%程度にとどまっている(第8表)。

第8表 中途採用に応募する女子に企業が望むこと

(単位: %)

区 分	職業人としての心構えをもっていること	以前の経験で身につけた知識・技能を維持しておくこと	経済・産業の動向を常に知っておくこと	経済・産業の動向に見合った新しい知識・技能を身につけておくこと	かつての経験に固執しないで柔軟に新しいものにチャレンジすること	OA機器くらいは扱えるようになっていくこと	そ の 他
正社員積極型	77.0	35.4	0.0	3.5	59.3	8.8	0.9
正社員消極型	84.6	17.3	0.0	1.9	89.2	7.7	0.0
パート積極型	81.3	31.8	0.0	4.7	61.7	10.3	0.9
パート消極型	73.9	14.8	1.1	1.1	73.9	10.2	1.1

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

再就職女子を採用した際に重視した事項についてみると(3つまでの複数回答), 正社員の場合「人柄」を重視した企業が78.4%で第1位となっており, 「仕事上の能力・経験」は51.5%で第3位にとどまっている。次に再就職女子に会社がその者を採用する際に, どのような事項を重視したと考える

かを回答してもらった結果（複数回答）、現職正社員では、「仕事上の能力・経験」、「健康・体力」、「働ける時間帯や日数や曜日」などが約4割弱の人から選択されている。現職パートでは、「働ける時間帯や日数や曜日」が第1位で62.2%を占め、次いで「健康・体力」、「仕事上の能力・経験」となっている（第9表）。

第9表 中途採用基準 注1)

(単位: %)

	個 人 調 査 注2)				企 業 調 査			
	正社員		パート		正社員		パート	
1位	能力経験	39.3	勤務時間帯・日数	62.2	人柄	78.4	勤務時間帯・日数	79.7
2位	健康	38.7	健康	39.3	健康	67.8	人柄	73.9
3位	勤務時間帯・日数	37.8	能力経験	33.8	能力経験	51.5	健康	57.5
4位	年齢	32.7	年齢	31.2	勤務時間帯・日数	37.0	能力経験	32.4
5位	人柄	26.5	通勤時間	25.4	年齢	34.4	年齢	28.4
6位	通勤時間	25.6	人柄	21.1	資格	21.1	通勤時間	24.2
7位	資格	21.3	学歴	8.1	通勤時間	15.4	資格	11.1
8位	学歴	11.1	資格	7.1	学歴	3.1	学歴	1.3
							主婦経験	1.3

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」（平成2年）

注) 1 個人調査は、該当項目をすべて選択。企業調査は3つ以内の選択なので、両者の比率を直接比較することはできない。

注) 2 個人調査は、企業が自分を採用するに当たって、どのような事項を重視したと考えるかを再就職女子に回答してもらったものである。

しかし、「積極型企業」では、正社員、パートタイム労働者ともに「以前の経験で身につけた知識・技能を維持しておくこと」を望む割合が高く、また、採用に当たっても「能力・経験」を重視する割合が高く（正社員について、積極型企業71.1%、消極型企業37.8%。パートについて、積極型企業41.5%、消極型企業27.5%）、積極型企業ほど、また正社員に対してほど、再就職女子の知識・技能に期待しているといえる。

(7) 女子再雇用制度

子育て後に労働市場に参入する女子の再就職については、女子再雇用制度の導入が進んでいるが、以下では、この制度の導入状況、制度の概要についてみてみよう。

女子再雇用制度は、結婚、妊娠、出産、育児、夫の転勤、家族の看護等個

人的な理由で退職した女子を再び同一企業において雇用する女子特有の雇用管理制度である。女子のライフサイクルに対応し、再就職のニーズに応えるとともに、女子の再就職を円滑に実施することにより経済社会のニーズにも対応する幅広い再就職援助制度の一つである。

女子再雇用制度は従来から中小企業等において慣行として行われてきたが昭和40年代には女子比率の高い製造業等の大企業において制度化され始め、徐々に導入事業所が増加している。

女子再雇用制度は、同一企業に復帰できることから、女子の側にとっては過去の職業経験を再び生かすことが可能となり、処遇面でも合理的な評価を受けることができるというメリットがある。一方企業の側においても、再就職女子の活用は、企業戦略上大きな課題であるとともに、経験のある女子を即戦力として活用できる、あるいは以前の企業内における専門的な知識、技能への教育投資を無にすることなく優秀な人材を確保できるというメリットがある。

女子再雇用制度は、労働省「女子雇用管理基本調査」（昭和63年度）によると全体で16.6%の事業所で導入されているが、規模別では500人以上の事業所での導入が19.7%、100人～499人が17.7%、30人～99人が16.3%と事業所規模が大きいほど高く、産業別には卸売・小売業、飲食店が22.8%、製造業18.8%と高くなっている。制度導入理由としては、労働力不足に対応するという理由が最も多く、専門職、熟練技能者を確保する、欠員補充をスムーズに行うといった理由がこれに続く（付表92）。

再雇用制度を導入している企業の例をみると、流通業のA社における再雇用制度は、結婚、出産、育児その他会社がやむを得ないと認める理由により円満退職したこと、退職時の年齢が40歳以下であること、勤続年数が4年以上でありかつ一定のランク以上の資格を有していることの条件を満たす女子を対象に、将来、再び雇用されることを希望する者が再雇用に関するライセンスを申請する。会社は過去1年間の人事考課を参考にしてライセンスを交付するかどうかの認定、登録を行い、本人に対してライセンスを交付するも

のである。このライセンスがあれば、再雇用時の本人の希望に応じて「本社員」のほか「嘱託社員」、「パート社員」、「アルバイト」としても雇用される。

ライセンス保持者に対しては、離職期間中も会社とのつながりを保ち、併せて顧客としての意見をきくために意見交換の場を設けているほか、在籍者と同様に希望者には通信講座の紹介を行っている。また、年に3回社内報を配布して会社情報を提供することにより会社とのつながりを保ち、復帰しやすいよう配慮している。

再雇用時の条件としては、「本社員の場合」再雇用の申し込み時の年齢が40歳以下であること、離職期間が満10年以内であるが、「パート社員」、「アルバイト」での再雇用を希望する場合は年齢制限が45歳までとなっている。雇用時期は「本社員」、「嘱託社員」については年3回、「パート社員」、「アルバイト」については年4回であり、それぞれ本人の申請に基づき人事部が採用する。採用基準は、前述の雇用対象者の条件を満たしていることに加え、業務遂行上必要な知識・技能を有していること、心身ともに健康であること等である。

採用後は離職期間に応じた1～6か月間の見習期間を設け、見習期間終了後は期間中の評価に基づき、退職時の処遇を参考に給与格付けを決定している。勤務地は通勤圏内に所在する各支店とし、職種については、在籍中の経験を考慮して会社が決定している。

なお、A社を含めた企業グループ間の再雇用を実施しており、居住地の変更等で元の企業に復帰できない場合においても再雇用の途を開いている。

製造業のB社における再雇用制度は、在籍期間3年以上、一定の勤務等級を有するもので、人事考課が中以上、結婚、出産、妊娠、育児、夫の勤務等で退職した女子職員を対象としており、退職前に本制度の適用を希望する旨を人事部に申し出ることとされている。再雇用の申請は本人が直接本社の人事部に行い、再雇用後の職種及び「社員」「時間社員」の区分は、本人と話し合いの上、会社が決定する。本制度の適用により採用される者は、「社員」として採用される場合、離職前の資格及び離職前の賃金以上の賃金で処遇して

いる。なお、「時間社員」についても、通常の時間社員の賃金を上回る賃金で処遇している。

4. 再就職女子の就職準備と職業能力

(1) 再就職を希望する女子の中断期間中における準備

3で述べたように、再就職女子の能力に期待する企業もあれば、パートをはじめ知識・技能を要しない職務に配置しようとしている企業もある。また、加齢に伴う職業能力の低下等を理由に年齢制限を設けている企業が多くみられる。このような企業の中途採用の状況の中で、女子労働者の現状を職業能力という観点から次にみていくこととする。

総理府「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)によれば、無職の女性(現在無職で就業経験がある女性が大半である。)に今後職業を持ちたいと思うか聞いたところ、「すぐにでも職業を持ちたい」と答えた者が6.1%、「いずれは職業を持ちたい」と答えた者が42.0%で、両者をあわせると「職業を持ちたいと思わない」(44.6%)と答えた者を上回っている。

また、「再就職調査」により再就職している女子についてみると現在の会社を選択した理由は、現職正社員と現職パートの両者とも「職場が自宅に近いから」が上位に指摘されているが(正社員59.3%、パート57.9%。なお、パートでは「勤務時間や日数が自分の生活にあっていたから」が、62.4%で、第1位である。)、正社員では、自分の適性や能力を生かせる仕事であるかどうかを重視する程度が強くなっている(正社員40.0%、パート22.6%)。

前出「再就職調査」によると、就業中断期間において再就職のための準備を行っていたものは68.3%であるが、その内容は、「求人広告に注意していた」(40.1%)、「時世に遅れないよう新聞などを読んでいた」(17.8%)者が多く、「公共職業訓練校に通ったり地方公共団体の講習を受けていた」(3.4%)や「専修学校や各種学校に通学した」(3.2%)者も見受けられる。

しかし、実際に各都道府県の設置する婦人就業援助センターにおける技術講習等を受けた女子では以下のように就業意欲等に積極性がみられ、職種に

ついても一般の女子がパートを希望するのとは反対に、正社員を希望する者が多い。そこで、再就職を希望する就業意欲の高い女子が中断期間中にどのような意識をもっているのかを、各都道府県の設置する婦人就業援助センターにおいて技術講習（講習の時間数105時間）を受講する女子に平成3年8月に実施した（20か所、554人。ワープロ、パソコン等事務的職種に関する講習が多い。）アンケート結果からみることとする。

再就職に対する意欲についてみると、「すぐに就職したい」が6割以上を占めた。「しばらく準備期間をおいてから就職したい」とする者のうちでも、52.4%は「もっと知識、技術等を身につけてから」と答えており、能力の向上について積極的な者が多かった（付表70(1)）。

また、再就職後の職種については、事務職を希望する者が70.9%を占めていた。就業形態については、正社員として再就職を希望する者がパートを上回った（付表70(2)）。

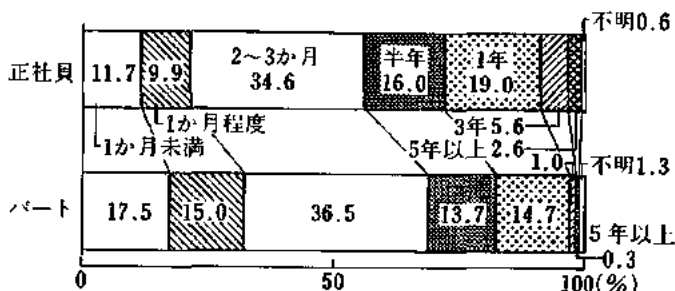
講習を受けようとする理由については、「知識、技術等を身につけて将来に備えたい」とする者が52.7%と最も多く、次に「専門的な資格を取得したいから」（48.4%）、「少しでもよい条件で働きたいから」（47.1%）の順になっており、積極的な理由が比較的多くなっている。再就職のために必要な知識、技術等については、「専門的な職業知識・技能」を挙げるものが76.2%で最も多く、次いで「職種に関する資格の取得」が48.0%となっている。具体的にどのような知識・技術が必要かきいてみたところでは、ワープロ等のOA機器操作を挙げる者が多かった。（付表70(3)(4)）。

(2) 仕事に必要な習熟期間

再就職女子の意欲には高いものがあるが、現在ついている仕事のレベルについてみると、習熟に期間を要しない仕事（その仕事を一通りこなせるようになるために必要な経験、教育訓練期間が3か月程度以下）に従事しているものは、現職正社員で56.2%、現職パートで69.0%とになる（第23図）。

また、中断直前の仕事のレベルをみると、現職正社員と現職パートのそれ

第23図 現在の仕事を一通りこなせるようになるまでの期間



資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

それぞれについて一人前になるのに必要とされた期間のうち3か月以下を合計すると60%前後で、中断直前に勤務していた会社で従事していた仕事も習熟に期間を要するものは少ない。

(3) 技能・資格と能力発揮

再就職女子のうち特に正社員の場合、自分の適性や能力を生かした職場に就きたいと考える者が多いが、現実には、習熟に期間を要しない仕事に就いている場合もかなりある。

次にこれまでの技能・資格などが現職にどのように生かされているかみていくこととする。

再就職女子のうち、資格・免許が現在の仕事に生かされているとしている人が正社員の3割、他方はほぼ同程度の割合で生かされていないとしている人も存在している。職種別にみると、正社員では専門技術職で資格・免許の生かされている人が77.4%と高くなっている(第10表)。

仕事に生かされている資格や免許を具体的にあげると、看護婦・准看護婦、保姆、薬剤師、栄養士、珠算、簿記、ワープロ等となり、専門的・技術的職業に従事している者と事務の仕事に従事している者に集まっている。

第10表 資格、免許が仕事に生かされている者の割合

(単位: %)

	正社員			パート		
	生かされている	生かされていない	免許資格なし	生かされている	生かされていない	免許資格なし
専門技術	77.4	7.9	15.2	69.2	7.7	23.1
事務	19.9	38.0	40.6	11.0	45.5	43.0
営業・販売	8.9	26.8	57.1	2.2	35.6	60.0
生産現場	1.3	34.2	61.7	0.0	38.7	61.3
サービス・清掃	19.7	23.0	55.7	0.0	30.8	61.5
その他	19.0	38.1	40.5	0.0	58.3	33.3

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

さらに、仕事に生かされている資格や免許を取得した時期を調べると在学中が最も多く、中断期間中に取得している者は例外的である。

また、これまでのキャリアの中で培われた知識や経験が現在の仕事の中に生かされているかどうかについては、正社員の場合は57.8%、パートで45.9%が役立つとしている。

さらに再就職した女子が現在必要と感じている技能・知識について質問したが、その結果は、ワープロ(正社員31.3%、パート40.1%)、パソコンなどOA機器の操作(正社員30.6%、パート41.6%)、外国語(正社員20.4%、パート13.2%)などへの取得意欲が高かった(付表69)。

(Ⅱ) パートタイム労働者をめぐる状況

1. パートタイム労働の動向

(1) パートタイム労働者の増加

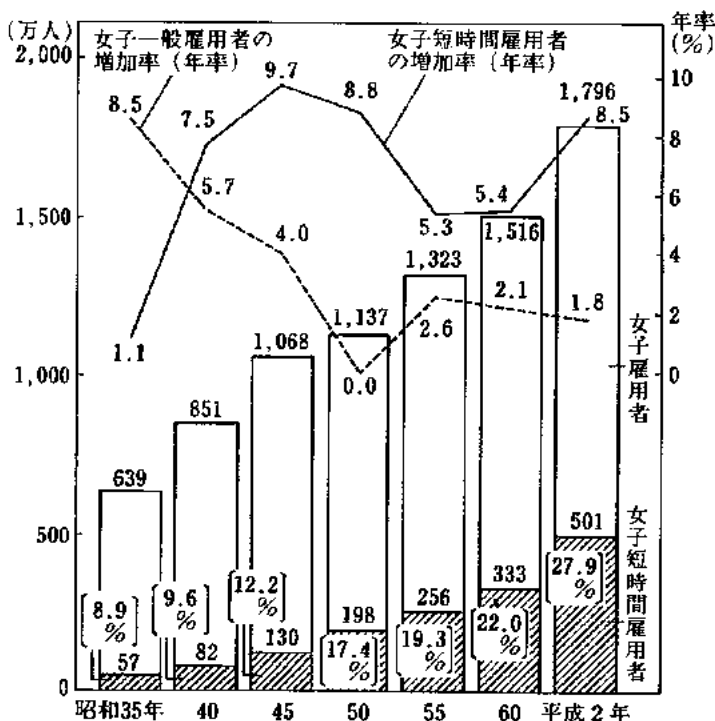
近年、女子を中心としたパートタイム労働者の増加が著しい。

総務庁統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者(以下「短時間雇用者」という。)は、平成2年の平均で722万人。そのうち女子は501万人(短時間雇用者総数の69.4%)で、前年に比べ69万人(16.0%)増加した。最近10年間の推移をみると、一貫して増加し、その増加率は、女子一般雇用者の増加率を上回っている。また、女子雇

用者全体に占める短時間雇用者の割合は、27.9%とさらに上昇した（第24図、付表71）。

なお、労働力調査は休日の日数の影響を受けることから、これを調整した試算によると、平成2年10月時点のパートタイム労働者の数は、645万人と

第24図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



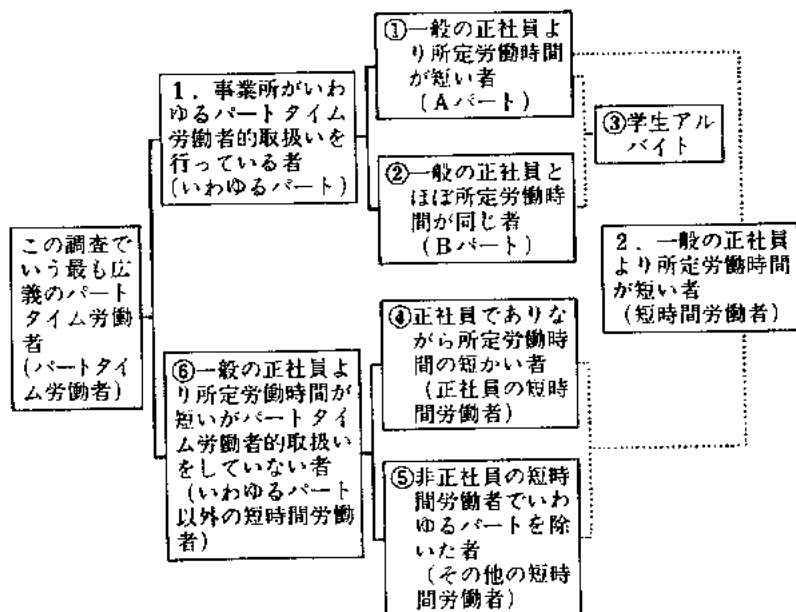
資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 「雇用者」とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者は除く。
 2. 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 3. 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 4. [] 内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

なった（付表72）。

労働力調査の場合、パートタイム労働者の指標として短時間雇用者を利用しているが、労働省が平成2年10月に実施した「パートタイム労働者総合実態調査」（以下「総合実態調査」という。）では、パートタイム労働者を以下のように類型化している。この調査によれば、常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用しているパートタイム労働者の数は607万人であった。そのうち、男子151万人、女子は456万人で女子が全体の4分の3を占めている（付表73）。

パートタイム労働者の類型



(2) 増加の背景

パートタイム労働者がこのように増加したのは、パートタイム労働が労働力の需要側供給側双方のニーズにあった就業形態によるものと考えられる。

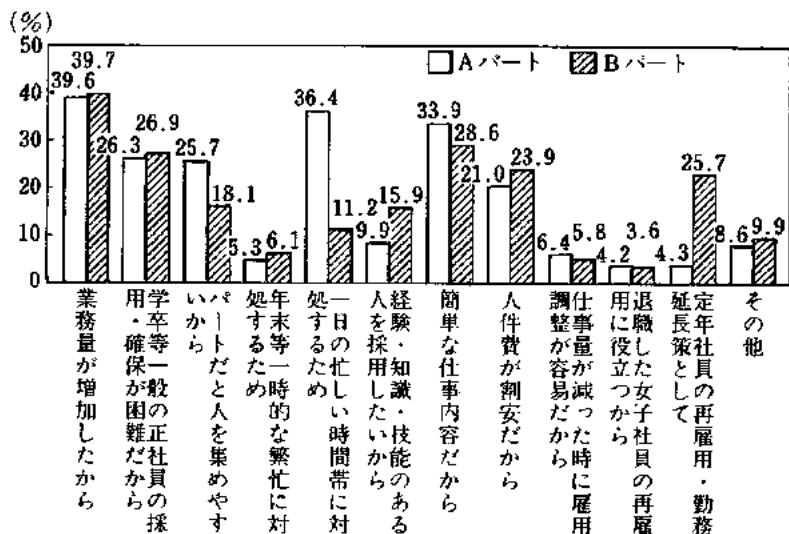
我が国経済の持続的な拡大を反映し、労働力需給は引き締まり基調で推移

しており、前で述べたように、有効求人倍率は、1.40倍（平成2年）であったが、とくにパートタイム労働者の場合は、昭和63年以来3倍を超えるという状況が続いている（平成2年は3.27倍）。

企業がなぜパートを雇用するのか、「総合実態調査」で企業の雇用理由をみると「業務量が増加したから」が「Aパート」（39.6%）、「Bパート」（39.7%）とともに最も高く、経済の拡大を反映していると考えられる。次いで「Aパート」では、「一日の忙しい時間帯に対処するため」（36.4%）、「簡単な仕事内容だから」（33.9%）の順になっており、「Bパート」では、「簡単な仕事内容だから」、「学卒等一般の正社員の採用確保が困難だから」の順となっている（第25図）。

供給側についてみても、総理府「女性の就業に関する世論調査」（平成元年）の結果でみるように、女子が一般的に女性の生涯にわたる生活の中で就

第25図 雇用理由別事業所割合（M. A.）



資料出所 労働省「パートタイム労働総合実態調査」（平成2年）
注） Aパート、Bパートそれぞれの計を100としている。

業のあり方として最も望ましい考える就業パターンとして、「最就業型」をあげる者が最も多く、さらに女性が一般的に再就業する際に望ましい就業形態としては、「パートタイムの雇用者として働く」を挙げる者が最も多くなっている。

2. パートタイム労働者の就業実態

(1) 就業分野

イ 産業別状況

総務庁統計局「労働力調査」(平成2年)により、女子の短時間雇用者数についてみると、卸売・小売業、飲食店が173万人で最も多く34.5%、次いで、サービス業144万人の28.7%、製造業107万人の21.4%となっており、これらの3産業で78.9%を占める。昭和60年に比べると、卸売・小売業、飲食店の割合はほとんど変化していないが、サービス業では2.0ポイント増加しており、一方製造業では、2.6ポイントの減少となっており、第3次産業への進出の様子がうかがえる(付表74)。

「総合実態調査」により、産業別にみるとパートタイム労働者は、卸売・小売業、飲食店(237万人)が最も多く、次いでサービス業(164万人)、製造業(156万人)となっている。

パートタイム労働者を類型別にみると、「Aパート」は、特に、卸売・小売業、飲食店(88.7%)で高く、次いでサービス業(76.6%)の順となっている。「Bパート」は、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業では約5割～7割、製造業、運輸・通信業、不動産業で約3割以上となっている。

ロ 企業規模別の状況

総務庁統計局「労働力調査」で企業規模別にみると、1～29人規模が228万人(女子短時間雇用者の45.5%)が最も多く、次いで500人以上規模が96万人(同19.2%)となっている。最近の傾向をみると、やや大企業におけるパートタイム労働者の増加が多くなっている(付表75)。

(2) 年齢構成

平成2年における女子パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」（パートタイム労働者の定義は、「1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が一般労働者より少ない常用労働者」である。）によりみると、調査対象の女子パートタイム労働者185万人のうち35～44歳が34.9%、45～54歳が33.3%であり、これに55歳以上の13.0%を加えると、35歳以上の者は81.2%で8割を超えている。昭和60年の同調査では、35歳以上の者の割合は、78.5%であり、その割合は、徐々に高まっていると思われる。

「総合実態調査」により、女子のパートタイム労働者についてみると、40～44歳が21.1%と一番多く、次いで45～49歳（17.6%）、35～39歳（15.0%）の順となっており35～49歳が全体の過半数を占めている。

(3) 女子パートタイム労働者の勤続年数

女子パートタイム労働者の平均勤続年数を労働省「賃金構造基本統計調査」によりみると、各産業ともほぼ一貫して長期化傾向にあり、産業計では、平成2年には4.5年となっており、今後も引き続き伸びていくことが予想される（付表76）。

(4) 労働日数、労働時間数別の就業実態

同調査によると、女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数は、平成2年では6時間及び22日となっており、時系列ではあまり大きな変化はみられない。（付表77）。

(5) 賃金

パートタイム労働者の賃金支払い形態は、パートタイム労働者各人の1日当たりの時間の長さや時間帯が異なり、各人の管理も時間での対応が主となることから、時間給により支払われる場合が多く、「総合実態調査」によれ

ば、女子パートタイム労働者では時間給となる者が75.0％、次いで日給が12.5％、月給が10.4％となっている。

次に、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成2年）により、女子パートタイム労働者の賃金水準をみると、女子パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は、712円で前年に比べると7.6％と大幅に上昇している（付表78）。

産業別にみると、製造業が665円、卸売・小売業、飲食店708円、サービス業は808円と産業間でかなりばらつきがみられる。

企業規模別にみると、企業規模10～99人では、688円であるのに対して、1,000人以上規模では748円で、女子の一般労働者の1時間当たりの所定内給与額の規模間格差に比べれば小さい。

また、女子パートタイム労働者に支給された年間賞与、その他特別給与額は、元年には、8万6,500円になっている。産業別にみると製造業10万8,000円、卸売・小売業、飲食店7万1,400円、サービス業7万7,100円である。企業規模別にみると1,000人以上規模10万4,400円、100～999人規模8万9,700円、10～99人規模7万4,700円である（付表79）。

(6) 昇給、諸手当等

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、いわゆるパートを雇用している事業所の昇給、諸手当の支給等の状況でも、通勤手当（A、Bパートとも63.7％）、賞与は（Aパート60.5％、Bパート78.3％）、大半の事業所で支給されているが、昇進・昇格（Aパート5.6％、Bパート8.7％）、家族手当（Aパート2.4％、Bパート9.6％）、住宅手当（Aパート1.5％、Bパート5.1％）の支給等については、あまり実施されていない。また、退職金制度がある事業所の割合は12.2％、年次有給休暇がある事業所は63.1％と過半数となっている。

東京都「パートタイム労働者の就労実態と労使の意識に対する調査」によれば、パートタイム労働者が「会社に望む制度・施設」の上位には、「賃金の

上昇」(44.1%)、「退職金制度の導入」(31.4%)、「有給休暇制度の導入」(19.8%)等、基本的な労働条件に関するものが多く、パートタイム労働者が必ずしも自身の労働条件に満足していない様子が分かる。

3. パートタイム労働者の特性と雇用管理

パートタイム労働者の就業実態については、2において触れたところであるが、パートタイム労働者はフルタイム労働者とは異なった就業特性をもっていることが、従来より指摘されているところであり、ここでは、それらについて、みていくこととする。

(1) 労働市場

パートタイム労働者は、家庭の事情等から家の近くで就業する傾向があると言われるが、実態は果たしてどうだろうか。

日本労働研究機構(JIL)が平成元年に実施した「パートタイム労働実態調査」(以下「JIL調査」という。)によれば、女子非正社員が現在の働き方を選んだ理由のトップは「家から近いから」の45.5%であり、職場と自宅の距離が大きなウェイトを占めている(第11表)。

第11表 現在の働き方を選んだ理由(M. A.)

	合 計	勤務時間勤務日を自分の都合にあわせられる	正社員の仕事がなかったから	家庭の事情で通常の勤務時間で働けない	家から近いから	自分に向いている仕事だから	いつでも休めるから	いつでも辞められるから	短時間の仕事だから	簡単な仕事だから	隣人や友人に誘われたから	その他
数算計	100.0	27.7	14.0	13.4	45.5	23.0	8.0	3.3	18.8	6.6	8.7	5.2

資料出所 日本労働研究機構「パートタイム労働実態調査」(平成元年)

また、「総合実態調査」によれば、女子パートタイム労働者の平均通勤時間は19.0分であり、通勤時間が30分以内の者が4分の3にのぼる。通勤手段に

ついて東京都が平成2年に実施した「パートタイム労働者の就労実態と労使の意識に関する調査」（以下「東京都調査」という。）によってみると電車、バスによる者が53.2%いるものの、残りの半数は徒歩又は自転車通勤であり、職住接近型の就労形態であることが分かる。ただし、未婚者、家事負担なしの者、能力・資格を生かした仕事をしたい者の通勤時間は相対的に長く、家事育児負担等との関連が深いことを示唆している。

一方、企業のパートタイム労働者の採用経路としては、勤雇用情報センターが昭和63年に実施した「パートタイム労働者の人事・賃金制度に関するアンケート調査」（以下「雇用情報センター調査」という。）によれば、「自社の労働者からの紹介」（65.2%）、「チラシ・折込み・貼紙の利用」（56.8%）が多く用いられており、このような限定された労働市場を考慮したものといえるだろう。

（2）労働時間選好

次に、労働時間についてであるが、パートタイム労働者は、何らかの事情によりフルタイムでなくパートタイムの就労を選択している訳であるから、当然、短時間でしか働けない等、労働時間に対する選好が強いことが考えられる。

「総合実態調査」により、パートタイム労働者の労働時間をみると、労働時間は週平均31.1時間で、1週当たりの平均出勤日数が5.3日であるから、1日当たり約6時間となっているが、パートタイム労働を選択する理由をみると、2でみたように、労働時間を理由としてパートタイム労働を選択する者の割合が非常に多いことがわかる。

また、JIL調査によれば、「正社員になりたい」とする者は、女子非正社員の26.8%であるが、「今のままの勤務形態で正社員になれるならなりたい」とする者が24.6%、「勤務時間勤務日数に関係なく正社員にはなりたくない」が48.5%ある。さらに、正社員になりたくない理由としては、「時間の自由がきかないから」（45.0%）、「家庭と両立しないから」（38.1%）が多く、正社

員になることによってその勤務時間等の変更を余儀なくされ、自分の都合の良い勤務時間に働くことができなくなることを危惧する者が、かなりいることがわかる。

さらに女子非正社員の始業時刻、終業時刻の実態をみると、始業時刻は、9時台が43.2%と最も多く、8時台が34.7%、10時台が11.4%となっている。終業時刻は、17時台が32.7%と最も多く、次いで16時台の30.1%、18時以降が11.6%、15時台が11.5%となっている。

これに対し、就業希望時刻をみると、始業時刻は、9時台（59.9%）に集中しており、次いで10時台が18.4%、8時台が15.2%となっている。終業希望時刻は、16時台が36.6%、17時台が33.2%、15時台が13.2%となっている。

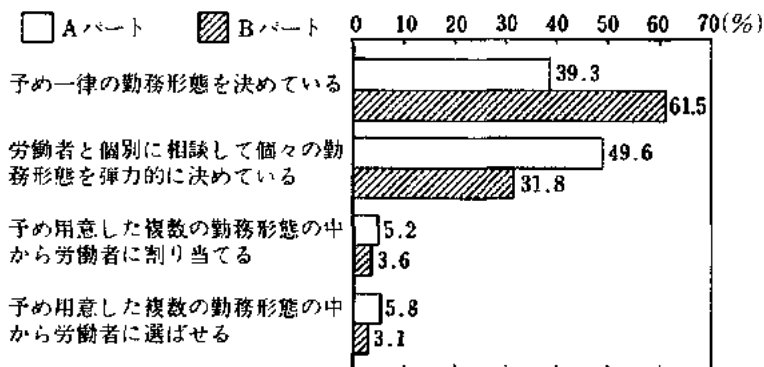
勤務時間が希望時間より長い者の割合は42.2%であり、勤務時間が希望時間より短い者の30.6%を上回っている。

これについて、企業の雇用管理はどのように対応しているであろうか。「総合実態調査」によって勤務時間の取決め方をみると、Aパート（一般の正社員より労働時間の短い者）では、「労働者と個別に相談して個々の勤務形態を弾力的に決めている」が49.6%と最も多く、個々人の事情を考慮して勤務時間を決めている様子が分かる。

一方、Bパート（一般の正社員とほぼ所定労働時間が同じ者）では、「予め一律の勤務形態を決めている」が61.5%と過半数を占めており、労働時間管理のあり方に明瞭な差異のあることが分かる（第26図）。

女子の残業について、A、Bパート別にみると、Aパートでは、平成2年9月に「残業があった」とする者の割合は21.3%、その平均残業時間も8.0時間であるのに対し、Bパートでは、残業があった者は42.1%であり、その平均残業時間も10.1時間と、Aパートよりも多く残業を行っているのは、労働時間に対する制約が少ない傾向にあることによるものであろう。

第26図 勤務形態別事業所割合



資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

(3) 雇用期間等

パートタイム労働者の勤続年数は長期化する傾向にあるが、一方でフルタイム社員に比較して定着率が低いと言われており、このことについても、みていくこととする。

「総合実態調査」によれば、パートタイム労働者のうち、雇用契約期間が「特に定められていなかった」者は57.7%、「雇用契約期間が定められていた」者は35.2%、平均雇用契約期間は7.9カ月である。

また、パートタイム労働者として働き始めてから現在までの雇用された回数を女子についてみると、1回の者が35.6%であるのに対して、2回(18.1%)、3回(24.3%)等、2回以上の者が64.5%となっており、離転職の経験のある者が大半を占めている。

労働省「雇用動向調査」(平成2年)によると、平成2年の女子の一般労働者の入職率は19.8%、離職率は19.0%であるのに対し、女子のパートタイム労働者の入職率は30.8%、離職率は25.3%と非常に高くなっている。

(4) 労働条件の明示

パートタイム労働者の労働条件については、従来より労働条件が明確でない等種々の問題が指摘されているところであるが、「総合実態調査」によると、Aパートの採用時の労働条件明示方法は、「主に口頭で説明」している者が66.5%であり、「主に雇入通知書等書面を交付」(15.8%)、「主に就業規則を交付し、労働契約書を締結」(13.9%)を大きく上回っている。

(5) 職務評価について

パートタイム労働者の雇用管理は、できるだけ齊一に行い、賃金等に差を付けないことが望ましいとする考え方があるが、本当にそうだろうか。

人事考課による昇給・賞与額算定に対する意識を「雇用情報センター調査」によりみると、女子パートタイム労働者のうち、64.1%が「勤務成績で差をつけられるのは当然である」としており、「勤務成績で差をつけられるのはおかしい」とする者は、5.4%に過ぎない。「人事考課で重視してもらいたい評価事項」としては、「責任感(役割の自覚等)」(55.5%)、「仕事の正確さ」(53.6%)がそれぞれ5割を超えており、次いで、「勤怠状態(出勤状況など)」の43.8%となっている。これらより、パートタイム労働者は、齊一的な雇用管理よりも職務内容に応じた公正な雇用管理を望む傾向があると思われる。しかも、単に真面目に勤務するといった勤務態度の要素よりも、実際の職務遂行能力に見合った処遇がなされているかどうかといったことを重視する傾向がある。

4. 今後のパートタイム労働について

以上、パートタイム労働者のいくつかの特性に着目してパートタイム労働の実態をみてきたが、最近では、従来パートタイム労働者が就いていなかった職務に進出する等、パートタイム労働は大きく変容しつつある。ここでは、このような最近の動向を捉え、今後のパートタイム労働について考えてみることにする。

(1) パートタイム労働者の就業分野の拡大

スーパーのA社においては、特定の商品知識が豊かな人等主婦の職務経験・資格を活用するため、職種別に専門職制度を設けている。販売職の専門職では、担当部門の販売計画の立案から商品・在庫管理、後輩に対する指導訓練に至るまでの職務を行っている。

また、紳士服・婦人服小売業のB社では、週35時間勤務の女子パートタイム労働者の販売力、指導力を高く評価して店長に抜擢しており、この店長は、正社員部下を率いて店舗の運営を担って重責を果たしている。

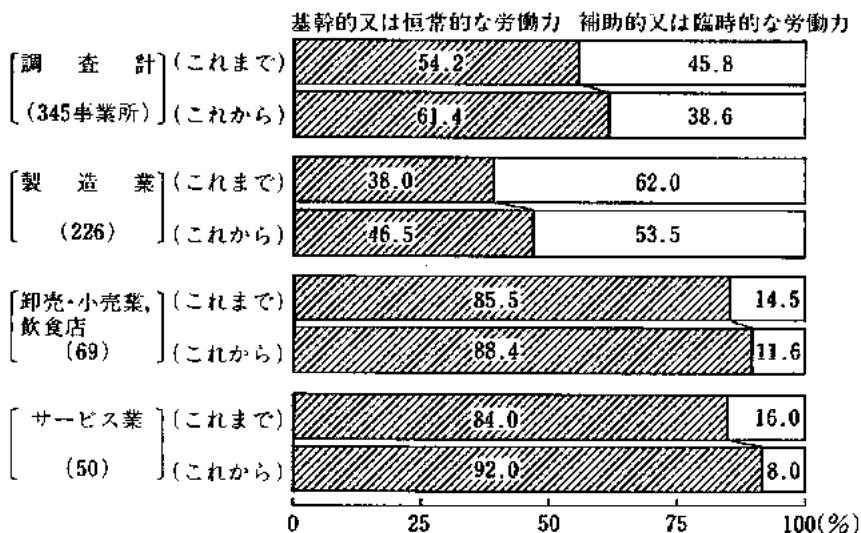
このように最近では、専門的・技術的職務・管理的職務等従来パートタイム労働者があまり就いていなかった新たな就業分野への進出がみられるようになってきている。

総務庁統計局「労働力調査特別調査」によれば、専門的・技術的職業及び管理的職業に従事するパートタイム労働者は近年増加傾向にあり、昭和60年と平成2年との比較では、それぞれ、46万人から64万人、5万人から8万人へと増えている。また、パートタイム労働者の事業活動における役割を企業がどのように考えているかを「雇用情報センター調査」によってみると、これまでパートタイム労働者を「基幹的又は恒常的な労働力」として活用してきたとする事業所の割合は54.2%で、「補助的又は臨時的労働力」として活用してきたとするものの45.8%を上回っており、「これから基幹的又は恒常的な労働力として活用する」とするものは61.4%、「これから補助的又は臨時的労働力」とするものは38.6%となっており、パートタイム労働者を基幹的な労働力として活用する傾向が強まっている。

これを産業別にみると、「卸売・小売業、飲食店」では88.4%、「サービス業」では92.0%が「これから基幹的又は恒常的な労働力として活用する」としており、その傾向が顕著である（第27図）。

また、「JIL調査」により、女子非正社員の仕事内容をみると、「基幹的な仕事」についている者がある事業所の割合は「販売・営業」、「サービス」、「生

第27図 事業活動におけるパートタイム労働者等の役割



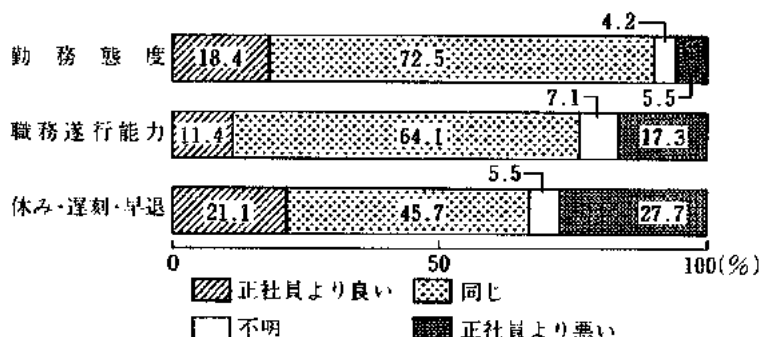
資料出所 財団法人雇用情報センター「パートタイム労働者の人事・賃金制度に関するアンケート調査」(昭和63年)

産」の各部門で半数を超えており(付表81),非正社員を社内でのどのように位置付けているかをみると、「あくまでも正社員補助」とするものが37.8%である一方、「基幹的労働力として」(34.7%),「責任ある地位につける」(13.9%)となっており,非正社員を積極的に位置付けている事業所の方が正社員の補助を考えている事業所より多くなっている。

(2) 職務の遂行状況

「東京都調査」によれば,パートタイム労働者の「勤務態度」に対する自己評価では,90.9%が「正社員より良い」(18.4%)もしくは「正社員と同じ」(72.5%)と考えており,「職務遂行能力」については77.5%が,「休み,遅刻,早退」についても66.8%が,「正社員より良い」あるいは「正社員と同じ」と考えており(第28図),企業側のパートタイム労働者の勤務評価

第28図 勤務態度評価（個人調査）



資料出所 東京都「パートタイム労働者の就業実態と労使の意識に関する調査」（平成2年）

においても、「勤務態度」、「職務遂行能力」においては、それぞれ88.4%、69.1%が正社員と同じもしくは良いと評価しており、同様の傾向がみられる。「突然の欠勤、遅刻、早退」、「突然の離職」といった項目についても、正社員より良いもしくは同じとする割合は、約半数にのぼり、パートタイム労働者の就業意識、職務遂行能力がかなり高い水準にあることを示していると考えられるが、これは、むしろ企業側、パートタイム労働者ともに正社員の働きぶりに対して厳しい評価をする傾向があることによることも考えられる。

まとめ

以上のようにⅡでは、再就職女子と再就職女子の大半を占めるパートタイム労働者の実態や活用等についてさまざまな角度から実情と課題をみてきた。

結婚、出産等を契機に退職した女子で育児等が一段落した段階で再就職しようという意思のある者はかなり多いが、企業においては、採用の上限年齢を設けるところが多いほか、再就職を希望している女子の経験資格等を採用の際に評価しない企業もあり、これらの企業では、採用後の教育訓練、昇進等についても消極的である。

このような雇用管理の中で再就職女子の7割が何らかの不満を持っている。不安、不満のある者について具体的事例をみると、「賃金が安い」が正社員、パートとも最も多く、パートは、ほぼ半数の者が不満を持っていることになる。そのほか正社員では「有給休暇が取りにくい」、「休日が少ない」、「一日の労働時間が長い」の順となっており、労働時間の問題が多くなっているのに対し、パートでは「雇用や身分、地位が不安定」、「職場の人間関係が良くない」など労働時間以外のものが多くなっている（付表82）。

また、女性の再就職に対する援助や対策としてどのようなものが望まれるかを総理府「女性の就業に関する世論調査」（平成元年）によりみると、女性では、「求人年齢制限の緩和」をあげた者が最も多く、以下「出産、育児などで退職しても同一企業に再雇用されるようにすること」、「パートの労働条件の向上」、「働く場を多くすること」、「保育所などの哺育施設の充実」などの順になっている。

労働力需給の引き締め基調が続く中で、再就職女子がその能力を有効に発揮できるような環境整備を行うために、企業においては、採用面、雇用管理面での検討を加えていくことが必要となってくるだろう。具体的には、再就職女子が育児・家事等の負担を中断期間に引き続き負っている場合が多いことから、勤務態様などについて配慮が望まれる。また、同一企業に復帰し、過去の職業経験を再び活かすことができ、処遇においても合理的な評価を可能にする再雇用制度を導入することは、再就職女子、企業の双方にメリットがあると考えられる。

次に、再就職期間後初めて就職したときを振り返ってどのような行政サービスがあればよかったかという行政への要望について「再就職調査」によりみると、「再就職に関しいろいろ相談の出来る機会の提供」と、「どのような仕事があり、仕事にどのような資格や能力があると良いかという情報を身近な場所で提供すること」がともに半数近くあり、情報提供の充実が求められている（付表83）。

女子の職業能力という点では、正社員になっている者の多くは自分の能力

・経験が採用の際に重視されていると考えているにもかかわらず、中断期間中に再就職のための準備、とくに職業訓練等の自分の能力アップを図るための準備を行う者が少ないことは、前述のとおりである。その原因としては、再就職女子が、育児のために時間がもてないこと等さまざまな理由が考えられるが、再就職に当たって必要な資格や能力についての情報を求めている者が多いことから、このような者に対して身近で情報提供や技能を取得できる機会が持てるよう、行政側が就業援助を行う必要があろう。

他方、3の(6)で述べたように、再就職女子に対して以前の仕事で身につけた知識・技能を維持しておくことを要望している企業がかなりある。また、行政に対する希望をみても、「再就職しようとする女性に対して職業人としての心構えや基礎的な知識・技術をもった人を養成してほしい」と企業も女子の職業能力開発に関する行政サービスに期待を寄せている（付表84）。

前職を生かした再就職を希望する女子が十分その能力発揮できるようにするためには、中断前から知識や技能を十分身につけておく努力が女子にとって必要となってくるほか、再就職女子の多くは、結婚・出産までに比べ育児が一段落した後の方が長期間勤務できる条件が整っているとみられることから、企業の側も一律に年齢制限や職務を限定するのではなく、再就職女子の意欲と能力・資格等を考慮して採用を行うとともに、採用後もこのような中途採用女子に対しても教育訓練投資を十分に行いこれらの女子の意欲と能力を引き出し、それに応じた職務や待遇を考慮して積極的に活用していくような雇用管理を考えていくことが重要である。行政としては、再就職するに当たって意識の啓発、再就職に関する情報提供、技術革新に対応するための職業能力開発機会の提供等の援助をしていくほか、中断前からの自己啓発、再就職女子を活用する企業の雇用管理を支援していく方策を検討していくことが課題となると考えられる。

パートタイム労働については、最近では管理的職務、専門的・技術的職務に進出がみられる等多様化が進行しており、仕事の内容についても正社員と

の差がなくなりつつあり、企業もより基幹的な労働力としてパートタイム労働者を位置付けるようになってきている。

このような就業分野の拡大、職務内容の変化等に応じてパートタイム労働者の能力が十分活かされるような雇用管理の確立が今後大きな課題となると考えられる。

すでに述べたように、女子の再就職に関する問題は、出産・育児等を軸とする女性のライフサイクルに大きくかかわっている。このため、これに合わせた企業の雇用管理、政策の確立、再就職を希望する女子の中断期間中からの職業意識の向上、能力開発等を図っていくほか、今後これらの女子の再就職やパートタイム労働がスムーズに行われるためには、現在も女子の労働や生活の在り方に大きな影響を及ぼしている男女間の役割分担意識の是正等について社会全体が考えていく必要があると考えられる。

Ⅲ 婦人労働対策の概況

1. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法の趣旨は着実に浸透しつつあるが、平成3年度は、雇用における男女の均等取扱いと女子の積極的活用を定着させるため、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとし、次のような施策を推進している。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 行政指導、援助、相談の充実等

婦人少年室においては、産業・企業における女子雇用管理の実態を十分把握し、法が遵守されるよう積極的かつ効果的な行政指導を行っている。

また、都道府県婦人少年室の存在や機能についての周知広報や相談受理体制の一層の充実に努め、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により個別紛争の迅速かつ円滑な解決に努めている。

ロ 啓発活動の実施

男女の均等取扱いの定着が図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発を展開している。

特に6月の「第6回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「ナイス キャッチ！ 私の意欲 会社の期待」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第6回男女雇用機会均等推進全国会議を6月28日に東京で開催した。

このほか、職場において女子労働者が期待される労働力として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女子に、企業における雇用管理の実態を正しく理解させ、職業人としての明確な意識と自覚を持

たせることが重要であるので、女子の新規学卒者を対象とした職業選択のための就職ガイドブックを開発・作成し、啓発活動に活用している。

ハ 自主点検促進事業の推進

自主点検促進事業については昭和63年度から機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）の選任勸奨を進め、40,000人を超す均等推進者が選任された。本年度も引き続き一層の選任勸奨を図るとともに、自主点検表による女子雇用管理の自主点検の実施、女子の能力を有効に発揮させるような風土作り等均等推進者の活動を促している。また、定期情報誌等を活用し、均等推進者の実質的かつ日常的な活動を援助している。

(2) 女子雇用管理改善のための援助

男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子労働者を積極的に活用するため企業においては女子の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、女子労働者の雇用管理に関する情報の提供、女子労働者の能力開発・活用のためのセミナーの開催等により、それらの企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。

2. 仕事と家庭の両立の促進等女子労働者対策の推進

(1) 育児休業法の円滑な施行

女性の職場進出、家族形態の変化、労働力不足基調等の中で、労働者が、その能力と経験を生かしつつ、仕事も家庭も充実した生活を営むことができる働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっている。

特に、育児休業制度については、仕事と育児の両立を図り、労働者の雇用の継続を促進するための中核的施策として、そのニーズが高まってきたところである。

このような中で、労働省では、同制度の法制化を図ることとし、平成2年12月14日、婦人少年問題審議会に対し、育児休業制度確立に向けての法的整備のあり方について検討を依頼した。同審議会では婦人部会において11回に

わたる検討が行われた結果、平成3年3月5日、育児休業制度を今後一層広くかつ迅速に普及させるための法制化を図る必要がある旨の建議が労働大臣あて提出された。

労働省では、この建議を踏まえ、法律案要綱を作成し同審議会への諮問を行ったところ、3月20日、法律案要綱がおおむね妥当であるとの答申を得たため、早急に法律案を作成し、3月29日に「育児休業等に関する法律案」を国会に提出した。

同法律案は、国会での審議を経て、5月8日に可決成立し、同15日に法律第76号として公布されたところである。

同法律は、その細部についてかなりの範囲で労働省令に委任しているため、労働省令の早期制定が求められているところであるが、労働省は、8月29日、婦人少年問題審議会に対し、「育児休業等に関する法律施行規則案要綱」を諮問した。

また、10月1日には、同審議会に対し、育児休業等に関する法律に基づく「事業主が講ずべき措置に関する指針案」を諮問した。

そして、同日、同審議会から、労働大臣に対し同指針案及び「育児休業等に関する法律施行規則案要綱」についてこれをおおむね妥当と認める旨の答申が行われ、10月15日、施行規則については公布、指針については、労働大臣告示が行われた。

「育児休業等に関する法律」の概要は以下のとおりである。

- ① 育児休業に関する制度を設けること等により、子を養育する労働者の雇用の継続を促進し、労働者の福祉の増進と経済社会の発展に寄与することを目的としている。
- ② 男女労働者は、期間を明示して、育児休業を申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間育児休業をすることができる。
- ③ 育児休業を理由とする労働者の解雇はできない。
- ④ 事業主は、あらかじめ、労働者の育児休業中の待遇、育児休業終了後における賃金、配置等について定め、また、労働者の育児休業の申出及びそ

の後における職場復帰が円滑に行われるよう努めなければならない。

- ⑤ 事業主は、1歳未満の子を養育する労働者のうち、育児休業を取得しない者については、勤務時間の短縮その他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。
- ⑥ 事業主は、1歳から小学校就学までの子を養育する労働者について、育児休業又は勤務時間の短縮等の措置を行うように努めなければならない。
- ⑦ 育児休業に関し事業主が講ずべき措置について労働大臣は指針を定める。
- ⑧ 国は、育児休業後の労働者の職場復帰が円滑に行われるようにするための措置等を行う事業主に対し、必要な援助を行うように努めなければならない。
- ⑨ 常時30人以下の労働者を雇用する事業所については3年間適用を猶予される。
- ⑩ この法律は、平成4年4月1日より施行される。
- ⑪ 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「事業主が講ずべき措置に関する指針」の概要は次のとおりである。

- ① 育児休業に関する定めは、休業の権利を行使したことを理由として、不利益に取扱うものであってはならない。
- ② 休業後においては、原則として原職又は原職相当職に復帰させることが多く行われているものであることに配慮すること。
- ③ 勤務時間の短縮等の適用を申出たことまたは適用を受けたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

労働省では、平成4年4月1日の同法の円滑な施行に向けて、広報資料の作成、セミナー、説明会等の各種会議の開催により、10月の「育児休業制度普及促進月間」及び法律の施行直前の平成4年1～3月の時期を中心に、同法及び同法に基づく省令、指針の内容の周知徹底を図ることとしている。

さらに、中小企業では、育児休業制度をはじめとする育児と仕事の両立を図る制度が立ち遅れている状況にある。そこで、中小企業集団を対象として、中小企業における仕事と育児に関する総合的な環境整備を行うため、育児休業制度の実施を中心に勤務時間の短縮等の措置の導入の促進を図る中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業を実施している。

(2) 保育施設等の整備・充実

児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・私立とも国、都道府県及び市町村から整備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実が図られている。平成2年3月1日現在、認可保育所数は2万2,744か所、在籍児童数は175万9,981人となっている。

また、企業内託児施設の整備を図るため、託児施設を設置する事業主に対して、雇用促進事業団の融資が行われるとともに、保育施設の設置及び保育遊具等の購入費用の一部を日本児童手当協会で助成している。

(3) 女子再雇用制度の普及促進

ライフスタイルの変化等に伴い、育児負担が軽くなってから再就職を希望する女子が増加しているが、こうしたニーズに応えるものとして、元の企業への復帰を可能にする女子再雇用制度の普及が求められているが、男女雇用機会均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」を実施するよう努めるとともに、国は事業主に対して、再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることが規定されている。

女子再雇用制度の普及促進のために従来から一定の要件を満たす女子再雇用制度を設けている企業に対し、女子再雇用促進給付金を支給しているが（対象者1人当たり中小企業30万円、大企業20万円）、平成3年度は、より利

用しやすい制度とするため、関連事業主を退職した女子を雇用した事業主を支給対象に加えるとともに、最大離職期間を延長（6年から8年に延長）することを内容とした改正を行い女子の就業機会の拡大を図っている。

（4）介護休業制度の普及促進

近年、急速な高齢化の進展や女子の就業増加等に伴い、老親等の介護の負担が労働者にとって、大きな問題となっている。特に、中心となって介護を行っている者の多くが女性であるため、働いている女性の中には介護のために仕事を辞めたり、勤務先や勤務条件を変更した人も多く、介護は育児と並んで女子労働者の就業継続に影響を及ぼしている。

このような介護を行う労働者を援助するため、平成2年度から、介護が必要な老親等を抱える労働者が仕事を続けるために最も必要としている介護休業制度の普及促進を図っている。

本年度は、介護休業制度導入の社会的気運の醸成を図るために、「支えたい家族 続けたい仕事——職場に介護休業制度を——」をキャッチフレーズとして、9月15日の敬老の日を中心に全国的に広報啓発活動を展開するとともに、「仕事と老親介護に関するシンポジウム」を開催し、また、事業主に対し、制度導入に向けての取組みを促進するために、「介護休業制度普及使用者会議」を開催している。

また、本年度においては、介護休業等介護に関する企業内福祉制度についてのガイドラインを策定することにより、介護休業等の一層の普及促進を図るため、企業が実施している介護を行う労働者に対する種々の福祉制度に関する調査を行い、企業に対する介護休業等導入の促進に関するガイドラインの策定について検討する会議を開催しているところである。

（5）働く女性のための就業支援事業

女子労働者が育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じ享受できるよう、これらに関する情報を女子労働者に対して提供すること等によ

り、家庭責任を有する女子労働者の就業継続や円滑な再就職を支援している。平成3年度においては、事業の企画・設計等のための調査研究を行うとともに、東京、大阪の2か所において実験的に事業を実施し、女子労働者及び企業への効率的な情報提供のシステム化等についてノウハウの検討・蓄積を行っている。

(6) 母性健康管理対策の推進

イ 労働基準法上の母性保護

女子労働者には、労働基準法により産前はその請求により8週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊婦は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々30分の育児時間を請求することができる。労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

ロ 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は、①事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、②その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

具体的には、母性健康管理指導基準を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置

し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

(7) 母性給付

健康保険では、出産した女子労働者に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額半額の支給。最低限度額は20万円。）、出産手当金（被保険者が分娩の日前42日（多胎妊娠の場合は70日）、分娩の日以後56日、労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給。）、育児手当金（被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一児につき一時金として2,000円）を支給している。

3. パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者は、近年、主婦層を中心に著しく増加しているが、これは、パートタイム労働が労働力の需要側供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられ、今後とも、重要な労働力の1つとして増加傾向にあるものとみられる。

しかし、パートタイム労働者の処遇や労働条件をめぐっては、雇入れに際して労働条件が不明確であること、パートタイム労働者の就業の実態に配慮した雇用労務管理が行なわれていないこと等種々の問題点が指摘されている。

そこで、労働省では、「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」（平成元年6月23日付け労働省告示第39号。以下「パートタイム労働指針」という。）を制定するとともに、パートタイム労働指針の定着とパートタイム労働市場の円滑な需給調整を促進するため、パートタイム労働に関し労働省の講ずる施策を定めた「総合的パートタイム労働対策」を策定し、これにより労使に対する啓発指導等を進めているところである。

(1) パートタイム労働者の労働条件の確保

パートタイム労働者についても、労働基準法等労働関係法令が適用されることの周知徹底を図るほか、パートタイム労働者の労働条件の明確化・労働時間管理等の適正化等のための施策を推進している。特に、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面（「雇入通知書」という。）のモデル様式及びパートタイム労働者に適用される就業規則のモデルの普及を進めている。

また、パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、掛金月額の特例の特例を設けることを内容とする「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律」が、平成2年6月15日に第118回国会で可決成立し、同22日に公布され、パートタイム労働者関係については平成3年4月1日から施行されている。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を推進し（平成2年度までに57か所設置、平成3年度には5か所を増設。）、また、平成2年度よりパートサテライトを設置（平成2年度15か所、平成3年度10か所）するとともに、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施する等の対策を実施している。

また、パートタイム労働者の生活の安定、福祉へ増進等を図るため、適切に対応することが課題となってきたため、平成元年度に雇用保険法が改正され、一定の範囲のパートタイム労働者についても雇用保険の適用の拡大を図っているところである。

(3) パートタイム労働者の雇用労務管理改善に向けての指導・援助

イ パートバンクにおける雇用労務相談の実施

パートタイム労働者の雇用管理の改善について積極的な指導援助を行うた

めに、パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用労務管理に関する相談に幅広く対応している。

ロ パートタイム雇用労務管理者の選任及び活用

パートタイム労働指針の浸透を図るためには、パートタイム労働者の処遇、労働条件の改善に向けての自主的な推進体制を確立する必要があるため、事業場における取組みの中心的役割を担うパートタイム雇用労務管理者の選任を行っているところであり、平成3年度においても、引き続き積極的にその選任を勧奨するとともに、選任されたパートタイム雇用労務管理者に対して、講習会の開催、情報提供等を行っている。

ハ 中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業の実施

パートタイム労働者を雇用する企業の相当部分は中小企業であること、パートタイム労働者の雇用管理については、地域・業種における横並び意識が強いこと等から、中小企業を構成員とする商工団体、業種団体等がパートタイム労働指針の浸透に取り組み、これに対し国が指導援助を行うことを通じて、その構成員たる企業におけるパートタイム労働者の雇用管理の改善を図る「中小企業パートタイム労働者雇用管理改善推進事業」を実施している。

ニ 自主的パートタイム労働者福祉改善事業の実施

平成2年度より、パートタイム労働者の労働条件、福祉の向上を図るためには、事業主による自主的な取り組みを促進することが不可欠であることから、パートタイム労働者の労働条件等の現状について事業主自らによる点検の実施を促すとともに、これに対する指導等を行う自主的パートタイム労働者福祉改善事業を実施しており、平成3年度からは、自主点検を実施した事業場を対象としてパート福祉制度優良事業場認定事業を実施している。

(4) パートタイム労働旬間の実施

昭和60年度から、毎年11月上旬に「パートタイム労働旬間」を実施しており、婦人局、労政局、労働基準局、職業安定局が連携を図り、集中的に啓発活動を展開することとしている。

4. 女子の再就職等援助対策の推進

(1) 女子再就職準備サービス事業の実施

ライフサイクルの変化やサービス経済化の進展に伴い、女性の職場進出が進み、育児期以後、再就職を希望する女性が増加しているが、こうした女性の活力を活かすことは、最近の労働力不足基調が一段と進展する中で、経済、社会の発展にも不可欠なこととなっている。しかし、再就職を希望する女子は、長期の離職期間があり、技術革新や情報の急速な進展に対応できない者も多い。

そこで、労働省では、平成3年度から、出産、育児等により職業生活を中断した後に再就職したいと希望し、再就職に向けて準備を進めている女子を対象に、各都道府県にある雇用促進事業団の雇用促進センターにおいて、婦人少年室等との連携のもと女子再就職準備サービス事業を実施し、再就職を準備している女子の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。具体的には、都道府県雇用促進センターにおいて、年に6回程度、5日間程度の日程で再就職のための自己診断、企業訪問、OA機器の操作実習等女子再就職準備セミナー（以下「セミナー」という。）を実施するのである。

セミナーの開催に当たっては、カリキュラムの内容、開催地、会場の選定、講師の選定等について婦人少年室、職業安定機関、働く婦人の家等関係機関と協力、連携して実施されることとなっている。

(2) 婦人就業援助促進事業の推進

女子の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女子の増加にともない、婦

人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、昭和54年度から地方公共団体が設置する婦人就業援助施設（平成3年度現在52所）に対し国の補助を行い、再就職を希望する女子の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務販売、病人介護などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

（3）レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフサイクルの変化等に伴う女子の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女子労働力の場合、意欲と能力はあっても育児・家事・介護等の制約条件の為に心ならずも潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女子労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから、「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取り扱う公共職業安定所として、10月1日付けで東京・大阪に女性のための安定所「レディス・ハローワーク」を設置し、女子労働者の働きやすい環境作りに努めると同時に、女子の再就職援助を推進しているところである。

（4）女子労働者に対する講習等の実施

都道府県婦人少年室では、主として中小企業に働く中堅女子労働者を対象に職業意識・職業能力の向上を図ることを目的として、女子在職者講習を実施している。

また、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、女子労働者の生活講座を働く婦人の家の協力を得て実施している。

(5) 働く婦人の家の機能の充実

働く婦人の家は、地方公共団体が設置する主に中小企業に働く女子労働者等のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者に対する相談、指導及び講習等の実施、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。

働く婦人の家は、2年度末現在全国で219所設置されており、3年度の設置予定は8所である。

(6) 婦人労働能力活用事業の推進

再就職を希望する主婦等の増加に対応し、就職の準備として地域における短期的、補助的な仕事への就業を望む者に対して必要な相談、講習を行うとともに、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供する地域相互援助活動として、婦人労働能力活用事業を現在全国20都市において推進している。

(7) 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率を示しているが、乳幼児等家族の世話をする必要があり、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費等の支給（最高日額1,470円）。
- ② 寡婦等担当職業相談員（216人）による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額12万5,690円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は

3分の1)。

- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万1,000円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

5. 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働手帳の交付の徹底

委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、工賃単価、納入させる物品の数量などを記入した家内労働手帳を家内労働者に交付しなければならないことになっている。家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためにも、家内労働の委託条件の明確化を図ることが最も基本であり、このため、家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取り扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ロ 工賃支払の確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納品された日から1か月以内に委託者が支払わなければならない。工賃不払については、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ハ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会

等の審議に基づき、物品の一定単位ごとに、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。現在、平成元年度を初年度とする「第3次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、最低工賃の十分な周知に努めている。

なお、最低工賃は、平成3年10月末日現在192件決定されている。

ニ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して特殊健康診断を実施し、職業性疾患の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、プレス機械や動力機械などを使用する危険な業務、有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができ、その加入の促進を図っている。

(2) 在宅就業に関する対策の推進

イ 在宅就業問題研究会

近年、情報機器とその利用技術の急速な発展を背景に、各種OA機器等を利用して主として自宅で仕事を行う就業形態（在宅就業）が普及しつつある。

このような在宅就業に関し、平成元年から「在宅就業問題研究会」を設置し、家内労働対策の推進の観点から、その特性、就業実態等を踏まえた今後の対策のあり方について検討を行っている。平成3年度は、ワープロ以外の情報機器を利用した在宅就業について実態把握を行い、必要な対策を検討する。

ロ ワープロ作業に係る対策

在宅就業問題研究会（第1次）報告を踏まえた上で、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合には、ワープロ作業を行う在宅就業について家内労働法の適用があるものとしたところである。

ワープロ作業を行う在宅就業者を数多く擁している印刷業界の全国組織である「日本軽印刷工業会」及び「全日本印刷工業組合連合会」の2団体並びにその支部に対し、家内労働の概況について説明するとともに、家内労働法の周知徹底についての協力を要請し、ワープロ作業に係る対策についての指導及び情報収集を行った。

なお、平成3年10月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」において、ワープロ入力（1字21銭）の最低工賃が設定されている。

(3) インチキ内職の被害防止

高収入のうたい文句で高額講習料を取られ、あるいは高額機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆるインチキ内職については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

(4) 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため、「家内労働旬間」を5月21日～31日に設定し、スローガン（平成3年「渡してますか もらってますか 家内労働手帳！」）を掲げ、集中的に広報活動・監督指導等を行っている。

6. 婦人の地位向上のための啓発活動の展開

「国連婦人の10年」の最終年であった昭和60年7月、ナイロビの世界婦人会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、

昭和62年5月、政府（婦人問題企画推進本部）により策定された「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の考え方も踏まえて、平成3年度の婦人の地位向上のための啓発活動は、次のように実施している。

なお、「新国内行動計画」は平成3年5月に改定された。

(1) 婦人週間の実施

第43回婦人週間（平成3年4月10日～16日）は、婦人の地位向上の目的とするところが、男女が性にとらわれずいきいきと暮らすことのできる社会を創造することであること、また、こうした社会の実現のためには女性だけではなく男性もともに努力することが不可欠であるとの考えのもとに、「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」を新たなテーマとして設定し、「しなやかに個性 のびやかに女と男」をキャッチフレーズとして実施し、都道府県婦人少年室において広報・啓発活動を展開した。

(2) 第43回婦人週間全国会議の開催

個人あるいは団体等が女子の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための諸活動の成果を交換し、今後に資することを目的として、「第43回婦人週間全国会議」を平成3年5月17日に東京で開催した。

(3) 政策・方針決定への参加の促進

国の審議会等における婦人委員の比率を「新国内行動計画」の改定に伴い、平成7年度までに15%に高めるよう、各種審議会等委員への婦人の登用について、あらゆる機会をとらえて関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。特に、6月には「婦人の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果を踏まえて婦人の参加促進を図っている。

また、地域における婦人問題の現状及び関係行政機関、婦人団体等の活動状況、活動の推進に当たって生じた問題点等を把握し、婦人問題についての連絡調整を図るとともに、婦人の地位向上に向けてこれら関係行政機関、婦

人団体等の自主的取組みを促すため、都道府県婦人少年室において婦人問題懇談会を開催している。

7. 女子の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業訓練施設が行う職業訓練には、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の3種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で382校で平成2年度における職業訓練実施規模は約40万人であった。

公共職業訓練施設への入校者に占める女子の割合（元年度）は、養成訓練では14.2％、能力再開発訓練では34.6％となっている。訓練科目別には、家政科、洋裁科、和裁科、縫製科、トレース科、経理事務科、一般事務科、デザイン科、販売科、介護サービス科等で女子の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の技能開発センターにおいて、パートタイム求職者に対する短期課程の能力再開発訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、平成2年度において、事業主が単独で行うものが376所、事業主等の団体で行うものが901所である。2年4月に在校した養成訓練の訓練生のうち、女子は14.7％（前年18.2％）である。訓練科目別には、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の64％を占めている。

8. 労働時間対策

労働時間の短縮は、充実した余暇活動、家族との触れ合いなど家庭生活の充実、社会参加を通じた地域社会の発展への寄与など我が国の経済的地位にふさわしい豊かな国民生活を実現し、産業・企業の活性化、ひいては、我が国経済社会全体の活力の維持増進に資するとともに、個人消費の増大等を通じた内需の拡大、中長期的にみた雇用機会の確保などの観点から、我が国全体として取り組むべき国民的課題となっている。このため、労働省では、昭

和63年4月に週40時間労働制の実現に向け、法定労働時間の段階的短縮、年次有給休暇の最低付与日数の引上げ等を内容とする改正労働基準法を施行した。さらに同年5月には「世界とともに生きる日本—経済運営5ヶ年計画—」が閣議決定され、年間総労働時間を1,800時間程度に下げ得る限り短縮する、という目標が定められた。

これらを踏まえ、労働省では、完全週休2日制の普及・促進を基本に、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働時間の削減を重点に労働時間短縮を進めている。

特に、平成3年においては、①平成3年4月1日から週法定労働時間を46時間から同44時間に短縮し、その円滑な施行を図るとともに、②年次有給休暇の取得を促進するため、連続休暇取得促進要綱に基づく指導援助を行う、③労使の実務家で構成されている「ゆとり創造社会の実現に向けての専門家会議」の報告を受け「所定外労働削減要綱」を策定し、その周知・徹底を図る、④中小企業の集团的取り組みや業界団体の自主的取り組みの促進等労使の自主的努力に対する指導、援助を行う、⑤ゆとり創造シンポジウムの開催等による労働時間短縮に向けての国民的気運の醸成を図る、などの施策を積極的に推進している。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状態等)

付表1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付5
付表2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付6
付表3	配偶関係別女子労働力率の推移	付8
付表4	年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合	付8
付表5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付9
付表6	従業上の地位別就業者数及び構成比の推移	付10
付表7	産業別就業者数及び構成比の推移	付12
付表8	完全失業者数及び完全失業率の推移	付13
付表9	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付13

(雇用状況等)

付表10	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付14
付表11	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付16
付表12	規模別雇用者数及び構成比の推移	付18
付表13	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付20
付表14	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移	付22
付表15	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移	付23
付表16	有配偶女子の就業状態の推移	付24
付表17	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合	付25
付表18	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付26
付表19	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付26
付表20	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付27
付表21	年齢階級別平均勤続年数の推移	付27
付表22	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付28
付表23	年齢階級、職階別女子役職者数及び構成比	付28
付表24	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移	付29

付表25	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付30
付表26	就業形態別入職・離職状況の推移	付31
付表27	女子の産業別入職・離職状況の推移	付32
付表28	職歴別女子入職者	付33
付表29	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付34
付表30	就業の動機別女子入職者数の割合	付35
付表31	女子の離職理由の推移	付36
付表32	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付37
付表33	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付38
付表34	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付40
付表35	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付42
付表36	女子新規高卒者の産業別就職者数及び構成比	付43
付表37	学校種類別進学率の推移	付44
付表38	関係学科別大学在学学生数の構成比の推移	付45

(賃金、労働時間等)

付表39	1人平均月間現金給与額	付45
付表40	産業別1人平均月間現金給与総額	付46
付表41	きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の推移	付47
付表42	年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差	付47
付表43	所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移	付48
付表44	学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合	付49
付表45	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付49
付表46	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差	付50
付表47	新規学卒者の初任給額の推移	付51
付表48	中途採用者の初給賃金額、年齢間格差及び男女間格差	付52
付表49	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付53
付表50	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付54

(家計)

付表51	勤労者世帯の家計収支の推移	付55
付表52	共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付56
付表53	夫の年齢階級別1世帯当たり1か月の収入及び消費支出の構成比	付57

（労働組合）

付表54	労働組合員数及び推定組織率の推移	付58
付表55	産業別労働組合数及び組合員数	付59
付表56	常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合及び組合員に占めるパートタイム労働者の割合並びに有労組組織率	付60
付表57	事業所におけるパートタイム労働者の有無、パートタイム労働者の組合員の有無別労働組合の割合	付61

（家内労働）

付表58	家内労働従事者数の推移	付62
付表59	業種別家内労働者数の推移	付63

（再就職関係）

付表60	30歳以上の一般未就業女子の入職者数	付64
付表61	中断直前の就業形態別再就職時の就業形態	付64
付表62	現在の就業形態別再就職の理由	付65
付表63	末子の年齢、妻の就業状態別典型的一般世帯数	付66
付表64	年齢階級別中断直前職の退職理由	付67
付表65	現在の就業形態別中断期間	付68
付表66	職種、常用労働者及びパートタイム労働者の採用方針	付68
付表67	再就職女子の活用方針	付69
付表68	再就職女子の活用の工夫	付69
付表69	現在の就業形態別身につけておきたかった技能・知識	付70
付表70	婦人就業援助センターの技術講習受講者の意識	付71

（パートタイム労働関係等）

付表71	短時間雇用者数及び構成比の推移	付72
付表72	週労働時間35時間未満の雇用者数	付73
付表73	類型別パートタイム労働者数及び構成比	付73
付表74	産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付74
付表75	規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付75
付表76	産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付76
付表77	産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付77
付表78	年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付78

付表79	産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移	付78
付表80	人事考課で重視してもらいたい評価事項	付79
付表81	女子非正社員の配置部門別仕事の内容	付79
付表82	再就職女子の現在の仕事への不満や不安	付80
付表83	再就職時にあれば良かった行政サービス	付81
付表84	企業の再就職女子に対する行政サービスへの要望	付81
(母性保護等)		
付表85	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付82
付表86	1人平均産前産後休業日数	付82
付表87	妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付83
付表88	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付83
付表89	妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付84
付表90	妊娠・出産による退職者の割合	付84
付表91	育児休業制度実施事業所の割合	付84
付表92	女子再雇用制度実施事業所の割合	付85
付表93	介護休暇制度実施事業所の割合	付85
(その他)		
付表94	人口動態の推移	付86
付表95	主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付88
付表96	主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付90
付表97	主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付92
付表98	主要国の産業別雇用者数及び構成比	付94
付表99	主要国の職業別雇用者数及び構成比	付96
付表100	非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付98
(参 考)		
	婦人労働関係判例	付101

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上 人 口 (A)	労働力 人 口 (B)	非労働力 人 口	労働力率 (B) / (A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総 数	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成元 2	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
		10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成元 2	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
		5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
男	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成元 2	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
		4,911	3,791	1,095	77.2	59.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分			総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働人口 (万人)	女	昭和35	1,838	219	277	217	216	200	457			162		80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506			172		75
		45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77	73
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89	76
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97	95
		56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99	99
		57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103	105
		58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110	109
		59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111	111
		60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116	113
		61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120	115
		62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	189	124	122
		63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128	129
		平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134	135
		2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138	143
労働人口 (万人)	男	昭和35	2,673	234	325	360	368	275	678			304		144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681			306		153
		45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145	158
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154	169
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151	184
		56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150	189
		57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152	183
		58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155	188
		59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163	185
		60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171	187
		61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185	187
		62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198	190
		63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209	197
		平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222	204
		2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234	217

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働力率	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0		46.7		25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2		45.3		21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	53.0	58.8	48.7	39.1
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
		56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2
		2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5
(%)	男	昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9		85.6		56.9
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3		86.7		56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
		56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

年 齢	未 婚		有 配 偶		死別・離別	
	昭和55年	平成2年	55年	2年	55年	2年
計	52.6 (46.4)	55.2 (49.5)	49.2 (26.4)	52.7 (33.9)	34.2	32.3
15～19歳	18.3 (16.8)	17.7 (15.8)	＊ (＊)	＊ (＊)	＊	＊
20～24	77.3 (71.8)	80.3 (75.0)	42.0 (32.1)	40.0 (32.7)	＊	＊
25～29	84.5 (73.8)	91.8 (83.6)	38.0 (24.6)	40.6 (32.1)	＊	＊
30～34	80.4 (63.0)	86.0 (74.0)	44.0 (24.7)	45.3 (32.1)	76.9	90.0
35～39	73.9 (60.9)	80.6 (64.5)	56.0 (31.7)	59.8 (42.3)	88.9	85.7
40～44	68.8 (56.3)	78.6 (60.7)	62.5 (36.4)	67.7 (47.8)	82.6	88.2
45～49	75.0 (56.3)	73.7 (57.9)	62.4 (34.7)	70.1 (48.7)	80.0	84.6
50～54	71.4 (50.0)	71.4 (57.1)	56.3 (28.3)	63.6 (41.3)	73.5	77.1
55～64	57.1 (35.7)	50.0 (34.6)	44.5 (16.1)	46.5 (21.5)	46.4	49.3
65歳以上	＊ (＊)	18.8 (12.5)	20.9 (4.2)	22.6 (5.3)	12.3	11.4

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和35年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	65.9 (29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1 (31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6 (33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5 (36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2 (34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9 (33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9 (33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1 (32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2 (31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8 (31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5 (31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4 (30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8 (30.3)	17.5	22.7
	平成元	100.0	59.4 (29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1 (29.2)	17.6	23.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業上の地位別

区 分		全 産 業				計
		計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	
就 業 者 数 (万人)	女	昭和35年 1. 1. 8 0 7 8 4 4 5 0 0 3 5 5 5 5 3 3 5 5 6 2 2 2 5 5 7 2 2 2 5 5 8 2 2 2 5 5 9 2 2 2 6 6 0 2 2 2 6 6 1 2 2 2 6 6 2 2 2 2 平成元 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 8 5 2 7 3 2 8 5 2 8 1 2 9 3 2 8 5 2 9 6 3 0 2 2 9 6 2 8 8 2 8 6 2 8 4 2 8 1	7 8 4 6 9 2 6 5 1 6 5 0 4 8 2 4 4 1 4 4 3 4 4 6 4 4 3 4 4 5 4 4 5 4 4 4 4 4 2	3 1 8 9 1 3 1 9 6 0 1 7 3 3 5 3 1 9 4 4 8 5 5 1 5 5 4 6 6 8 6 6 7 6 6 7 6 6 8	6 6 1 5 5 4 4 4 2 2 2 5 2 2 8 2 2 4 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 0
	男	昭和35年 2. 2. 6 5 9 2 4 4 5 0 0 1 5 5 5 5 1 0 5 5 6 4 9 9 5 5 7 3 8 8 5 5 8 4 9 9 5 5 9 4 5 5 6 6 0 3 6 6 6 6 1 2 2 2 6 6 2 2 2 2 平成元 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7 2 1 6 6 6 6 6 2 6 5 8 6 5 7 6 4 7 6 3 3 6 2 8 6 2 6 6 2 2 6 2 1 6 5 7	2 2 7 2 2 6 2 1 1 2 1 2 2 0 0 2 0 3 2 0 2 2 0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0 2 0 0	1 1 3 6 9 2 2 2 7 6 6 6 6 6 8 6 6 2 6 6 9 6 6 4 6 6 3 6 6 3 6 6 3 6 6 3	6 1 9 4 0 9 2 2 5 2 2 4 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 0
構 成 比 (%)	女	昭和35年 1 0 0 0 0 4 4 5 0 0 5 5 5 5 0 5 5 6 7 8 5 5 8 9 0 5 5 9 0 1 5 5 9 2 2 6 6 0 2 3 6 6 1 2 3 平成元 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 5 8 4 4 2 4 4 3 3 3 4 3 3 5 3 3 5 3 3 5 3 3 5 3 3 5 3 3 5 3 3 5 3 3 5	4 3 3 3 6 5 3 5 5 3 3 3 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 2	4 8 8 8 9 7 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3 0 3 3	1 0
	男	昭和35年 1 0 0 0 0 4 4 5 0 0 5 5 5 5 0 5 5 6 7 8 5 5 8 9 0 5 5 9 0 1 5 5 9 2 2 6 6 0 2 3 6 6 1 2 3 平成元 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 7 4 2 3 4 2 2 4 2 0 1 1 9 4 1 8 2 1 8 3 1 7 9 1 7 8 1 7 8 1 6 8 1 6 3	1 0 5 7 8 8 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3 6 3 3	6 2 1 8 1 8 7 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 7 8	1 0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

就業者数及び構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
85 78 77 85 55 44 44 33 33 33	54 33 33 33 22 11 11 11 11 11 11	37 20 08 99 01 99 10 11 11 11 11	14 32 65 10 42 56 83 99 00 00 11 23	20 12 22 22 22 22 22 22 22 22 22	24 33 55 77 66 66 66 66 66 66 66	78 09 88 55 44 44 44 44 44 44 44
37 32 22 19 11 11 11 11 11 11 11	18 46 66 44 33 33 33 33 33 33 33	57 30 01 22 22 22 22 22 22 22 22	20 69 97 11 11 22 22 22 22 22 22	35 40 43 46 45 44 44 44 44 44 44	93 00 05 77 66 66 66 66 66 66 66	57 22 28 14 55 66 66 66 66 66 66
12 11 24 22 20 20 11 17 17 17 17 17	81 20 77 75 75 77 77 77 77 77 77	56 33 22 33 33 44 33 44 55 53 54	10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	17 13 12 12 12 12 12 11 11 10 10	21 16 15 14 13 13 13 12 12 12 12	61 69 71 77 72 73 74 74 75 76 78
60 71 75 77 75 75 76 76 76 76 77	30 28 33 17 16 15 15 14 14 14 14	93 50 11 89 11 88 82 85 99 99 87	10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	17 15 14 14 14 13 13 13 13 13 12	46 33 22 22 22 22 22 22 22 22 22	78 81 82 82 83 83 83 84 84 84 85

付表7 産業別就業者数及び構成比の推移

区 分		総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
就業者数 (万人)	総 数	昭和35年	4,372	1,424	1,276	1,670
		40	4,763	1,174	1,490	2,099
		45	5,211	1,009	1,771	2,430
		50	5,302	737	1,805	2,754
		55	5,536	577	1,926	3,020
		60	5,807	509	1,992	3,283
		61	5,853	495	1,986	3,350
		62	5,911	489	1,966	3,432
		63	6,011	474	2,021	3,486
		平成元2	6,128	463	2,069	3,566
			6,249	451	2,099	3,669
	女	昭和35年	1,712	738	345	628
		40	1,861	604	429	826
		45	2,039	534	530	974
		50	1,964	361	505	1,093
		55	2,142	283	605	1,250
		60	2,304	244	651	1,400
		61	2,327	236	648	1,436
		62	2,360	233	639	1,479
		63	2,408	226	657	1,517
		平成元2	2,474	219	682	1,562
			2,536	215	692	1,618
構成比 (%)	総 数	昭和35年	100.0	32.6	29.2	38.2
		40	100.0	24.7	31.3	44.0
		45	100.0	19.4	34.0	46.6
		50	100.0	13.9	34.0	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		61	100.0	8.5	33.9	57.2
		62	100.0	8.3	33.3	58.1
		63	100.0	7.9	33.6	58.0
		平成元2	100.0	7.6	33.8	58.2
			100.0	7.2	33.6	58.7
	女	昭和35年	100.0	43.1	20.2	36.7
		40	100.0	32.5	23.1	44.4
		45	100.0	26.2	26.0	47.8
		50	100.0	18.4	25.7	55.7
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
		61	100.0	10.1	27.8	61.7
		62	100.0	9.9	27.1	62.7
		63	100.0	9.4	27.3	63.0
		平成元2	100.0	8.9	27.6	63.1
			100.0	8.5	27.3	63.8

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」(昭和35～50年),「労働力調査」(昭和53～平成2年)

注) 第1次産業…農業, 林業, 漁業
 第2次産業…鉱業, 建設業, 製造業
 第3次産業…上記以外の産業

付表8 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完全失業者数(万人)			完全失業率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	7.5	3.1	4.4	1.7	1.7	1.6
40	5.7	2.5	3.2	1.2	1.3	1.1
45	5.9	2.1	3.8	1.1	1.0	1.2
50	10.0	3.4	6.6	1.9	1.7	2.0
55	11.4	4.3	7.1	2.0	2.0	2.0
56	12.6	4.7	7.9	2.2	2.1	2.3
57	13.6	5.2	8.4	2.4	2.3	2.4
58	15.6	6.1	9.5	2.6	2.6	2.7
59	16.1	6.5	9.6	2.7	2.8	2.7
60	15.6	6.3	9.3	2.6	2.7	2.6
61	16.7	6.7	9.9	2.8	2.8	2.7
62	17.3	6.9	10.4	2.8	2.8	2.8
63	15.5	6.4	9.1	2.5	2.6	2.5
平成元	14.2	5.9	8.3	2.3	2.3	2.2
2	13.4	5.7	7.7	2.1	2.2	2.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

付表9 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

年		女					男				
		総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者	総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者
完全失業者数(万人)	昭和59年	65	13	26	4	20	96	40	27	4	21
	60	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
構成比(%)	昭和59年	100.0	20.0	40.0	6.2	30.8	100.0	41.7	28.1	4.2	21.9
	60	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

付表10 産業別雇用者数、構成比及び

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業		
雇 用 者 数 (万 人)	女	昭和35年	738	370	3	43	290	
		40	913	200	2	22	405	
		45	1096	89	2	22	458	
		50	1657	189	1	11	498	
		55	3391	909	2	11	588	
		56	4118	990	2	11	580	
		57	4866	1199	2	11	597	
		58	5118	999	2	11	577	
		59	5488	1199	3	11	577	
		60	5845	1100	2	11	576	
		61	6170	1111	2	11	576	
		62	6744	1111	2	11	627	
		63	7439	1111	2	11	672	
	平成元2	8344	1111	2	11	72		
	男	昭和35年	6632	57	23	38	169	
		40	9633	39	22	25	228	
		45	2109	21	16	16	260	
		50	4777	22	13	9	327	
		55	6446	22	14	8	369	
		56	6802	20	13	8	366	
57		7222	22	15	9	363		
58		7447	19	13	7	354		
59		7644	19	12	7	359		
60		7955	19	13	7	359		
61		8133	19	13	7	354		
62		8688	20	12	6	374		
63		9299	20	12	6	384		
平成元2	0011	18	11	5	390			
構 成 比 (%)	女	昭和50年	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2	
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3	
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6	
		61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5	
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5	
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7	
	平成	元2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8	
		2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9	
		男	昭和50年	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
			55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1
			60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9
			61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8
	62		100.0	0.7	0.5	0.2	12.6	
	63		100.0	0.7	0.4	0.2	13.0	
	平成		元2	100.0	0.7	0.4	0.2	13.1
	2		100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	
	雇 用 者 女 子 数 に 対 し て の 占 合 算		昭和50年	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0
			55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6
			60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8
			61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5
62			36.5	34.5	13.3	12.5	13.8	
63			35.8	35.5	14.3	14.3	14.2	
平成		元2	37.4	35.5	14.3	14.3	14.9	
2		37.9	37.9	15.4	16.7	15.6		

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金融・保険業 不動産業	サービス業	公 務
2 6 9		2 6	1 6		1 8 2	2 3
3 3 3		3 1	2 3	6 9	2 1 9	2 5
3 9 0	3		2 5 7	5 7	2 6 5	2 5
3 6 1	4	4 0	2 9 0	7 1	3 1 2	3 1
3 8 6	4	3 8	3 5 1	8 2	3 8 8	3 3
3 9 7	4	3 9	3 6 0	8 5	4 0 2	3 2
3 9 2	4	3 9	3 7 4	8 9	4 1 2	3 3
4 0 9	5	4 1	3 8 7	9 0	4 4 6	3 4
4 2 3	5	3 9	4 0 3	9 1	4 5 2	3 3
4 3 5	4	4 1	4 0 8	9 0	4 6 4	3 5
4 3 5	4	4 4	4 2 3	9 7	4 7 5	3 5
4 2 8	4	4 4	4 3 7	1 0 2	4 9 3	3 4
4 4 0	4	4 4	4 5 3	1 0 6	5 1 2	3 3
4 6 0	5	4 8	4 7 1	1 1 1	5 3 7	3 3
4 7 1	4	5 1	4 9 3	1 2 1	5 6 7	3 6
5 3 0		2 0 6	2 8 3		2 0 6	1 1 9
6 6 0		2 5 6	3 5 4		2 4 6	1 3 3
7 5 4	2 5	2 7 1	3 5 4	6 4	2 9 4	1 3 6
7 7 6	2 8	2 7 6	4 2 1	8 6	3 4 6	1 6 5
7 4 9	2 6	2 9 3	4 7 4	9 5	4 0 0	1 6 6
7 5 5	2 7	2 8 7	4 8 7	9 9	4 1 9	1 6 2
7 5 9	3 0	2 9 2	4 9 6	1 0 0	4 3 5	1 6 2
7 6 6	3 2	2 9 1	5 0 7	1 0 6	4 5 1	1 6 0
7 8 8	3 0	2 8 3	5 0 8	1 0 8	4 7 1	1 6 3
8 0 0	2 9	2 8 3	5 0 4	1 0 9	4 7 6	1 6 4
7 9 5	2 8	2 8 9	5 1 5	1 1 0	4 9 3	1 6 2
7 8 8	2 7	2 8 5	5 2 5	1 1 3	5 1 4	1 6 4
8 0 5	2 7	2 8 7	5 3 7	1 1 0	5 2 2	1 6 2
8 1 6	2 5	2 9 9	5 4 4	1 1 4	5 4 7	1 5 6
8 3 4	2 6	3 0 2	5 5 5	1 2 0	5 7 5	1 5 9
3 0 . 9	0 . 3	3 . 3	2 4 . 9	6 . 1	2 6 . 7	2 . 7
2 8 . 5	0 . 3	2 . 9	2 5 . 9	6 . 1	2 8 . 7	2 . 4
2 8 . 1	0 . 3	2 . 6	2 6 . 4	5 . 8	3 0 . 0	2 . 3
2 7 . 5	0 . 3	2 . 8	2 6 . 7	6 . 1	3 0 . 0	2 . 2
2 6 . 5	0 . 2	2 . 7	2 7 . 1	6 . 3	3 0 . 5	2 . 1
2 6 . 3	0 . 2	2 . 6	2 7 . 1	6 . 3	3 0 . 7	2 . 0
2 6 . 3	0 . 3	2 . 7	2 6 . 9	6 . 3	3 0 . 7	1 . 9
2 5 . 7	0 . 2	2 . 8	2 6 . 9	6 . 6	3 0 . 9	2 . 0
3 1 . 3	1 . 1	1 1 . 1	1 7 . 0	3 . 5	1 4 . 0	6 . 7
2 8 . 6	1 . 0	1 1 . 2	1 8 . 1	3 . 6	1 5 . 3	6 . 3
2 8 . 9	1 . 0	1 0 . 2	1 8 . 2	3 . 9	1 7 . 2	5 . 9
2 8 . 4	1 . 0	1 0 . 3	1 8 . 4	3 . 9	1 7 . 6	5 . 8
2 8 . 0	1 . 0	1 0 . 1	1 8 . 7	4 . 0	1 8 . 3	5 . 8
2 8 . 1	0 . 9	1 0 . 0	1 8 . 7	3 . 8	1 8 . 2	5 . 6
2 7 . 9	0 . 9	1 0 . 2	1 8 . 6	3 . 9	1 8 . 7	5 . 3
2 7 . 8	0 . 9	1 0 . 1	1 8 . 5	4 . 0	1 9 . 2	5 . 3
3 1 . 7	1 2 . 5	1 2 . 1	4 0 . 8	4 5 . 2	4 7 . 3	1 5 . 8
3 4 . 0	1 3 . 3	1 1 . 8	4 2 . 5	4 6 . 3	4 9 . 2	1 6 . 6
3 5 . 2	1 2 . 1	1 2 . 7	4 4 . 7	4 5 . 2	4 9 . 4	1 7 . 6
3 5 . 4	1 2 . 5	1 3 . 2	4 5 . 1	4 6 . 9	4 9 . 0	1 7 . 8
3 5 . 2	1 2 . 9	1 3 . 4	4 5 . 4	4 7 . 2	4 8 . 9	1 7 . 2
3 5 . 3	1 2 . 9	1 3 . 3	4 5 . 8	4 9 . 1	4 9 . 5	1 7 . 0
3 6 . 1	1 6 . 7	1 3 . 8	4 6 . 4	4 9 . 3	4 9 . 5	1 7 . 5
3 6 . 1	1 3 . 3	1 4 . 4	4 7 . 1	5 0 . 2	4 9 . 6	1 8 . 5

付表11 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専門的・技術的 職業従事者	管職 業理 従事者	事務 従事者	販 売 従事者	農作 林業 漁業者	採掘 作業 者	運送 ・事 通 信者	技生 産工 能程 作業 者	労 務 作 業 者	保安職 業・サ ービス 職業従 事者
雇 用 者 数 (万人)	女	昭35	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	70
		45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	66
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54
		56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	82
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86
		61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	86
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91
		平元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	98
		2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	102
	男	昭35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88
		55	2,617	188	205	424	340	30	4	215	946	94
		56	2,646	195	214	429	345	34	4	207	948	110
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	954	119
		61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	125
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	132
		平元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137
		2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	955	144

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 昭和35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。
2. 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専門 業務・技術 従事者	管 理従事 者	事 務従事 者	販 売従事 者	農 林業 漁業者	採 掘作 業者	運 輸・事 通 信者	技 生 産工 能工 程作 業者	労 務作 業者	保 安職 業・サ ー ビ ス 従 事 者
構 成 比 (%)	昭35	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9		16.1
	40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0	14.5
	45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7
	50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7
	55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9
	60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6	11.2
	61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	5.2	11.3
	62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	5.3	11.3
	63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4	10.9
	平元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6	10.7
	2	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	5.6	10.7
	昭35	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8		5.8
	40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0	5.5
	45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3
	50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3
	55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4
	60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3	6.1
	61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	4.3	6.2
	62	100.0	10.0	7.2	15.4	15.1	1.1	0.1	7.0	33.3	4.4	6.2
	63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6	6.0
	平元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7	6.0
	2	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	4.8	6.2
雇 用 者 の 割 合 に 占 め る 比	昭35	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9		54.8
	40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7
	45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2
	50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8
	55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9
	60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2	50.9
	61	36.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.8	0.0	5.1	26.5	40.9	50.9
	62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	40.8	51.0
	63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8	51.3
	平元	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7	51.4
	2	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.6	51.3

付表 1.2 規模別雇用者数及び

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者	女	昭和35年	7 0 1	2 7 2	8 8	6 7	1 1 6	1 0 3
		40	8 9 3	3 2 4	1 2 9	1 1 4	1 8 8	1 0 4
		45	1, 0 8 6	4 0 3	1 6 6	1 5 5	2 4 7	1 1 2
		50	1, 1 5 9	4 4 0	1 8 2	1 5 8	2 4 2	1 3 4
		55	1, 3 4 5	5 2 1	2 2 2	1 8 7	2 5 3	1 6 0
		56	1, 3 8 2	5 3 6	2 2 6	1 9 7	2 6 0	1 6 1
		57	1, 4 0 8	5 5 2	2 3 2	2 0 1	2 6 2	1 5 9
		58	1, 4 7 5	5 6 9	2 4 2	2 1 6	2 7 8	1 6 8
		59	1, 5 0 8	5 8 0	2 5 0	2 1 9	2 8 9	1 6 7
		60	1, 5 3 9	5 9 0	2 5 7	2 3 3	2 8 8	1 6 8
		61	1, 5 7 4	6 0 4	2 6 2	2 4 3	2 9 6	1 6 7
		62	1, 6 0 4	6 1 3	2 6 6	2 4 5	3 0 8	1 6 9
		63	1, 6 6 0	6 2 3	2 8 1	2 6 1	3 2 3	1 6 7
		平成元	1, 7 3 8	6 5 0	2 9 2	2 7 1	3 5 2	1 6 9
2	1, 8 2 3	6 7 4	3 0 5	2 9 0	3 7 3	1 7 4		
数 (万人)	男	昭和35年	1, 5 7 5	4 7 3	1 9 9	1 6 3	3 3 2	3 1 9
		40	1, 9 2 4	5 4 3	2 7 9	2 4 3	5 4 5	2 7 3
		45	2, 1 9 1	6 5 9	3 1 6	3 0 9	6 1 9	2 8 2
		50	2, 4 5 8	7 5 9	3 6 0	3 4 7	6 6 9	3 1 8
		55	2, 5 9 7	8 2 8	3 9 4	3 7 8	6 6 3	3 2 7
		56	2, 6 2 6	8 4 0	3 9 4	3 8 6	6 7 2	3 3 0
		57	2, 6 6 0	8 3 8	3 9 6	3 8 8	6 9 9	3 3 3
		58	2, 7 0 1	8 4 7	4 0 4	3 9 4	7 2 4	3 2 7
		59	2, 7 2 8	8 3 3	4 1 2	4 0 7	7 3 7	3 3 3
		60	2, 7 4 5	8 3 6	4 1 6	4 2 1	7 2 9	3 3 5
		61	2, 7 7 6	8 5 3	4 2 6	4 3 2	7 2 4	3 3 3
		62	2, 7 9 5	8 6 4	4 2 4	4 3 6	7 3 1	3 3 3
		63	2, 8 4 8	8 8 5	4 3 3	4 4 7	7 4 2	3 3 2
		平成元	2, 9 1 0	9 0 1	4 5 0	4 7 0	7 5 1	3 2 8
2	2, 9 8 4	9 1 4	4 6 6	4 8 5	7 7 5	3 3 4		

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
構 成 比	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		56	100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		60	100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9
		61	100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6
		62	100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5
		63	100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1
		平成元	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7
		2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5
(%)	男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
		40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
		50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
		55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
		56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6
		57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
		58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1
		59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2
		60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2
		61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0
		62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9
		63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7
		平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3
		2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2

付表1 3 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上		
雇 用 者 数 (万 人)	女	昭和35年	738	157	265		116		127				5	
		40	913	157	251	99	158		167				34	7
		45	1,096	138	317	124	89	106	252				59	12
		50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18	
		55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25	
		56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26	
		57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26	
		58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27	
		59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28	
		60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30	
		61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30	
		62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31	
		63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32	
		平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36	
		2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40	
男	昭和35年	1,632	157	478		404		460				24		
	40	1,963	152	333	310	531		417				131	37	
	45	2,210	120	365	358	310	288	548				166	54	
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71		
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77		
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78		
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73		
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71		
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71		
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70		
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71		
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71		
	63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76		
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82		
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89		

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上
構 成 比	昭和35年	100.0	23.4	39.6		17.3		19.0				0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1			3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0			5.4	1.1
	50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	6.9	1.5
	55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	7.9	1.8
	60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	8.7	1.9
	61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	9.6	8.5	1.9
	62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	8.7	1.9
	63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	8.9	1.9
	平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	9.4	2.1
	2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	9.6	2.2
(%) 男	昭和35年	100.0	10.3	31.4		26.5		30.2				1.6
	40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8			6.9	1.9
	45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8			7.5	2.4
	50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	7.8	2.9
	55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	8.7	2.9
	60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	10.9	2.5
	61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	11.3	2.5
	62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	11.6	2.5
	63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	12.0	2.6
	平成元	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	12.5	2.8
	2	100.0	2.7	9.9	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	13.1	3.0
女 子 雇 用 者 以 上 割 入 合 口 に 占 め	昭和35年	21.9	35.1	33.6		16.1		11.3				1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9			8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5			13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	27.0	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	19.1	4.1
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	20.4	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	44.3	37.3	19.8	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	20.1	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	20.9	3.9
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	22.6	4.2
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	43.5	23.7	4.5

付表1 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		女				男			
		総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇
雇用者数 (万人)	昭和35年	7 0 1	6 1 4	5 7	3 0	1,5 7 5	1,4 4 4	6 7	6 3
	40	8 9 3	7 7 2	8 0	4 1	1,9 2 4	1,7 9 2	6 5	6 7
	45	1,0 8 6	9 3 7	1 0 2	4 7	2,1 9 1	2,0 6 9	6 0	6 2
	50	1,1 5 9	9 9 2	1 1 6	5 1	2,4 5 8	2,3 3 6	5 8	6 5
	55	1,3 4 5	1,1 0 5	1 8 0	6 0	2,5 9 7	2,4 6 1	7 2	6 3
	56	1,3 8 2	1,1 3 4	1 8 8	6 0	2,6 2 6	2,4 9 2	7 3	6 1
	57	1,4 0 8	1,1 4 7	2 0 1	6 1	2,6 6 0	2,5 2 6	7 4	6 0
	58	1,4 7 5	1,1 9 0	2 2 2	6 3	2,7 0 1	2,5 6 0	8 0	6 0
	59	1,5 0 8	1,2 1 7	2 2 7	6 4	2,7 2 8	2,5 9 0	8 1	5 7
	60	1,5 3 9	1,2 4 3	2 3 4	6 2	2,7 4 5	2,6 0 4	8 3	5 8
	61	1,5 7 4	1,2 7 7	2 3 5	6 2	2,7 7 6	2,6 3 6	8 4	5 7
	62	1,6 0 4	1,2 9 5	2 5 0	6 0	2,7 9 5	2,6 5 0	9 2	5 3
	63	1,6 6 0	1,3 3 8	2 5 9	6 2	2,8 4 8	2,6 9 5	9 7	5 7
	平成元	1,7 3 8	1,4 0 1	2 7 3	6 3	2,9 1 0	2,7 5 3	9 8	5 8
	2	1,8 2 3	1,4 7 5	2 8 2	6 6	2,9 8 4	2,8 2 2	1 0 6	5 6
構 成 比 (%)	昭和35年	1 0 0.0	8 7.6	8.1	4.3	1 0 0.0	9 1.7	4.3	4.0
	40	1 0 0.0	8 6.5	9.0	4.6	1 0 0.0	9 3.1	3.4	3.5
	45	1 0 0.0	8 6.3	9.4	4.3	1 0 0.0	9 4.4	2.7	2.8
	50	1 0 0.0	8 5.6	1 0.0	4.4	1 0 0.0	9 5.0	2.4	2.6
	55	1 0 0.0	8 2.2	1 3.4	4.5	1 0 0.0	9 4.8	2.8	2.4
	56	1 0 0.0	8 2.1	1 3.6	4.3	1 0 0.0	9 4.9	2.8	2.3
	57	1 0 0.0	8 1.5	1 4.3	4.3	1 0 0.0	9 5.0	2.8	2.3
	58	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.3	1 0 0.0	9 4.8	3.0	2.2
	59	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.2	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	60	1 0 0.0	8 0.8	1 5.2	4.0	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	61	1 0 0.0	8 1.1	1 4.9	3.9	1 0 0.0	9 5.0	3.0	2.1
	62	1 0 0.0	8 0.7	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.8	3.3	1.9
	63	1 0 0.0	8 0.6	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	平成元	1 0 0.0	8 0.6	1 5.7	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	2	1 0 0.0	8 0.9	1 5.5	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.6	1.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

付表15 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

（単位 万人、％）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は構成比

付表16 有配偶女子の就業状態の推移

(単位 %)

区 分	昭和35年	40	45	50	55	60	61	62	63	平成元年	2
女子15歳以上人口	(3,377)	(3,773)	(4,060)	(4,344)	(4,591)	(4,863)	(4,925)	(4,995)	(5,059)	(5,120)	(5,178)
有配偶	(1,921)	(2,189)	(2,456)	(2,787)	(2,959)	(3,073)	(3,086)	(3,102)	(3,123)	(3,153)	(3,161)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	—	—	48.3	45.2	49.2	51.1	51.1	51.3	51.6	52.3	52.7(1,667)
就業者	46.6	48.0	48.0	44.7	48.5	50.2	50.1	50.4	50.8	51.5	52.0(1,645)
農林業	28.2	22.2	14.9	9.9	7.9	6.5	6.3	6.1	5.9	5.7	5.5(175)
雇用者	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3(9)
非農林業	18.4	25.9	33.1	34.8	40.6	43.7	43.9	44.2	44.9	45.8	46.5(1,470)
自営業主・ 家族従業者	9.6	11.8	14.7	13.4	14.5	14.0	13.8	13.8	13.7	13.4	12.8(406)
雇用者	8.8	14.1	18.3	21.3	26.1	29.6	30.0	30.4	31.1	32.3	33.6(1,061)
完全失業者	—	—	0.3	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7(22)
非労働力人口	—	—	51.6	54.5	50.5	48.4	48.4	48.3	48.0	47.3	46.9(1,482)

資料出所 総務庁統計局「国勢調査」(昭和35、40年)、「労働力調査」(昭和45～平成2年)

注) ()内は人数, 万人

付表 17 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的一般世帯—

妻と夫の就業状態	世 帯 数 (万 世 帯)					割 合 (%)				
	昭和 60年	62年	63年	平成 元年	2年	3年	昭和 60年	62年	63年	平成 元年
	2,591	2,623	2,649	2,626	2,654	2,670	100.0	100.0	100.0	100.0
総 数										
妻も夫も共に就業者	1,204	1,210	1,250	1,243	1,297	1,333	46.1	46.1	47.2	47.3
うち妻も夫も共に非農林業雇用者	722	748	771	783	823	877	28.5	28.5	29.1	29.8
夫就業者、妻非就業者	1,103	1,086	1,088	1,057	1,034	1,019	42.6	41.4	41.1	40.6
うち夫非農林業雇用者	952	933	946	930	897	888	35.6	35.5	35.7	35.4
妻就業者、夫非就業者	65	71	64	58	61	61	2.5	2.7	2.4	2.2
うち妻非農林業雇用者	48	58	48	43	46	47	1.9	2.2	1.8	1.6
妻も夫も共に非就業者	203	237	234	238	244	241	7.8	9.0	8.8	9.1
子供のいる世帯総数	1,940	1,935	1,963	1,868	1,888	1,881	100.0	100.0	100.0	100.0
妻も夫も共に就業者	959	967	998	973	1,003	1,025	49.4	50.0	50.8	51.5
うち妻も夫も共に非農林業雇用者	576	599	625	618	642	679	29.7	31.0	31.8	32.7
夫就業者、妻非就業者	870	846	855	808	779	758	44.8	43.7	43.6	42.8
うち夫非農林業雇用者	762	742	757	719	690	673	39.3	38.3	38.6	38.1
妻就業者、夫非就業者	39	38	37	28	32	29	2.0	2.0	1.9	1.5
うち妻非農林業雇用者	30	32	29	22	25	22	1.5	1.7	1.5	1.2
妻も夫も共に非就業者	62	71	65	66	62	59	3.2	3.7	3.3	3.3

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

注) 典型的一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみで世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

付表18 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分	総 数	末 子 の 年 齢						
		0～ 3 歳	4～ 6	7～ 9	10～ 12	13～ 14	15～ 17	18歳 以上
実 数 (万 人)	子供のいる世帯総数	1,881	338	199	187	189	151	234
	就 業 者	1,054	100	100	116	128	104	161
	非農林業雇用者	761	73	72	85	100	77	122
	35時間未満	326	28	38	41	46	35	48
	35時間以上	434	45	34	43	53	42	73
	非就業者	819	236	99	71	59	45	72
	就業希望者	399	124	62	40	34	25	35
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	56.0	29.6	50.3	62.0	67.7	68.9	59.3
	非農林業雇用者	40.5	21.6	36.2	45.5	52.9	51.0	39.7
	35時間未満	17.3 (42.8)	8.3 (38.4)	19.1 (52.8)	21.9 (48.2)	24.3 (46.0)	23.2 (45.5)	20.5 (39.3)
	35時間以上	23.1 (57.0)	13.3 (61.6)	17.1 (47.2)	23.0 (50.6)	28.0 (53.0)	27.8 (54.5)	31.2 (59.8)
	非就業者	43.5	69.8	49.7	38.0	31.2	29.8	30.8
	就業希望者	21.2	36.7	31.2	21.4	18.0	16.6	15.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成3年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表19 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分	計	小学・新中卒	旧中・新高卒	高専・短大卒	旧大・新大卒
実 数 (十 人)	昭和50年	673,775	256,012	332,409	61,960
	55	621,450	207,064	332,935	63,173
	60	687,740	175,861	386,168	96,328
	61	680,748	165,510	384,597	101,907
	62	670,518	149,536	383,669	107,024
	63	725,867	152,395	421,354	117,060
	平成元	729,200	142,717	421,614	127,745
構 成 比 (%)	2	731,061	133,751	420,436	138,521
	昭和50年	100.0	38.0	49.3	9.2
	55	100.0	33.3	53.6	10.2
	60	100.0	25.6	56.2	14.0
	61	100.0	24.3	56.5	15.0
	62	100.0	22.3	57.2	16.0
	63	100.0	21.0	58.0	16.1
平成元	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 昭和50年は民公営, 55年以降は民営の数値である。

付表20 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.1	29.8	34.5	7.5	4.5	8.8
50	35.5	33.4	36.4	8.8	5.8	10.1
55	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、55年からは民営の数値である。

付表21 年齢階級別平均勤続年数の推移(民営)
(産業計、企業規模計、学歴計)

(単位 年)

年齢	昭和55年		60		61		62		63		平成元		2	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.1	10.8	6.8	11.9	7.0	12.1	7.1	12.4	7.1	12.2	7.2	12.4	7.3	12.5
～17歳	1.3	1.0	1.2	1.1	1.2	1.0	1.3	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1
18～19	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
20～24	2.9	2.9	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
25～29	5.5	5.9	5.4	5.4	5.4	5.5	5.3	5.4	5.4	5.3	5.4	5.2	5.3	5.2
30～34	6.7	9.1	7.7	9.4	7.8	9.3	7.8	9.3	7.7	8.9	7.7	8.8	7.7	8.8
35～39	7.0	12.6	8.1	12.6	8.4	12.8	8.6	13.0	8.6	12.7	8.8	12.8	9.1	12.6
40～44	7.5	14.8	8.7	16.2	8.9	16.4	9.3	16.5	9.1	16.1	9.3	16.0	9.6	16.0
45～49	8.7	16.5	9.9	18.1	10.1	18.5	10.3	19.0	10.3	19.0	10.7	19.2	10.9	19.4
50～54	10.6	17.8	11.7	19.4	11.9	19.7	12.1	20.0	12.0	20.2	12.3	20.5	12.5	20.9
55～59	10.6	13.7	12.6	16.8	12.7	17.4	13.1	17.9	13.0	17.8	13.2	18.4	13.4	18.9
60～64	10.8	10.1	12.0	10.5	12.5	11.0	13.1	11.0	13.2	11.0	12.9	11.2	12.8	11.0
65歳以上	12.8	11.4	14.5	12.1	15.4	12.0	15.9	12.4	15.8	11.9	16.2	12.1	15.9	11.9

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表22 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3~4	5~9	10~14	15~19	20年以上
昭和 50 年	100.0	14.8	15.4	13.3	18.1	20.8	9.0	3.5	5.0
55	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 昭和50年は民・公営計、55年以降は民営の数値である。

付表23 年齢階級、職階別女子役職者数及び構成比
(企業規模100人以上)

区 分	実 数 (十人)				構 成 比 (%)			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	6,084	409	1,658	4,017	100.0	100.0	100.0	100.0
20~29歳	378	—	31	347	6.2	—	1.9	8.6
30~39	1,501	52	356	1,093	24.7	12.7	21.5	27.2
40~49	2,449	144	648	1,657	40.3	35.2	39.1	41.2
50~59	1,540	161	575	804	25.3	39.4	34.7	20.0
60歳以上	219	54	48	117	3.6	13.2	2.9	2.9

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

付表24 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 求 職 者 規 模 数	新 規 求 人 数	新 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
一 般 (学 卒 及 び パ ー ト タ イ ム を 除 く)	昭和50年	337,409人	322,898人	0.96倍	0.60倍	7.8%	12.9%
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	56	371,718	346,933	0.93	0.66	7.1	10.8
	57	384,090	323,689	0.84	0.59	6.4	10.9
	58	384,728	329,516	0.86	0.57	6.3	11.1
	59	390,575	357,715	0.92	0.61	6.8	11.0
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,501	24,447	1.58	1.35	13.7	10.2
	56	17,138	24,883	1.45	1.20	12.7	10.6
	57	19,804	26,872	1.36	1.23	13.9	11.3
	58	21,880	33,754	1.54	1.40	14.0	10.0
	59	24,698	39,810	1.61	1.53	14.5	9.5
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表 25 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分			求 職 者 数 (A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)
中 学 校 卒 業 者	女	昭和50年	39,642人	22,714人	39,588人	5.73倍
		55	23,115	7,278	23,082	3.15
		60	20,370	4,079	20,235	2.00
		61	18,870	3,739	18,771	1.98
		62	15,756	—	15,647	—
		63	14,424	—	14,340	—
		平成元	13,763	—	13,673	—
		2	12,119	—	12,058	—
	男	昭和50年	30,627	19,058	30,546	6.22
		55	22,871	5,686	22,823	2.49
		60	25,244	4,192	25,070	1.66
		61	24,151	4,129	24,008	1.71
		62	21,391	—	21,226	—
		63	21,219	—	21,107	—
		平成元	20,361	—	20,255	—
		2	18,633	—	18,527	—
高 等 学 校 卒 業 者	女	昭和50年	27,793	7,501	27,729	2.70
		55	28,470	4,453	28,307	1.56
		60	26,876	3,937	26,618	1.47
		61	30,098	3,875	29,815	1.29
		62	28,127	—	27,746	—
		63	27,440	—	27,232	—
		平成元	27,733	—	27,619	—
		2	28,265	—	28,152	—
	男	昭和50年	20,335	8,776	20,288	4.32
		55	21,045	4,798	20,892	2.28
		60	20,798	4,476	20,657	2.15
		61	23,665	4,752	23,489	2.01
		62	21,998	—	21,803	—
		63	21,750	—	21,636	—
		平成元	22,797	—	22,705	—
		2	23,987	—	23,897	—

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注) 1. 各年3月卒の数値である。

2. 男女雇用機会均等法の施行に伴い、62年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

付表26 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイム 労働者	合 計	一般労働者	パートタイム 労働者
入職者数 (千人)	昭和60年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
離職者数 (千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
入職率 (%)	昭和60年	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
離職率 (%)	昭和60年	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

付表27 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	637.4	77.8	596.5	201.5	536.6	7.8
	62	2,121.6	584.1	68.6	689.4	204.1	557.2	8.3
	63	2,380.1	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元	2,437.2	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	587.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	646.4	54.8	670.3	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.8	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元	2,364.0	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	17.4	24.3	23.8	22.9	20.6	19.4
	62	19.8	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元	21.2	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
	62	19.5	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元	20.6	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

付表 28 職歴別女子入職者

区 分		合 計	未就業者からの入職者			転 職 入 職 者	
			計	新 卒 者	一 般 未就業者		
実 数 (千人)	昭和60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	61	計	2,057.6	1,158.9	503.7	655.2	898.7
		一 般 労 働 者	1,405.6	786.2	475.5	310.7	619.4
		パートタイム労働者	652.0	372.7	28.2	344.5	279.3
	62	計	2,121.6	1,162.5	526.0	636.5	959.2
		一 般 労 働 者	1,480.4	813.1	488.7	324.4	667.3
		パートタイム労働者	641.3	349.4	37.3	312.1	291.9
	63	計	2,380.1	1,287.0	520.3	766.7	1,093.1
		一 般 労 働 者	1,648.4	875.7	477.5	398.3	772.6
		パートタイム労働者	731.7	411.3	42.8	368.4	320.4
平成元年	計	2,437.2	1,348.1	556.0	792.0	1,089.2	
	一 般 労 働 者	1,641.3	869.2	504.6	364.6	772.1	
	パートタイム労働者	795.9	478.9	51.5	427.4	317.0	
推 定 (%)	昭和60年	計	2,921.1	1,451.1	591.0	860.1	1,470.0
		一 般 労 働 者	1,944.3	936.5	552.3	384.2	1,007.9
		パートタイム労働者	976.8	514.6	38.7	475.9	462.1
	61	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	62	計	100.0	56.3	24.5	31.8	43.7
		一 般 労 働 者	100.0	55.9	33.8	22.1	44.1
		パートタイム労働者	100.0	57.2	4.3	52.8	42.8
	63	計	100.0	54.8	24.8	30.0	45.2
		一 般 労 働 者	100.0	54.9	33.0	21.9	45.1
		パートタイム労働者	100.0	54.5	5.8	48.7	45.5
平成元年	計	100.0	54.1	21.9	32.2	45.9	
	一 般 労 働 者	100.0	53.1	29.0	24.2	46.9	
	パートタイム労働者	100.0	56.2	5.8	50.3	43.8	
2	計	100.0	55.3	22.8	32.5	44.7	
	一 般 労 働 者	100.0	53.0	30.7	22.2	47.0	
	パートタイム労働者	100.0	60.2	6.5	53.7	39.8	
2	計	100.0	49.7	20.2	29.4	50.3	
	一 般 労 働 者	100.0	48.2	28.4	19.8	51.8	
	パートタイム労働者	100.0	52.7	4.0	48.7	47.3	

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

付表 2 9 年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比

区 分	一般未就業者					転職入職者				
	平成元年		平成2年		計	平成元年		平成2年		計
	一般	パート	一般	パート		一般	パート	一般	パート	
実 数 (千人)										
計	792.0	427.4	860.1	475.9	1089.2	772.1	317.0	1007.9	462.1	1470.0
24歳以下	184.4	104.3	245.4	105.2	365.5	291.6	73.9	493.8	99.1	666.7
25～34	191.8	95.0	214.2	113.2	276.3	205.9	70.3	350.5	112.2	512.7
35～44	251.4	98.4	226.6	148.4	242.2	147.3	94.9	326.2	134.4	460.6
45～54	116.0	45.7	117.2	72.6	155.8	96.5	60.3	209.9	78.8	288.7
55～64	44.9	20.1	53.8	34.0	44.4	27.8	16.6	49.3	33.1	82.4
65歳以上	3.5	0.9	2.9	2.6	4.0	3.0	1.0	2.6	4.6	7.2
構 成 比 (%)										
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24歳以下	23.3	28.6	28.5	22.1	33.6	37.8	23.3	39.2	21.4	46.6
25～34	24.2	26.1	24.9	23.8	25.4	26.7	22.2	23.6	24.3	23.8
35～44	31.7	27.0	26.3	31.2	22.2	19.1	29.9	19.0	29.1	22.2
45～54	14.6	12.5	13.6	15.3	14.4	12.5	19.0	13.0	17.1	14.3
55～64	5.7	5.5	6.3	7.1	4.1	3.6	5.2	4.9	7.2	5.6
65歳以上	0.4	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	1.0	0.5

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に概算しない。

付表 3 0 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 用	その他 の理由
平成 元 年	入 職 者 計	100.0	38.0	31.7	13.0	9.0	8.3
	一 般 労 働 者	100.0	49.1	24.0	13.0	4.9	9.0
	パートタイム労働者	100.0	13.5	48.7	12.8	18.0	7.0
	一般未就業者計	100.0	15.6	48.7	14.4	13.6	7.6
	一 般 労 働 者	100.0	26.5	43.9	16.6	6.7	6.4
	パートタイム労働者	100.0	6.4	52.8	12.5	19.6	8.7
	転職入職者計	100.0	41.7	33.8	13.3	5.2	6.0
	一 般 労 働 者	100.0	49.2	28.2	13.0	3.0	6.6
	パートタイム労働者	100.0	22.3	48.2	14.2	11.0	4.4
	入 職 者 計	100.0	39.7	26.9	14.4	7.5	11.6
2 年	一 般 労 働 者	100.0	50.8	17.9	13.8	4.6	12.9
	パートタイム労働者	100.0	16.6	45.5	15.5	13.5	8.9
	一般未就業者計	100.0	22.4	39.1	16.1	12.9	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	30.7	15.7	6.7	10.1
	パートタイム労働者	100.0	10.8	45.9	16.5	17.8	9.0
	転職入職者計	100.0	41.5	29.0	14.8	5.3	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	50.0	21.0	14.8	3.8	10.5
	パートタイム労働者	100.0	22.2	47.2	14.7	8.6	7.3

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 調査時在籍者のみである。

付表 3.1 女子の離職理由の推移

区 分	計	契約期間満了	経営上の都合	定 年	本人の真に よる	個 人 的 な 理 由	うち結婚・育児		死亡・傷病
							うち結婚	うち出産・育児	
昭和45年 50 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2	2,309.7	118.4	8.8	8.2	39.2	2,008.5	504.5		45.5
	1,927.5	104.7	154.5	19.7	47.7	1,550.3	485.7		40.5
	1,861.7	125.4	76.1	28.9	70.7	1,520.3	358.9		37.0
	1,849.4	102.8	83.4	36.4	55.8	1,534.5	346.7		36.5
	1,923.8	119.9	94.6	33.3	75.0	1,560.2	360.0		40.9
	1,816.1	118.1	91.6	35.2	70.2	1,567.3	377.2		33.8
	1,929.5	110.4	89.5	37.8	67.7	1,583.2	343.5		40.9
平成元 2	2,070.3	142.3	107.6	44.4	75.4	1,661.4	333.2		39.2
	2,049.9	146.1	132.4	46.7	63.6	1,619.3	320.8		41.8
	2,090.5	202.7	116.2	48.4	79.5	1,603.4	207.2	129.8	40.3
	2,205.8	149.7	88.1	34.4	68.0	1,819.3	210.0	120.2	46.4
	2,364.0	126.6	105.2	44.5	55.2	1,993.6	210.0	120.2	38.8
	2,671.9	139.6	107.8	41.3	83.2	2,253.3	221.7	152.5	46.6
昭和45年 50 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成元 2	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8		2.0
	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2		2.1
	100.0	5.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3		2.0
	100.0	5.6	4.5	2.0	3.0	83.0	18.8		2.0
	100.0	6.2	4.9	1.7	3.9	81.1	18.7		2.1
	100.0	6.5	5.0	1.9	3.9	80.8	18.6		1.9
	100.0	5.7	4.6	2.0	3.5	82.1	17.8		2.1
平成元 2	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1		1.9
	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6		2.0
	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1		1.9
	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	5.9	2.1
	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6
	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	5.7	1.7

資料出所 労働省「雇用動向調査」

注) 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接しない。

付表 3 2 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位 %)

区 分		計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責によ る	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
平成 元 年	計	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6
	19歳 以下	9.3 (100.0)	(7.0)	(1.1)	(ー)	(1.6)	(89.7)	(1.7)	(0.5)	(0.5)
	20～ 29	39.3 (100.0)	(3.5)	(1.9)	(ー)	(2.1)	(91.6)	(19.9)	(9.9)	(0.9)
	30～ 44	27.7 (100.0)	(5.5)	(5.7)	(ー)	(2.5)	(85.0)	(3.0)	(4.0)	(1.4)
	45～ 54	14.0 (100.0)	(8.7)	(8.1)	(0.8)	(2.7)	(76.5)	(0.6)	(0.1)	(3.2)
	55～ 59	5.4 (100.0)	(6.3)	(8.4)	(12.2)	(3.9)	(64.7)	(0.1)	(0.9)	(4.5)
	60～ 64	3.2 (100.0)	(6.3)	(9.8)	(29.7)	(2.6)	(48.4)	(ー)	(0.1)	(3.4)
	65歳 以上	1.1 (100.0)	(6.3)	(10.3)	(12.9)	(0.4)	(65.8)	(ー)	(0.0)	(4.9)
2 年	計	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	5.7	1.7
	19歳 以下	7.8 (100.0)	(2.9)	(3.6)	(ー)	(2.6)	(90.1)	(0.9)	(0.4)	(0.6)
	20～ 24	25.1 (100.0)	(3.2)	(2.9)	(ー)	(4.1)	(88.8)	(13.3)	(5.2)	(1.0)
	25～ 29	19.1 (100.0)	(3.5)	(4.2)	(ー)	(2.6)	(89.3)	(21.9)	(15.3)	(0.4)
	30～ 34	9.2 (100.0)	(4.5)	(4.5)	(ー)	(4.2)	(86.0)	(5.3)	(13.5)	(0.9)
	35～ 44	16.8 (100.0)	(7.4)	(4.4)	(ー)	(2.8)	(82.9)	(0.9)	(1.2)	(2.5)
	45～ 54	12.3 (100.0)	(8.2)	(4.9)	(0.4)	(3.2)	(80.3)	(0.5)	(0.1)	(3.1)
	55～ 59	5.2 (100.0)	(8.3)	(4.5)	(11.6)	(1.6)	(70.0)	(0.0)	(0.0)	(4.1)
	60～ 64	3.0 (100.0)	(8.3)	(5.8)	(24.8)	(1.4)	(55.1)	(0.0)	(0.1)	(4.7)
	65歳 以上	1.5 (100.0)	(11.5)	(3.4)	(9.8)	(1.0)	(64.6)	(ー)	(ー)	(9.8)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

付表 3-3 学歴別新歳学卒就職者数、構成比及び就職率の推移

区 分	計	中 学 校 卒		高 等 学 校 卒		短 期 大 学 卒		大 学 卒	
		昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年
就 職 者	女	601	687	327	071	253	604	10	472
		696	847	300	943	354	024	17	528
		649	319	130	967	420	727	29	190
		499	085	45	989	319	338	42	437
		526	617	27	373	319	108	61	558
		524	874	26	925	299	311	66	890
		564	536	25	580	339	442	68	766
就 職 率	女	540	494	22	263	320	474	72	911
		560	351	20	402	312	993	75	442
		578	592	19	434	316	112	78	983
		597	155	17	365	320	592	88	892
		772	035	356	626	318	898	89	166
		799	109	323	788	346	237	117	891
		707	630	140	299	395	989	159	037
就 職 率 (人)	男	522	333	47	995	272	099	11	993
		554	776	40	042	280	585	10	578
		538	778	43	602	264	601	9	122
		575	738	43	142	300	751	8	891
		555	921	40	382	285	223	8	375
		554	461	41	283	281	224	9	367
		561	498	40	027	290	038	10	397
構 成 比	女	585	446	37	457	301	738	23	513
		100	0	54	4	42	1	1	7
		100	0	43	2	50	8	3	5
		100	0	20	2	64	8	10	5
		100	0	9	9	64	0	8	5
		100	0	5	2	60	6	22	5
		100	0	5	1	57	0	25	1
構 成 比	男	100	0	4	1	59	3	23	1
		100	0	4	1	59	3	23	1
		100	0	3	6	54	6	28	4
		100	0	3	4	54	6	28	4
		100	0	3	4	54	6	28	4
		100	0	3	4	54	6	28	4
		100	0	3	4	54	6	28	4

付表 3 4 産業別新規学卒就職者数の構成比の推移

(1) 4 年制大学

(単位 %)

区 分	昭和	50年	55年	60年	61年	62年	63年	平成	
	50年	55年	60年	61年	62年	63年	元年	2 年	
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設 業	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	2.3	2.7	2.5
	製 造 業	14.0	12.2	17.1	18.2	16.6	16.9	18.2	19.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.7	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
	運輸・通信業	2.4	2.2	2.6	2.1	2.5	2.9	2.9	2.9
	卸売・小売業,飲食店	12.0	13.2	12.3	13.1	13.3	13.7	12.9	12.6
	金融・保険業	8.8	3.1	5.4	5.8	7.0	9.3	9.5	9.9
	不動産業	0.5	0.4	0.6	0.5	0.7	1.0	0.9	1.0
	サービス業	53.2	58.0	51.8	50.4	49.6	45.6	45.6	44.2
	医療保健業	5.4	7.2	5.6	5.3	5.4	5.1	4.5	4.1
男	教 育	39.0	39.2	28.4	25.1	23.6	20.6	21.5	19.0
	公 務	4.7	7.0	6.8	7.0	7.2	7.3	6.6	7.0
	上記以外のもの	1.6	1.2	0.6	0.5	0.7	0.5	0.4	0.5
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.6	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	鉱 業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	建設 業	7.8	7.4	5.6	5.4	5.7	6.5	6.6	6.6
	製 造 業	29.7	27.6	31.4	31.6	30.1	28.0	29.8	31.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7	0.8
	運輸・通信業	3.5	2.5	2.8	2.8	2.7	3.1	3.5	3.5
	卸売・小売業,飲食店	18.7	19.8	15.5	15.8	16.5	16.2	16.4	15.0
	金融・保険業	12.7	10.1	10.0	9.8	10.4	11.6	11.1	12.3
	不動産業	0.6	0.5	0.5	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1
	サービス業	13.9	17.8	21.5	21.9	22.0	21.1	20.4	19.4
	医療保健業	1.1	1.7	1.4	1.4	1.5	1.4	1.3	1.2
男	教 育	6.6	7.9	7.8	7.2	6.8	5.8	6.0	5.1
	公 務	10.5	11.8	10.4	10.2	10.0	10.5	9.6	9.0
男	上記以外のもの	1.1	0.8	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	61年	62年	63年	平成 元年	2年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
	建 設 業	1.7	2.2	2.1	2.1	2.3	2.7	3.0	2.9
	製 造 業	18.4	17.6	21.2	18.1	15.9	16.1	19.0	19.0
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	0.8	0.9	1.3	1.0	0.9	0.8	0.6	0.6
	運 輸 ・ 通 信 業	2.2	2.3	3.1	2.5	2.6	2.6	2.9	2.8
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.4	15.6	15.6	17.1	17.0	16.6
	金 融 ・ 保 険 業	16.4	13.8	16.1	15.2	17.9	17.2	17.5	19.2
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.7	0.7	0.8	1.0	0.9	1.0
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	36.6	39.3	38.8	37.9	35.1	33.9
	医 療 保 健 業	4.8	6.0	6.2	7.1	7.4	6.8	6.3	5.8
男	教 育	22.6	14.6	10.5	10.4	9.8	9.0	8.2	7.5
	公 務	3.3	5.8	4.5	4.4	4.3	3.9	3.3	3.1
	上 記 以 外 の も の	1.2	1.4	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	5.5	5.8	4.8	4.8	3.8	2.9	2.5	1.9
	鉱 業	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
	建 設 業	9.2	6.6	5.5	5.3	5.2	4.8	5.8	5.8
	製 造 業	25.5	22.7	23.3	20.3	19.4	19.2	21.2	23.5
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	1.2	0.9	1.3	1.0	0.9	0.9	0.5	0.5
	運 輸 ・ 通 信 業	2.9	4.3	5.3	2.2	2.1	1.8	1.7	1.8
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	22.7	29.3	30.7	33.0	32.1	29.9
	金 融 ・ 保 険 業	3.0	2.2	2.0	2.1	2.1	1.9	2.2	2.1
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	21.2	23.6	24.9	25.3	24.9	25.7
	医 療 保 健 業	1.9	3.8	6.1	7.0	8.1	8.5	7.7	7.0
	教 育	3.1	2.8	2.1	1.6	1.6	1.1	1.1	1.0
	公 務	13.8	11.7	12.1	9.1	8.7	7.5	6.7	6.5
	上 記 以 外 の も の	3.3	2.6	1.5	1.8	1.9	2.1	2.0	1.9

付表 35 職業別 4 年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和 50年	55年	60年	62年	63年	平成 元年	2 年
実 数	計	42,437	61,558	66,890	72,911	75,442	78,983	88,892
	専門的・技術的 職業従事者	22,369	34,420	33,747	35,987	34,193	35,741	39,042
	技 術 者	1,446	2,442	7,022	10,054	9,246	10,638	13,025
	教 員	16,185	23,058	18,297	16,737	14,988	15,923	16,096
	保健医療従事者	2,996	4,849	4,536	4,514	4,719	4,681	5,163
	そ の 他	1,742	4,071	3,896	4,682	5,240	4,499	4,759
	事務従事者	17,152	22,540	26,149	27,580	31,311	32,876	38,489
	販売従事者	1,302	3,164	5,230	7,390	7,551	8,092	8,576
(人)	そ の 他	1,614	1,448	1,737	1,954	2,386	2,277	2,786
	計	190,246	223,571	221,453	221,941	222,567	221,036	235,328
	専門的・技術的 職業従事者	68,595	79,927	86,392	91,252	86,329	85,857	92,242
	技 術 者	50,524	55,515	61,996	68,017	64,215	66,592	72,038
	教 員	12,046	17,077	17,255	15,443	13,543	12,607	11,715
	保健医療従事者	2,507	3,334	3,220	3,007	3,280	3,002	3,216
	そ の 他	3,518	4,001	3,921	4,785	5,291	4,655	5,272
	事務従事者	65,627	73,763	69,737	64,723	72,525	74,676	83,348
構 成 比 %	販 売 従 事 者	43,230	57,753	55,197	56,296	51,630	50,400	51,219
	そ の 他	12,794	12,128	9,212	9,670	12,101	9,098	8,519
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的 職業従事者	52.7	55.9	50.5	49.4	45.3	45.3	43.9
	技 術 者	3.4	4.0	10.5	13.8	12.3	13.5	14.7
	教 員	38.1	37.5	27.4	23.0	19.9	20.2	18.1
	保健医療従事者	7.1	7.9	6.8	6.2	6.3	5.9	5.8
	そ の 他	4.1	6.6	5.8	6.4	6.9	5.7	5.4
構 成 比 %	事務従事者	40.4	36.6	39.1	37.8	41.5	41.6	43.3
	販 売 従 事 者	3.1	5.1	7.8	10.1	10.0	10.2	9.6
	そ の 他	3.8	2.4	2.5	2.7	3.2	2.9	3.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的 職業従事者	36.1	35.8	39.0	41.1	38.6	39.3	39.2
	技 術 者	26.6	24.8	28.0	30.6	28.8	30.1	30.6
	教 員	6.3	7.6	7.8	7.0	6.1	5.7	5.0
	保健医療従事者	1.3	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.4
(人)	そ の 他	1.8	1.8	1.8	2.2	2.4	2.1	2.2
	事務従事者	34.5	33.0	31.5	29.2	32.6	33.8	35.4
	販 売 従 事 者	22.7	25.8	24.9	25.4	23.2	22.8	21.8
	そ の 他	6.7	5.4	4.2	4.4	5.4	4.1	3.6

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 保健医療従事者には医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を含む。

付表36 女子新規高卒者の産業別就職者数及び構成比

産 業			昭和55年	60年	63年	平成元年	2年
実 数 (人)	総 数		319,108	299,311	312,993	316,112	320,592
	農 林 漁 業		1,369	716	574	589	612
	鉱 業		336	167	153	212	183
	建 設 業		5,479	4,224	5,383	5,543	6,226
	製 造 業		83,775	99,400	88,734	95,977	97,360
	電気・ガス・熱供給・水道業		2,311	2,882	1,744	1,608	1,735
	運 輸 ・ 通 信 業		7,972	9,196	10,043	10,750	10,755
	卸売・小売業、飲食店		103,395	85,924	100,232	97,812	97,415
	金 融 ・ 保 険 業		44,153	24,784	21,195	20,213	21,697
	不 動 産 業		552	601	752	742	811
	サ ー ビ ス 業		59,306	63,232	75,501	73,322	72,988
構 成 比 (%)	公 務 他		6,004	5,656	5,631	6,305	7,289
	そ の 他		4,456	2,529	3,051	3,039	3,521
	総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 林 漁 業		0.4	0.2	0.2	0.2	0.2
	鉱 業		0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
	建 設 業		1.7	1.4	1.7	1.8	1.9
	製 造 業		26.3	33.2	28.4	30.4	30.4
	電気・ガス・熱供給・水道業		0.7	1.0	0.6	0.5	0.5
	運 輸 ・ 通 信 業		2.5	3.1	3.2	3.4	3.4
	卸売・小売業、飲食店		32.4	28.7	32.0	30.9	30.4
	金 融 ・ 保 険 業		13.8	8.3	6.8	6.4	6.8
	不 動 産 業		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
	サ ー ビ ス 業		18.6	21.1	24.1	23.2	22.8
	公 務 他		1.9	1.9	1.8	2.0	2.3
	そ の 他		1.4	0.8	1.0	1.0	1.1

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表37 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

注) 1. 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業者数}} \times 100$ 2. 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)} \cdot \text{短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業者数}} \times 100$

(通信教育者を含まない。)

付表 3 8 関係学科別大学在学生数の構成比の推移

区 分		在 学 生 総 数 (人)	構 成 比 (%)											
			計	人 文 科 学	社 会 科 学	理 工 学	農 学	保 健 学	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他	
女	昭和50年	355,167	100.0	35.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	—	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	60	414,304	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,837	100.0	35.6	15.6	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.6	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,665	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,798	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.1
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5

資料出所 文部省「学校基本調査」

付表 3 9 1人平均月間現金給与額

(事業所規模30人以上)

(単位 円)

現 金 給 与 総 額		きま っ て 支 給 す る 給 与		特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	
女	男	女	男	女	男
223,089	449,709	168,074	327,426	55,015	122,283

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成2年)

付表40 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額	
	女	男
	円	円
調 査 産 業 計	223,089	449,709
鉱 業	211,663	398,339
建 設 業	204,342	436,081
製 造 業	180,253	436,135
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	149,833	385,103
織 維 工 業	159,070	361,828
衣服その他の繊維製品製造業	143,600	340,995
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	171,120	330,759
出版・印刷・同関連産業	236,431	482,566
化 学 工 業	260,994	525,451
窯業・土石製品製造業	194,984	399,562
金 属 製 品 製 造 業	186,250	405,518
一般機械器具製造業	199,230	447,223
電気機械器具製造業	182,405	438,784
輸送用機械器具製造業	205,533	442,920
精密機械器具製造業	199,337	435,112
電気・ガス・熱供給・水道業	294,857	550,144
運 輸 ・ 通 信 業	267,344	432,230
卸売・小売業、飲食店	170,164	422,820
金 融 ・ 保 険 業	314,674	667,293
不 動 産 業	240,677	526,554
サ - ビ ス 業	279,036	461,715

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成2年)

付表4-1 きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女格差 (男子=100.0)	女	男	男女格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和 35 年	9.9	22.0	45.0	—	—	—
40	18.2	35.5	51.3	17.5	31.6	55.4
45	35.2	68.4	51.5	33.7	60.1	56.1
50	88.5	150.2	58.9	85.7	139.6	61.4
55	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成 元	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2
2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

- 注) 1. 45年以前はサービス業を含まない。
2. 50年までは民・公営計、55年以降は民営の数値である。

付表4-2 年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所 定 内 給 与 額		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男 女 格 差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	
	千円	千円			
計	175.0	290.5	—	—	60.2
17 歳 以 下	110.3	125.6	72.0	71.6	87.8
18 ~ 19歳	132.8	144.9	86.7	82.6	91.6
20 ~ 24	153.1	175.4	100.0	100.0	87.3
25 ~ 29	176.7	216.2	115.4	123.3	81.7
30 ~ 34	188.9	262.6	123.4	149.7	71.9
35 ~ 39	190.2	305.6	124.2	174.2	62.2
40 ~ 44	190.9	342.7	124.7	195.4	55.7
45 ~ 49	191.1	369.7	124.8	210.8	51.7
50 ~ 54	186.9	367.9	122.1	209.7	50.8
55 ~ 59	186.0	321.7	121.5	183.4	57.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

- 注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表 4 3 所定内給与額の年齢階級別男女間格差の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

(男子=100.0)

年	17 歳 以 下	18 ～ 19 歳	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59
昭和 40 年	97.8	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7		46.0	
45	91.9	87.2	79.7	67.7	54.5	50.5	47.9		49.5	
50	92.7	91.1	85.3	75.5	63.9	55.9	54.1	56.1	53.5	58.2
55	89.2	92.3	87.2	77.4	64.7	54.9	49.5	49.8	53.8	59.7
56	91.8	92.6	87.8	78.4	65.6	54.7	50.6	49.0	53.4	61.6
57	90.6	91.9	87.6	78.6	65.1	55.2	49.6	48.5	52.5	60.5
58	93.2	92.3	87.7	79.1	66.0	56.8	50.4	48.5	51.6	60.4
59	93.8	92.1	88.0	80.2	66.5	57.4	50.6	48.2	51.2	59.8
60	94.0	92.1	88.2	81.0	69.0	58.9	52.2	49.9	52.0	62.3
61	93.8	91.9	88.0	81.4	69.7	60.0	52.7	50.1	51.8	62.4
62	93.3	91.2	88.6	82.1	70.8	61.5	55.1	51.0	52.1	62.4
63	93.5	91.8	88.2	81.5	70.5	61.4	55.4	51.3	51.6	61.3
平成 元	89.9	91.3	87.6	82.0	71.2	61.3	55.7	51.2	51.2	59.4
2	87.8	91.6	87.3	81.7	71.9	62.2	55.7	51.7	50.8	57.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 50年までは民・公営計、55年からは民営の数値である。

付表44 学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分	小 学 ・ 新 中 卒	旧中・新高	短大・高専卒	旧大・新大
合 計	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.0
建 設 業	4.6	3.6	3.2	3.2
製 造 業	5 9.4	3 5.6	1 4.8	1 7.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.4	0.4	0.1
運 輸 ・ 通 信 業	2.2	4.1	2.7	3.0
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	7.4	2 1.6	2 1.4	2 4.2
金 融 ・ 保 險 業	3.3	1 0.6	1 3.2	1 0.4
不 動 産 業	0.4	0.6	1.3	1.7
サ ー ビ ス 業	2 2.5	2 3.4	4 2.9	4 0.3
1 0 ～ 9 9 人	5 2.3	3 8.3	3 1.3	2 4.2
1 0 0 ～ 9 9 9 人	3 5.5	3 5.4	3 5.5	3 6.9
1, 0 0 0 人 以 上	1 2.2	2 6.0	3 3.3	3 8.9

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

付表45 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	短大卒	大 卒
計	153.7	173.0	186.3	231.2	117.5	116.8	118.3	129.6
18～19歳	123.0	133.3	—	—	94.0	90.0	—	—
20～24	130.8	148.1	157.5	178.4	100.0	100.0	100.0	100.0
25～29	138.9	166.9	184.4	203.5	106.2	112.7	117.1	114.1
30～34	145.6	176.5	207.3	248.0	111.3	119.2	131.6	139.0
35～39	152.1	183.1	230.6	295.9	116.3	123.6	146.4	165.9
40～44	155.0	191.0	241.6	313.3	118.5	129.0	153.4	175.6
45～49	158.2	199.0	257.9	357.6	120.9	134.4	163.7	200.4
50～54	158.4	202.0	272.0	376.3	121.1	136.4	172.7	210.9
55～59	156.7	206.1	300.6	409.9	119.8	139.2	190.9	229.8

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

注) 計は17歳以下及び60歳以上を含む。

付表 4 6 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計)

区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女格差 (男子=100.0)	区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女格差 (男子=100.0)
	女	男	女	男			女	男	女	男	
17歳以下	110.4	122.8	80.9	71.0	89.9						
18 ~ 19歳	124.0	143.9	90.8	83.2	86.2	旧					
20 ~ 24	136.5	173.0	100.0	100.0	78.9	中					
25 ~ 29	155.4	213.2	113.8	123.2	72.9	新					
30 ~ 34	182.3	233.8	133.6	135.1	78.0	卒					
35 ~ 39	200.5	277.5	146.9	160.4	72.3	卒					
40 ~ 44	222.9	317.0	163.3	183.2	70.3	卒					
45 ~ 49	234.2	349.8	171.6	202.2	67.0	卒					
50 ~ 54	287.5	388.9	210.6	224.8	73.9	卒					
55 ~ 59	294.8	368.2	216.0	212.8	80.1	卒					
20 ~ 24歳	155.9	168.0	100.0	100.0	92.8	旧					
25 ~ 29	167.8	212.1	120.5	126.3	88.5	大					
30 ~ 34	226.3	267.9	145.2	159.5	84.5	新					
35 ~ 39	260.7	338.3	167.2	201.4	77.1	卒					
40 ~ 44	305.5	386.4	196.0	230.0	79.1	卒					
45 ~ 49	329.8	433.0	211.5	257.7	76.2	卒					
50 ~ 54	398.3	476.8	255.5	283.8	83.5	卒					
55 ~ 59	438.5	465.6	281.3	277.1	94.2	卒					
20 ~ 24歳	155.9	168.0	100.0	100.0	92.8	旧					
25 ~ 29	167.8	212.1	120.5	126.3	88.5	大					
30 ~ 34	226.3	267.9	145.2	159.5	84.5	新					
35 ~ 39	260.7	338.3	167.2	201.4	77.1	卒					
40 ~ 44	305.5	386.4	196.0	230.0	79.1	卒					
45 ~ 49	329.8	433.0	211.5	257.7	76.2	卒					
50 ~ 54	398.3	476.8	255.5	283.8	83.5	卒					
55 ~ 59	438.5	465.6	281.3	277.1	94.2	卒					

資料出所 労働者「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表 4-8 中途採用者の初給賃金額、年齢間格差及び男女間格差
(産業計、企業規模計)

区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女格差 (男子=100.0)	区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女格差 (男子=100.0)	
	女	男	女	男			女	男	女	男		
小 学 生	計	125.5	204.3	96.3	107.2	61.4	計	138.0	188.4	96.8	110.5	73.2
	17歳以下	108.4	121.6	83.2	83.8	89.1	17歳以下	94.3	—	66.2	—	—
	18 ~ 19歳	125.5	155.4	96.3	81.5	80.8	18 ~ 19歳	131.0	142.1	91.9	83.3	92.2
	20 ~ 24	130.3	190.6	100.0	100.0	68.4	20 ~ 24	142.5	170.5	100.0	100.0	83.6
	25 ~ 29	127.7	217.3	98.0	114.0	58.8	25 ~ 29	144.2	197.3	101.2	115.7	73.1
	30 ~ 34	127.8	227.5	98.1	119.4	56.2	30 ~ 34	142.4	217.4	99.9	127.5	65.5
	35 ~ 39	123.8	229.7	95.0	120.5	53.9	35 ~ 39	136.9	232.4	95.1	136.3	58.9
	40 ~ 44	126.8	239.1	97.3	125.4	53.0	40 ~ 44	140.9	243.0	98.9	142.5	58.0
	45 ~ 49	128.0	234.1	98.2	122.8	54.7	45 ~ 49	143.1	247.3	100.4	145.0	57.9
	50 ~ 54	126.9	224.8	97.4	117.9	55.5	50 ~ 54	146.7	242.9	102.9	142.5	60.4
55 ~ 59	127.0	204.9	97.5	107.5	62.0	55 ~ 59	143.6	233.2	100.8	136.8	61.6	
高 専 学 校 卒 業 生	計	154.9	181.6	103.4	113.7	85.3	計	183.9	238.2	106.7	132.6	77.2
	20 ~ 24歳	149.8	159.7	100.0	100.0	93.8	20 ~ 24歳	172.4	179.7	100.0	100.0	95.7
	25 ~ 29	172.1	196.4	114.9	123.0	87.6	25 ~ 29	196.4	221.0	113.9	123.0	88.9
	30 ~ 34	166.2	229.4	110.9	143.6	72.4	30 ~ 34	237.1	304.4	137.5	168.4	77.9
	35 ~ 39	165.9	272.9	110.7	170.9	60.8	35 ~ 39	213.8	330.7	124.0	184.0	64.7
	40 ~ 44	173.7	298.8	116.0	187.1	58.1	40 ~ 44	169.3	399.6	98.2	222.4	42.4
	45 ~ 49	174.9	295.1	116.8	184.8	59.3	45 ~ 49	253.4	387.5	147.0	215.6	65.4
	50 ~ 54	160.5	273.3	107.1	171.1	58.7	50 ~ 54	210.3	437.8	122.0	243.6	48.0
	55 ~ 59	197.4	250.0	131.8	156.5	79.0	55 ~ 59	368.8	400.5	213.9	222.9	92.1

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成2年6月)

注) 1. 中途採用者の初給賃金とは、勤続「0年」の労働者(新採用者を含む)の賃金である。

2. 計は60歳以上を含む。

付表49 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移
(事業所規模30人以上)

年	月 間 実 労 働 時 間 数						出 勤 日 数	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
昭和 35 年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
平成 元	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表5D 産業別)人平均月間実労働時間数及び出勤日数(事業所規模30人以上)

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
鉱 業	171.1	187.1	164.3	167.2	6.8	19.9	21.6	22.2
建 設 業	169.6	187.0	162.9	169.5	6.7	17.5	21.5	22.3
製 造 業	160.7	184.3	152.6	159.0	8.1	25.3	20.5	20.8
食 料 品、飲 料・飼 料・ た ば こ 製 造 業	153.2	184.4	145.6	163.4	7.6	21.0	20.6	21.7
織 維 工 業	164.5	185.2	159.1	166.1	5.4	19.1	21.3	21.8
衣服その他の繊維製品製造業	171.2	183.2	167.2	172.4	4.0	10.8	21.8	22.1
木 材・木 製 品 製 造 業	174.3	195.7	167.0	173.8	7.3	21.9	21.7	22.3
出版・印刷・同関連産業	166.1	184.8	155.1	161.0	11.0	23.8	21.1	21.5
化 学 工 業	153.8	167.2	147.0	152.5	6.8	14.7	19.6	20.3
窯業・土石製品製造業	167.3	184.6	157.6	161.7	9.7	22.9	21.0	21.5
金 属 製 品 製 造 業	162.6	190.3	154.2	163.3	8.4	27.0	20.5	21.1
一般機械器具製造業	158.8	186.3	149.7	159.2	9.1	27.1	19.9	20.6
電気機械器具製造業	159.3	183.4	150.1	155.9	9.2	27.5	20.0	20.0
輸送用機械器具製造業	162.4	190.8	150.0	157.1	12.4	33.7	19.9	20.3
精密機械器具製造業	157.5	180.1	149.2	157.9	8.3	22.2	19.9	20.3
電気・ガス・熱供給・水道業	155.4	168.0	149.4	150.3	6.0	17.7	19.6	19.8
運 輸 ・ 通 信 業	151.9	190.5	143.4	164.5	8.5	26.0	20.6	21.7
卸売・小売業、飲食店	146.0	173.2	140.5	161.0	5.5	12.2	20.9	21.6
金 融 ・ 保 險 業	146.4	159.1	139.0	147.5	7.4	11.6	19.3	20.1
不 動 産 業	156.6	170.8	149.6	158.6	7.0	12.2	21.0	21.3
サ ー ビ ス 業	156.6	169.4	149.4	155.1	7.2	14.3	21.0	21.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」(平成2年)

付表 51 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入		世帯主収入		妻の収入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める妻の収入の割合
	円	円	円	円	円	円					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3			
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5			
50	236,152	198,316	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5			
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0			
56	367,111	307,533	26,207	317,279	251,275	3.80	1.51	7.2			
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6			
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9			
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2			
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0			
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3			
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3			
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0			
平成元	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2			
2	521,757	430,670	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5			

資料出所 総務庁統計局「家計調査」

(注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表52 共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
勤労者世帯（核家族世帯）

項 目	金 額 (円)		構 成 比 (%)	
	夫婦共働き 世 帯	世帯主のみ 働いている 世 帯	夫婦共働き 世 帯	世帯主のみ 働いている 世 帯
実 収 入	556,633	476,556	100.0	100.0
勤め先収入	528,967	449,498	95.0	94.3
世帯主収入	420,581	449,498	75.6	94.3
定期収入	321,798	344,228	57.8	72.2
臨時収入・賞与	98,783	105,271	17.7	22.1
養 老 金 収入	107,928	0	19.4	—
他の世帯員収入	458	0	0.1	—
事業・内職収入	9,471	1,548	1.7	0.3
他の経常収入	6,984	14,337	1.3	3.0
可処分所得	473,825	400,476	—	—
消 費 支 出	344,927	308,451	100.0	100.0
食 料	80,357	75,475	23.3	24.5
外 食	15,833	12,756	4.6	4.1
住 居	17,356	18,220	5.0	5.9
家賃地代	11,873	14,235	3.4	4.6
光熱・水道	15,803	15,721	4.6	5.1
家具・家事用品	12,800	12,410	3.7	4.0
被服及び履物	24,647	22,039	7.1	7.1
洋服	10,437	9,211	3.0	3.0
保健医療	7,546	9,393	2.2	3.0
交通・通信	35,644	30,534	10.3	9.9
自動車等関係費	21,767	16,713	6.3	5.4
教 育	22,286	15,618	6.5	5.1
教 養 娯 楽	33,344	32,737	9.7	10.6
その他の消費支出	95,144	76,303	27.6	24.7
諸 雑 費	17,492	14,009	5.1	4.5
こづかい(使途不明)	36,281	30,810	10.5	10.0
交 際 費	29,444	26,434	8.5	8.6
仕 送 り 金	11,927	5,051	3.5	1.6
土地家屋借金返済	27,187	20,909	5.7	5.2
平均消費性向(%)	72.8	77.0	*71.3	*77.1
金融資産純増率(%)	18.8	16.4	*18.3	*16.5

資料出所 総務庁統計局「家計調査」(平成2年)

- 注) 1.土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
2.平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
3.金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
4.*印は元年の数値を示す。

付表53 夫の年齢階級別1世帯当たり1か月の収入及び消費支出の構成比（共働き世帯）
（平成元年9～11月の平均）

区 分	平 均	30歳未満	30～39歳	40～49	50～59
	円	円	円	円	円
実 収 入	493,672	361,443	434,420	502,359	568,684
勤 め 先 収 入	465,545	346,635	410,917	477,579	536,968
世 帯 主	335,266	239,689	301,259	362,843	357,074
世帯主の配偶者	103,958	103,786	106,620	101,127	108,035
その他の世帯員	26,321	3,160	3,038	13,608	71,859
事業・内職収入	8,594	3,595	6,996	8,623	10,713
その他の経常収入	11,403	3,342	9,413	8,473	11,409
可 処 分 所 得	417,336	311,466	370,775	424,359	474,767
消 費 支 出	334,126	249,942	288,128	348,963	376,148
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食 料	25.6	22.4	27.7	26.8	22.4
外 食	4.5	5.9	5.7	4.6	3.4
住 居	4.1	11.3	5.7	3.2	3.3
家 賃 地 代	2.4	10.8	4.4	1.5	1.2
光 熱 ・ 水 道	4.6	4.2	4.8	4.7	4.3
家具・家事用品	3.5	3.2	3.6	3.3	3.6
被 服 及 び 履 物	6.8	7.0	7.1	6.6	6.7
洋 服	2.8	3.3	3.1	2.6	2.7
保 健 医 療	2.2	2.6	2.6	2.0	2.0
交 通 通 信	11.1	15.8	11.8	10.9	10.5
自 動 車 等 関 係 費	6.8	11.3	8.0	6.5	5.8
教 育	5.9	1.3	4.2	7.9	5.0
教 養 娯 楽	8.3	9.7	9.9	8.2	6.8
その他の消費支出	28.0	22.4	22.5	26.2	35.3
諸 雑 費	5.6	6.5	5.6	5.0	0.1
交 際 費	7.9	7.6	7.4	7.3	8.9
仕 送 り 金	3.3	0.1	0.2	3.0	6.5

資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」（平成元年）

付表54 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 に占める 女子の割合
	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	
	人	万人	%	人	万人	%	%
昭和45年	3,201,202	1,089	29.4	8,280,004	2,187	37.9	27.9
50	3,445,776	1,190	29.0	9,027,198	2,479	36.4	27.6
55	3,378,131	1,374	24.6	8,862,521	2,538	33.6	27.6
56	3,409,154	1,394	24.5	8,946,218	2,661	33.6	27.6
57	3,427,828	1,417	24.2	8,990,519	2,685	33.5	27.6
58	3,417,761	1,478	23.1	8,993,227	2,732	32.9	27.5
59	3,411,925	1,535	22.2	8,946,150	2,746	32.6	27.6
60	3,393,970	1,545	22.0	8,925,386	2,756	32.4	27.5
61	3,385,192	1,596	21.2	8,895,791	2,787	31.9	27.6
62	3,364,581	1,634	20.6	8,830,856	2,814	31.4	27.6
63	3,354,566	1,680	20.0	8,802,568	2,885	30.5	27.6
平成元	3,367,668	1,778	18.9	8,782,421	2,942	29.9	27.7
2	3,393,343	1,854	18.3	8,800,053	3,021	29.1	27.8

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(各年6月)
総務庁統計局「労働力調査」(各年6月)

注) 1.付表55注)参照

$$2. \text{推定組織率} = \frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$$

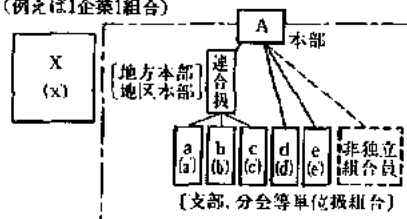
付表 5 産業別労働組合数及び組合員数

産 業	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 に占める 女子の割合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	7 2 2 0 2	1 2 1 9 3,3 9 6	3 3 9 3,3 4 3	2 7.8	1 0 0.0
農 林 漁 業	9 9 0	5 4 7 4 3	5 0 3 1	9.2	0.1
鉱 業	1 8 4	1 7 6 8 6	1 7 0 6	9.6	0.1
建 設 業	3 7 2 3	8 4 1,0 4 2	5 0,9 3 4	7.2	1.8
製 造 業	1 7 8 9 2	3 9 3 9,6 1 5	7 8 3,4 3 1	1 9.9	2 3.1
電気・ガス・熱供給 水道業	1 4 9 1	2 2 3,8 5 1	2 5,3 9 6	1 1.3	0.7
運 輸 ・ 通 信 業	1 3 9 1 9	1 6 6 5,5 9 4	1 6 1,6 1 3	9.7	4.8
卸売・小売業、飲食店	7 6 5 1	1 0 5 7,3 6 9	3 9 5,6 6 8	3 7.4	1 1.7
金 融 ・ 保 険 業	5 2 8 7	1 1 2 6,5 5 2	6 4 7,5 0 8	5 7.5	1 9.1
不 動 産 業	2 1 0	1 7,4 3 0	3,8 1 4	2 1.9	0.1
サ ー ビ ス 業	1 4 8 7 7	1 8 9 2,0 4 1	8 2 4,9 6 8	4 3.6	2 4.3
公 務	5 6 1 9	1 3 2 1,6 3 6	4 7 3,7 5 7	3 5.8	1 4.0

資料出所 労働省「労働組合基礎調査」(平成2年6月)

- 注) 1. 労働組合数及び組合員数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織をもたない組合をいう。)と単一組織組合(規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつその内部に単位組織組合に準じた機能をもつ組織(支部、分会等)を有する組合をいう。)の最下部組織である支部、分会等单位級組合とをそれぞれ1組合としたものである。
2. 全産業には分類不能の産業を含む。

(参考)

単位組織組合 単一組織組合
(例えば「企業」組合)

単位労働組合

組合数 = $\overline{x} + \overline{a} + \overline{b} + \overline{c} + \overline{d} + \overline{e}$ (6 組合)組合員数 = $(x') + (a) + (b) + (c) + (d) + (e)$

付表 5 6 常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合及び組合員に占めるパートタイム労働者の割合並びに有労組組織率（組合員規模30人以上の単位労働組合）

(単位 %)

産 業	計				女			
	常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合		組合員に占めるパートタイム労働者の割合		常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合		組合員に占めるパートタイム労働者の割合	
	有 労 組 組 織 率		有 労 組 組 織 率		有 労 組 組 織 率		有 労 組 組 織 率	
	パートタイム労働者以外の労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者以外の労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者以外の労働者	パートタイム労働者	パートタイム労働者以外の労働者	パートタイム労働者
計	10.3	0.9	69.5	5.7	26.8	3.2	73.6	6.6
飲 業	1.6	—	58.0	0.0	12.5	—	69.9	0.0
建 設 業	0.4	0.0	52.5	0.5	1.4	0.0	46.6	1.1
製 造 業	4.7	0.1	75.0	1.9	18.9	0.4	80.0	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	0.0	89.0	4.5	3.6	0.2	86.1	5.0
運 輸 ・ 通 信 業	4.1	0.3	61.4	4.6	17.9	2.8	49.7	6.6
卸売・小売業、飲食店	30.2	5.3	72.6	9.4	50.9	13.3	79.9	11.8
金融・保険業、不動産業	2.3	0.0	74.3	0.3	3.7	0.0	82.1	0.3
サ ー ビ ス 業	20.1	1.0	58.5	2.3	35.9	2.0	59.5	2.2

資料出所 労働省「労働組合活動等実態調査」（平成2年6月）

注）有労組組織率とは、労働組合のある全事業所における労働者の組織率である。

$$\text{有労組組織率} = \frac{\text{区分毎の労働組合員数}}{\text{区分毎の労働者総数}} \times 100$$

付表57 事業所におけるパートタイム労働者の有無、パートタイム労働者の組合員の有無別労働組合の割合

(組合員規模30人以上の単位労働組合)

(単位 %)

産 業	事業所にパートタイム労働者がいる労働組合 計	組合員にパートタイム労働者がいる 組合	組合員にパートタイム労働者がいない組合
計	46.2 (100.0)	(7.7)	(92.3)
鉱 業	28.7 (100.0)	(-)	(100.0)
建 設 業	15.3 (100.0)	(0.9)	(99.1)
製 造 業	54.5 (100.0)	(4.0)	(96.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	24.1 (100.0)	(7.1)	(92.9)
運 輸 ・ 通 信 業	31.0 (100.0)	(5.5)	(94.5)
卸売・小売業、飲食店	60.4 (100.0)	(17.6)	(82.4)
金融・保険業、不動産業	36.7 (100.0)	(2.3)	(97.7)
サ ー ビ ス 業	50.4 (100.0)	(10.4)	(89.6)

資料出所 労働省「労働組合活動等実態調査」(平成2年6月)

注) 事業所にパートタイム労働者がいる労働組合は、それぞれの産業計を100.0として算出したものである。

付表 5 8 家内労働従事者数の推移

区 分		昭 和 4 5 年	4 8 年	5 5 年	6 0 年	平 成 元 年	2 年	短 45 年 増 減 率
家内労働 従事者数	人	2,017,100	2,041,200	1,415,500	1,223,200	1,012,300	951,800	
			(0.2%)	(△1.9%)	(△3.2%)	(△4.1%)	(△6.0%)	△ 52.8
家 内 労働者数		1,811,200	1,844,400	1,313,900	1,149,000	957,900	903,400	
			(0.2%)	(△2.1%)	(△3.2%)	(△4.0%)	(△5.7%)	△ 50.1
内 別 記 型 別	性 女 子	1,671,700 [92%]	1,707,800 [93%]	1,212,000 [92%]	1,070,900 [93%]	896,500 [93.6%]	844,800 [93.5%]	△ 49.5
	男 子	139,500 [8%]	136,600 [7%]	101,900 [8%]	78,100 [7%]	61,400 [6.4%]	58,500 [6.5%]	△ 58.1
	専 業	171,000 [9%]	171,600 [9%]	101,400 [8%]	76,200 [7%]	56,300 [5.9%]	50,400 [5.6%]	△ 70.5
	内 職	1,597,200 [89%]	1,633,600 [89%]	1,189,500 [90%]	1,058,500 [92%]	890,800 [93.0%]	843,500 [93.4%]	△ 47.2
	副 業	43,000 [2%]	39,800 [2%]	23,000 [2%]	14,300 [1%]	10,800 [1.1%]	9,400 [1.0%]	△ 78.1
補助者数		205,900	196,800	101,600	74,200	54,400	48,400	△ 76.5

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

注) 1. () 内は対前年比率である。

2. [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表 59 業種別家内労働者数の推移

業 種	昭和 48 年		55 年		60 年		平 成 2 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,707,800	136,600	人	人	人	人	人	人
食 料 品	22,600	500	1,212,000	101,900	1,070,900	78,100	844,800	58,500
織 維 工 業	372,800	50,800	22,400	1,200	15,300	300	10,300	300
衣服・その他の織・縫製製品	535,100	20,600	220,400	33,600	180,600	21,100	111,500	16,600
木材・木製品・家具・装飾品	20,600	4,300	386,600	15,300	345,000	10,500	282,100	7,500
紙・紙加工品	97,500	2,300	13,100	2,100	9,000	1,500	7,400	1,200
印刷・同関連	24,100	1,000	76,000	1,700	56,900	1,200	41,700	1,000
ゴム製品	39,700	5,200	22,000	1,400	24,000	1,100	17,600	700
皮革製品	64,500	6,600	26,700	4,600	23,300	3,100	20,500	1,700
窯業・土石製品	16,700	2,900	29,500	8,700	20,700	7,400	14,100	5,000
金属製品	14,500	6,600	8,600	2,400	8,000	2,200	7,300	1,200
電気機械器具	202,600	5,500	11,900	7,500	11,700	8,300	9,100	5,300
機械器具等	28,800	3,700	177,000	4,800	192,400	5,600	182,100	6,500
その他(雑貨等)	268,300	26,600	35,200	4,800	37,000	4,400	29,400	3,700
			182,600	13,800	147,000	10,400	111,600	7,700

資料出所 労働省「家内労働概況調査」

付表60 30歳以上の一般未就業女子の入職者数

(単位 千人, %)

年 齢	昭 和 5 5 年		平 成 2 年	
	計	うちパート	計	うちパート
計	479.1	208.9 (43.6)	507.9	324.4 (63.9)
30～34歳	148.3	66.3 (44.7)	107.4	66.8 (62.2)
35～44	212.0	103.0 (48.6)	226.6	148.4 (65.5)
45～54	91.0	31.7 (34.8)	117.2	72.6 (61.9)
55～59	27.8	7.9 (28.4)	35.2	24.0 (68.2)
60歳以上			21.5	12.6 (58.6)

資料出所 労働省「雇用動向調査」

- 注) 1. 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
 2. () 内は計を100.0とした割合である。

付表61 中断直前の就業形態別再就職時の就業形態

(単位 %)

中断直前の就業 形態	計	正 社 員	パ ー ト	そ の 他
計	100.0 (100.0)	42.9	48.7	4.7
正 社 員	100.0 (83.0)	45.3	47.4	4.3
パ ー ト	100.0 (13.2)	31.6	59.4	3.8
そ の 他	100.0 (2.6)	26.9	42.3	23.1

資料出所 女性の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 6 2 現在の就業形態別再就職の理由

就業形態	計	食べる ため	経済的 余裕	自由に 使える お金	子供の 教育	老後の 蓄え	住宅ロ ーンの 返済	能力 発揮	暇な時間	新しい 友人	外での 活躍	望んでい たような 仕事	その他
正社員	100.0	19.4	41.1	21.0	26.8	9.8	11.5	14.6	28.7	7.4	24.5	14.3	8.8
パート	100.0	11.4	44.9	30.7	30.2	7.9	15.0	8.1	41.4	12.7	27.4	13.2	9.1
その他	100.0	14.4	46.7	26.7	30.0	8.9	11.1	13.3	44.4	10.0	32.2	20.0	12.2

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

(単位 %)

付表 6 3 末子の年齢、妻の就業状態別典型的一般世帯数

妻の就業状態		総 数	末 子 が 15 歳 未 満						末子が 15 歳 以 上
			総 数	0～3歳	4～6	7～9	10～12	13～14	
実 数 (万世帯)	夫婦と子供から成る世帯	1,473	799	263	149	137	137	112	674
	うち妻が雇用者	566	279	48	47	58	69	57	287
	夫婦、子供と親から成る世帯	408	266	75	50	50	52	39	141
	うち妻が雇用者	195	129	25	25	27	31	20	67
割 合 (%)	夫婦と子供から成る世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち妻が雇用者	38.4	34.9	18.3	31.5	42.3	50.4	50.9	42.6
	夫婦、子供と親から成る世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち妻が雇用者	47.8	48.5	33.3	50.0	54.0	59.6	51.3	47.5

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成3年2月)

付表 6 4 年齢階級別中断直前職の退職理由 (M. A.)

現在の年齢	計	結婚	出産・ 育児	夫や親の 転勤・ 転職	老親の介護 家族の看護	人間関係の こじれ・労働 条件への不満	ほかに良い仕事 がみつかった	健康上の 理由	(単位 %)	
									会社 都合	その他
計	100.0	46.1	35.4	3.2	2.8	4.7	2.6	2.1	2.4	6.0
34歳未満	100.0	38.2	30.9	4.5	2.8	14.0	3.4	1.7	3.9	7.3
35-39歳	100.0	35.9	42.0	3.9	2.6	5.2	3.5	2.2	2.6	7.4
40-44	100.0	53.9	31.5	3.0	1.6	2.6	1.6	2.3	1.6	7.2
45-49	100.0	53.7	32.8	2.3	3.4	0.6	3.4	2.3	2.3	4.0
50歳以上	100.0	45.7	44.0	1.7	5.2	0.9	0.9	1.7	1.7	1.7

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 6 5 現在の就業形態別中断期間

(単位 %)

現在の就業形態	計	1 年 未 満	1～3 年 未 満	3～5 年 未 満	5～10 年 未 満	10～15 年 未 満	15 年 以 上
計	100.0	30.0	11.5	8.4	22.4	15.6	7.4
正 社 員	100.0	32.4	13.7	8.5	20.6	13.8	5.9
パ ー ト	100.0	23.9	6.9	9.6	26.4	18.8	10.4
そ の 他	100.0	34.4	12.2	2.2	21.1	17.8	7.8

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 6 6 職種、常用労働者及びパートタイム労働者の採用方針

(単位 %)

職 種	採用方針のある企業	増 や す	減 ら す	変えない	D. I. (ポイント)
常用労働者					
事務職	(76.2)[77.2]100.0	42.4[25.0]	5.4[15.6]	52.2[58.4]	37.0[10.4]
技術職	(62.2)[66.4]100.0	70.3[51.6]	0.8[7.1]	28.9[41.3]	69.5[44.5]
現業職	(84.0)[80.0]100.0	73.2[44.3]	3.7[16.8]	23.1[38.9]	69.5[27.5]
中途採用者					
事務職	(35.7)[33.7]100.0	34.4[14.0]	7.2[17.8]	58.3[68.1]	27.2[13.8]
技術職	(33.2)[32.5]100.0	58.3[31.7]	2.9[10.5]	38.8[57.8]	55.4[21.3]
現業職	(56.8)[44.5]100.0	70.3[40.9]	4.1[16.1]	25.7[43.1]	66.2[24.8]
パートタイム労働者					
事務職	(30.3)[27.3]100.0	24.4[18.4]	3.7[8.8]	71.9[72.8]	20.8[9.6]
技術職	(20.6)[19.2]100.0	15.5[15.2]	2.7[4.9]	81.8[79.9]	12.8[10.3]
現業職	(48.4)[40.1]100.0	61.7[43.6]	3.4[8.7]	34.9[47.7]	58.3[35.0]

資料出所 労働省「雇用管理調査」(平成元年)

- 注) 1. () 内の数字は、全企業のうち、給源別に採用方針のある企業の割合である。
2. [] 内の数字は、昭和62年の数値である。

付表 6 7 再就職女子の活用方針 (M. A.)

(単位 %)

区 分	教育訓練 して積極 的に活用 する	技能・知 識をもつ 人を採用 して即戦 力とする	責任の 重い仕 事をま かせる	主婦とし ての経験 の生かせ る仕事で 活用する	女子に向 いた仕事 で活用を はかる	仕事上 で男女 の区別 をしない	補助的 分野で 活用す る	管理が難 しいので 減らして いく	現状で十 分。いま 以上の活 用は考え ていない	その他
正社員積極型	54.0	63.7	23.9	8.8	26.5	44.2	3.5	0.0	8.0	0.9
正社員消極型	30.8	34.6	5.8	7.7	34.6	19.2	3.8	0.0	9.6	0.0
パート積極型	56.1	46.7	6.5	21.5	35.5	26.2	29.0	0.7	8.1	0.9
パート消極型	36.4	19.3	1.1	8.0	39.8	17.0	23.9	0.0	12.5	0.0

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 6 8 再就職女子の活用の工夫 (M. A.)

(単位 %)

区 分	新卒採用 者や男子 と処遇で 区別し ない	専門職 として 処遇す る	フレック ススタ イム制	残業を 減らす なくす	教育 訓練 の充 実	パートタ イマーか ら正社員 への登用	休日 を増 やす	勤務日・ 勤務時間 を本人の 希望に合 わせる	託児 施設 を設 ける	介護休 暇制度 の導入	その他	何も 実施 して いな い
正社員積極型	37.9	38.7	4.0	22.6	22.6	16.1	19.4	6.5	10.5	2.4	2.4	9.7
正社員消極型	24.6	8.8	0.0	26.3	10.5	10.5	26.3	8.8	3.5	1.8	0.0	28.1
パート積極型	11.7	16.2	3.6	35.1	24.3	25.2	18.9	53.2	7.2	0.9	1.8	9.0
パート消極型	8.8	3.3	4.4	22.0	8.8	25.3	14.3	35.2	1.1	0.0	1.1	24.2

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 6 9 現在の就業形態別身につけておきたかった技能・知識

(単位 %)

現在の就業形態	計	ワープロ	パソコン等 OA機器	簿記	英 文 タイ プ	外 国 語	接客技術	販売技術	運転免許	その他
正 社 員	100.0	31.3	30.6	13.4	3.0	20.4	9.0	3.7	16.2	4.3
パ ー ト	100.0	40.1	41.6	10.2	2.5	15.7	9.6	4.1	13.2	1.5

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 7 0 婦人就業援助センターの技術講習受講者の意識

(1) 講習後の就職の希望

(単位 %)

計	すぐに就職 したい	しばらく準備期間をおいてから就職したい (M. A.)					
		計	育児や親の介護等がある	健康に自信がない	家族の協力が得られない	もっと知識・技術等を身につけてから	その他
100.0	60.7	37.9(100.0)	(27.6)	(5.2)	(3.8)	(52.4)	(16.7)

(2) 希望する就業形態及び職種

(単位 %)

計	正社員	パート	その他	管理・監督職	専門・技術職	事務職	販売・営業職	サービス職	その他
100.0	46.6	40.4	10.8	0.4	15.9	70.9	2.4	2.5	3.8

(3) 講習を受けようと思った理由 (M. A.)

(単位 %)

計	子供が大きくなり手が かからなくなったから	暇な時間があったから	専門的な資格を取得したいから	少しでもよい条件で働きたいから	正社員として働きたいから	希望する職種につきたいから	知識・技術等を身につけて 将来に備えたいから	その他
100.0	19.5	15.9	48.5	47.1	17.3	24.7	52.1	3.8

(4) 再就職のために必要な知識・技術等 (M. A.)

(単位 %)

計	働く女性の 状態や 仕事につ いての基 礎的な職 業知識	専門的な職業知識						職種に関 連する資 格の取得	企業の求 人状況や 職場、仕 事の変化 等の経済 知識	その他
		計	ワープロ 等のOA 機器操作 のための 知識・技 能	事務的職 種に必要な 知識・技 能	物品の販 売やサー ビスに必 要な知識 ・技能	医療等専 門的な職 種に必要な 知識・技 能	その他			
100.0	32.5	76.2 (100.0)	(86.3)	(70.4)	(8.6)	(13.0)	(1.9)	48.0	16.1	0.9

資料出所 労働省「婦人就業援助センターアンケート」(平成3年8月)

付表 7 1 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和 3 5 年	2, 1 0 6	1 3 3	6. 3	6 3 9	5 7	8. 9
4 0	2, 7 1 3	1 6 8	6. 2	8 5 1	8 2	9. 6
4 5	3, 2 2 2	2 1 6	6. 7	1, 0 6 8	1 3 0	1 2. 2
5 0	3, 5 5 6	3 5 3	9. 9	1, 1 3 7	1 9 8	1 7. 4
5 5	3, 8 8 6	3 9 0	1 0. 0	1, 3 2 3	2 5 6	1 9. 3
5 6	3, 9 5 1	3 9 5	1 0. 0	1, 3 5 9	2 6 6	1 9. 6
5 7	4, 0 1 3	4 1 6	1 0. 4	1, 3 8 6	2 8 4	2 0. 5
5 8	4, 1 1 9	4 3 3	1 0. 5	1, 4 5 1	3 0 6	2 1. 1
5 9	4, 1 8 1	4 6 4	1 1. 1	1, 4 8 4	3 2 8	2 2. 1
6 0	4, 2 3 1	4 7 1	1 1. 1	1, 5 1 6	3 3 3	2 2. 0
6 1	4, 2 9 6	5 0 3	1 1. 7	1, 5 5 0	3 5 2	2 2. 7
6 2	4, 3 4 6	5 0 6	1 1. 6	1, 5 8 1	3 6 5	2 3. 1
6 3	4, 4 5 4	5 3 3	1 2. 0	1, 6 3 5	3 8 6	2 3. 6
平成 元	4, 5 9 2	6 0 2	1 3. 1	1, 7 1 3	4 3 2	2 5. 2
2	4, 7 4 8	7 2 2	1 5. 2	1, 7 9 5	5 0 1	2 7. 9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1. 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。
(季節的、不規則的雇用者を含む。)
2. 雇用者数は休業者を除く。
3. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表 7 2 週労働時間35時間未満の雇用者数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 平均	印 を除 いた 平均
短時間 雇用者 数	525	596	607	852	606	622	722	660	902	645	701	1,126	722	643

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(平成2年)

注) 労働力調査は、毎月末日に終わる1週間(12月は20日から26日までの1週間。)について調査しているため、この調査期間内に休日があるかどうかで週間就業時間は影響を受ける。

平成2年においては、4月、7月、12月の調査期間内に休日があるため、この月を除いた平均を年平均として試算した。

付表 7 3 類型別パートタイム労働者数及び構成比

性	パートタイム 労働者数	いわゆるパート				いわゆるパート以外の短時間 労働者		
		計	学生アル バイト	Aパート	Bパート	計	正社員の 短時間労働者	その他の 短時間労働者
労働者数(千人) 計	(100.0) 6,066.7	5,837.8	712.3	4,634.9	1,203.0	228.9	155.9	72.9
男 子	(24.9) 1,511.7	1,396.9	380.9	907.2	489.7	114.8	66.4	48.4
女 子	(75.1) 4,555.0	4,441.0	331.4	3,727.7	713.3	114.1	89.5	24.6
構成比(%) 計	100.0	96.2	11.7	76.4	19.8	3.8	2.6	1.2
男 子	100.0	92.4	25.2	60.0	32.4	7.6	4.4	3.2
女 子	100.0	97.5	7.3	81.8	15.7	2.5	2.0	0.5

資料出所 労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

注) () 内は、パートタイム労働者に占める割合である。

付表7-4 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ 給 水 ・ 道 路 ・ 熱 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 食 店 業	金 融 ・ 保 險 ・ 動 産 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	61	352	0	0	15	83	1	9	124	17	98	6
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	61	100.0	0.0	0.0	4.3	23.6	0.3	2.6	35.2	4.8	27.8	1.7
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
女 短 時 間 雇 用 者 用 雇 者 数 の 割 合 (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	61	22.7	0.0	0.0	26.8	19.4	25.0	20.9	29.7	17.9	21.0	17.6
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	20.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表71注) 1.2.に同じ。

付表 7 5 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
実 数 (万 人)	昭和50年	1 9 8	9 8	2 5	1 9	3 7	1 9
	55	2 5 6	1 3 4	3 3	2 5	4 2	2 4
	60	3 3 3	1 7 3	4 5	3 7	5 1	2 6
	61	3 5 2	1 8 0	4 7	4 1	5 7	2 7
	62	3 6 5	1 8 9	4 9	4 1	5 9	2 7
	63	3 8 6	1 9 5	5 6	4 4	6 3	2 8
	平成元	4 3 2	2 0 8	6 2	5 3	7 7	3 1
	2	5 0 1	2 2 8	7 1	6 4	9 6	4 0
構 成 比 (%)	昭和50年	1 0 0 . 0	4 9 . 5	1 2 . 6	9 . 6	1 8 . 7	9 . 6
	55	1 0 0 . 0	5 2 . 3	1 2 . 9	9 . 8	1 6 . 4	9 . 4
	60	1 0 0 . 0	5 2 . 0	1 3 . 5	1 1 . 1	1 5 . 3	7 . 8
	61	1 0 0 . 0	5 1 . 1	1 3 . 4	1 1 . 6	1 6 . 2	7 . 7
	62	1 0 0 . 0	5 1 . 8	1 3 . 4	1 1 . 2	1 6 . 2	7 . 4
	63	1 0 0 . 0	5 0 . 5	1 4 . 5	1 1 . 4	1 6 . 3	7 . 3
	平成元	1 0 0 . 0	4 8 . 1	1 4 . 4	1 2 . 3	1 7 . 8	7 . 2
	2	1 0 0 . 0	4 5 . 5	1 4 . 2	1 2 . 8	1 9 . 2	8 . 0
雇 用 者 数 の 割 合 (% 短 時 間 雇 用 者 に 対 し て)	昭和50年	1 7 . 4	2 2 . 7	1 4 . 0	1 2 . 3	1 5 . 5	1 4 . 5
	55	1 9 . 3	2 6 . 1	1 5 . 1	1 3 . 6	1 6 . 8	1 5 . 4
	60	2 2 . 0	2 9 . 7	1 7 . 8	1 6 . 1	1 8 . 0	1 6 . 0
	61	2 2 . 7	3 0 . 3	1 8 . 2	1 7 . 2	1 9 . 5	1 6 . 6
	62	2 3 . 1	3 1 . 2	1 8 . 7	1 6 . 9	1 9 . 4	1 6 . 5
	63	2 3 . 6	3 1 . 7	2 0 . 1	1 7 . 1	1 9 . 7	1 7 . 3
	平成元	2 5 . 2	3 2 . 4	2 1 . 5	1 9 . 9	2 2 . 1	1 8 . 9
	2	2 7 . 9	3 4 . 3	2 3 . 6	2 2 . 4	2 6 . 0	2 3 . 7

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表71注) 1.2.に同じ。

付表 7 6 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業			規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	1,000人以上	100 ～ 999人	10 ～ 99人
昭和55年	3.3	3.4	3.0	3.6	3.3	3.3	3.4
60	3.9	4.0	3.9	3.6	4.3	3.8	3.9
61	4.0	4.3	3.9	3.6	4.4	3.9	3.9
62	4.2	4.5	4.2	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	4.0	4.9	4.4	4.4

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 産業別は特掲である。

付表 77 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	産 業				規 模			
	計	卸売・小売業、 飲 食 店		サ－ビス業	1,000 人以上		100 ～ 999 人	
		製 造 業			労働 時間数	労働 日数	労働 時間数	労働 日数
		労働 時間数	労働 日数					
昭和55年	6 23	時間 7	日 22	時間 5	日 23	時間 6	日 23	
60	6 22	7	22	6	23	6	23	
61	6 22	7	22	5	23	6	23	
62	6 22	6	22	6	23	6	23	
63	6 22	6	22	5	22	6	22	
平成元	6 22	6	22	6	22	6	22	
2	6 22	6	22	6	22	6	22	

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

(注) 産業別は特掲である。

付表 7 8 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分		昭和 55年	60	61	62	63	平成 元	2
		円	円	円	円	円	円	円
年 齢	計	492	595	610	623	642	662	712
	18 ～ 19歳	494	581	595	604	638	646	706
	20 ～ 24	541	638	650	671	683	715	786
	25 ～ 29	507	654	644	654	700	719	783
	30 ～ 34	480	596	601	625	640	662	707
	35 ～ 39	479	579	597	605	626	645	691
	40 ～ 44	487	585	603	614	632	647	699
	45 ～ 49	496	595	611	623	640	658	712
	50 ～ 54	504	601	623	634	645	672	717
産 業	製 造 業	466	561	575	584	600	627	665
	卸売・小売業、 飲食店	490	594	606	617	636	651	708
	サ ー ビ ス 業	567	675	697	710	738	750	808
規 模	1,000人以上	517	624	645	663	695	711	748
	100～999人	494	602	614	622	636	660	720
	10～99人	478	579	593	605	621	640	688

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1. 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。

2. 産業別は特掲である。

付表 7 9 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業			規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、飲食店	サービス業	1,000	100～	10～
					人以上	999人	99人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和53年	68.3	76.7	57.7	64.9	108.1	64.4	57.3
54	72.8	82.4	61.1	71.6	108.2	68.5	60.4
58	78.8	91.0	73.0	60.3	120.0	75.1	63.7
59	84.2	99.1	74.7	66.8	123.7	85.2	67.4
60	83.6	102.6	72.7	60.1	128.3	85.6	64.0
61	82.4	97.4	69.9	76.5	112.4	83.5	67.9
62	76.5	89.6	72.5	56.9	96.8	82.7	62.4
63	77.1	98.1	65.0	60.0	96.9	78.8	66.6
平成 元	86.5	108.0	71.4	77.1	104.4	89.7	74.7

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表 80 人事考課で重視してもらいたい評価事項

(単位 %、人)

項 目	計	仕事の 正確さ	仕事の 速 さ	協調性	積極性 (業務 改善提 案, チ ャレン ジ意欲 など)	責任感 (役割 の自覚 など)	勤怠状 態 (出 勤状況 など)	知 識 ・ 熟 練	そ の 他
調 査 計	100.0	53.6	9.0	10.2	14.4	55.5	43.8	14.2	0.8

資料出所 (勤雇用情報センター「パートタイム労働者の人事・賃金制度に関するアンケート調査」(昭和63年))

付表 81 女子非正社員の配置部門別仕事の内容 (M. A.)

(単位 %)

部 門	計	基幹的な仕事		補助的な仕事		責任のある仕事		非正社員固有の仕事
		正社員 と一緒	非正社員のみ	正社員 と一緒	非正社員のみ	正社員 と一緒	非正社員のみ	
事務・管理	100.0	44.7	2.6	63.2	15.8	26.3	2.1	3.2
販売・営業	100.0	55.8	2.0	51.0	15.6	28.6	4.1	6.1
生産	100.0	44.5	6.6	51.1	21.9	23.4	2.9	9.5
サービス	100.0	51.9	4.9	48.1	18.5	32.1	4.9	9.9
研究・開発	100.0	25.0	—	50.0	25.0	—	—	—
その他	100.0	22.6	—	38.7	19.4	19.4	—	38.7

資料出所 日本労働研究機構「パートタイム労働実態調査」(平成元年)

注) 回答事業所を100.0とした。

付表 8 2 再就職女子の現在の仕事への不満や不安 (M. A.)
(単位 %)

内 容	計	正社員	パート	その他
特にない	29.4	28.2	31.5	32.2
仕事がきつい	17.0	19.3	14.0	10.0
自分の能力が生かせない	8.0	7.7	8.4	8.9
仕事上の責任が少ない	5.4	5.2	5.8	5.6
昇進・昇格の機会が少ない	13.6	12.8	13.7	20.0
賃金が安い	57.5	41.6	49.0	43.3
1日の労働時間が長い	13.8	17.3	6.9	13.3
休日が少ない	15.0	19.6	7.1	7.8
有給休暇が取りにくい・ない	21.9	26.2	13.7	18.9
仕事の時間帯や勤務日が自分の生活と合わない	3.3	3.8	2.0	4.4
職場環境が悪い	8.8	8.8	9.4	6.7
教育訓練の機会が少ない	13.2	14.0	9.1	23.3
職場の人間関係が良くない	13.4	13.2	14.5	11.1
住まいから職場が遠い	8.7	8.0	8.6	14.4
雇用や身分や地位が不安定である	10.0	4.4	20.8	14.4
その他	2.8	2.6	3.0	3.3

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 8 3 再就職時にあれば良かった行政サービス (M. A.)

(単位 %)

内 容	計	正社員	パート	その他
それまでの職業経験や技術の程度を証明してくれる 公的システム	13.0	11.5	14.0	19.0
働きに出るに当たって必要な心構え、一般的知識等 についての講習	11.5	11.8	11.1	14.3
どのような仕事があり、仕事にどのような資格や能力 があると良いかという情報を身近な場所で提供す ること	47.2	42.9	53.1	55.6
保育施設についての情報提供	18.3	17.1	20.6	20.6
家事サービス・介護サービス等についての情報提供	6.7	6.5	6.6	9.5
再就職に関していろいろな相談の出来る機会の提供	47.3	44.9	49.8	50.8
その他	1.9	1.4	1.9	3.2

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 8 4 企業の再就職女子に対する行政サービスへの要望 (M. A.)

(単位 %)

内 容	計	積極型企業	消極型企業
職人としての心構えや基礎的な知識、技術を 付与してほしい	55.8	53.1	63.5
即戦力となるような専門的な知識や技能をもっ た人を養成してほしい	24.8	30.1	17.3
技能や資格をもっている人を登録して紹介する システムを充実してほしい	45.1	50.4	26.9
再就職をする女性のこれまでの職業経験や技術 を証明し、企業が採用の際に考慮できるように してほしい	18.7	19.5	17.3
その他	5.6	5.3	1.9

資料出所 女子の再就職問題に関する研究会「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)

付表 8 5 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %))

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する出産者 の割合
昭和46年	2.4	6.2
48	2.5	6.0
49	2.7	6.4
51	2.7	5.8
53	2.7	5.5
56	2.4	4.7
60	2.0	3.8
63	1.8	3.4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下付表93まで同じ。

付表 8 6 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和40年	34.4	46.4
46	36.4	46.6
48	35.1	47.3
49	36.2	47.9
51	36.4	48.7
53	36.6	48.3
56	38.5	48.8
60	36.4	49.7
63	37.0	56.0
	多胎の場合 (46.5)	(64.4)

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 8 7 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合
(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和 4 0 年	1 2 . 4	2 8 . 8
4 6	1 0 . 9	2 4 . 2
4 8	1 1 . 0	2 1 . 2
4 9	1 2 . 2	1 8 . 7
5 1	1 1 . 3	2 2 . 7
5 3	8 . 4	2 4 . 1
5 6	5 . 7	2 7 . 5
6 0	3 . 9	2 5 . 4
6 3	4 . 5	3 2 . 5

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 8 8 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がいた事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者 1 人当たり年間休暇請求回数 (回)	請求者 1 人当たり平均年間休暇日数 (日)
昭和 4 0 年	3 7 . 5	2 6 . 2	5 . 1	8 . 3
4 6	3 4 . 4	2 2 . 8	5 . 9	8 . 0
4 8	3 1 . 2	2 1 . 2	6 . 5	9 . 2
4 9	3 1 . 9	2 0 . 0	6 . 9	9 . 1
5 1	3 3 . 7	1 6 . 6	7 . 2	9 . 1
5 3	3 3 . 1	1 6 . 0	6 . 7	8 . 4
5 6	2 8 . 1	1 3 . 4	5 . 8	7 . 7
6 0	2 3 . 7	9 . 2	5 . 8	7 . 7
6 3	1 9 . 3	6 . 0	4 . 8	5 . 7

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 8 9 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和51年	18.6	15.2	10.8
53	22.2	14.2	11.4
56	25.8	20.0	18.1
60	25.0	18.1	16.7
63	27.4	24.3	19.1

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 9 0 妊娠・出産による退職者の割合 (妊産婦=100.0)

(単位 %)

昭和35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63
38.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 9 1 育児休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和46年	48年	49年	51年	53年	56年	60年	63年
計	2.3	4.3	5.7	6.3	6.6	14.3	14.6	19.2 (23.5)
製造業	1.1	4.1	7.1	4.6	5.2	5.2	4.4	9.5
運輸・通信業	9.4	9.8	9.4	12.4	11.6	12.1	11.2	16.3
卸売・小売業	1.0	2.2	3.6	3.6	3.1	4.6	7.6	10.2
金融・保険業	0.6	3.2	2.2	2.8	2.9	3.4	4.4	16.2
サービス業	1.9	4.5	4.5	12.6	13.8	42.9	40.0	42.1
500人以上	7.1	11.4	15.0	17.8	17.8	19.9	20.1	25.3
100～499人	4.6	6.6	8.8	12.3	13.2	13.8	13.9	18.0
50～99人	1.2	3.2	4.4	4.0	4.0	14.3	14.7	19.4

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

- 注) 1. 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。
2. () 内の数字は育児休業制度適用対象女子労働者数の割合である。

付表 9 2 女子再雇用制度実施事業所の割合
(単位 %))

区 分	昭和 6 0 年	6 3 年
計	5 . 6	1 6 . 6
製 造 業	7 . 9	1 8 . 8
運 輸 ・ 通 信 業	0 . 3	8 . 0
卸売・小売業、飲食店	8 . 5	2 2 . 8
金 融 ・ 保 険 業	6 . 6	1 5 . 8
サ ー ビ ス 業	3 . 6	1 6 . 9
5 0 0 人 以 上	1 3 . 5	1 9 . 7
1 0 0 ～ 4 9 9 人	6 . 7	1 7 . 7
3 0 ～ 9 9 人	5 . 2	1 6 . 3

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 9 3 介護休暇制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和 5 6 年	6 0 年	6 3 年
計	8 . 7	1 1 . 4	1 3 . 6
製 造 業	5 . 1	4 . 0	6 . 2
運 輸 ・ 通 信 業	1 2 . 7	1 2 . 8	1 1 . 0
卸売・小売業、飲食店	4 . 4	5 . 1	8 . 3
金 融 ・ 保 険 業	9 . 7	1 2 . 4	1 4 . 8
サ ー ビ ス 業	1 6 . 1	2 4 . 1	2 5 . 6
5 0 0 人 以 上	1 2 . 4	1 3 . 6	1 3 . 6
1 0 0 ～ 4 9 9 人	8 . 3	8 . 5	1 1 . 0
3 0 ～ 9 9 人	8 . 8	1 2 . 0	1 4 . 2

資料出所 労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表94 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成 元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	9.9	82.0	6.7	81.81	75.86	25.9

資料出所 厚生省「人口動態統計」,「簡易生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1. 合計特殊出生率=1人の女子が再生産年齢(15~49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
2. 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30~40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めた時の年齢。

態 の 推 移

婚年齢	婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合計特殊 出 生 率
	男	件 数 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
歳	万件		万件		歳	歳	歳	
29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.53

付表 9 5 主要国の労働力人口、労働力率、

国 名	年	労働力人口 (千人)		労働力人口総 数に占める女 子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1989	5,978	7,525	44.3	1989
アメリカ	1989	56,198	69,360	44.8	1989
韓国	1989	7,259	10,716	40.4	1989
フィリピン	1989	9,148	15,573	37.0	1989
オーストリア	1988	1,391	2,042	40.5	1988
ベルギー	1988	1,446	2,256	39.1	1988
デンマーク	1986	1,290	1,526	45.8	1986
スペイン	1989	5,109	9,710	34.5	1989
フランス	1987	10,377	13,596	43.3	1987
西ドイツ	1988	11,777	17,902	39.7	1988
ハンガリー	1988	2,221	2,624	45.8	1988
イタリア	1989	8,873	15,147	36.9	1989
ノルウェー	1989	957	1,197	44.4	1989
スウェーデン	1989	2,170	2,357	47.9	1989
イギリス	1986	11,500	15,887	42.0	1986
オーストラリア	1989	3,381	4,856	41.0	1989

資料出所 ILO 「Year Book of Labour Statistics 1989-1990」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

フィリピンは10歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率 (%)		年	雇用者数 (千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合 (%)
女	男		女	男	
57.9	76.7	1989	5,486	6,732	44.9
56.5	74.4	1989	5,215	6,207	45.7
46.5	73.3	1989	3,937	6,418	38.0
41.1	70.7	1989	3,534	6,344	35.8
41.8	69.5	1988	1,167	1,774	39.7
28.6	46.8	1988	1,174	1,824	39.2
60.4	74.4	1986	1,187	1,313	47.5
32.8	66.6	1989	3,232	6,913	31.9
45.8	65.4	1987	7,735	10,183	43.2
42.7	71.8	1987	9,822	14,993	39.6
40.5	51.3	1989	1,823	2,117	46.3
35.8	65.8	1989	5,437	9,649	36.0
62.3	77.2	1989	842	970	46.5
82.3	86.8	1989	2,026	2,033	50.0
48.2	71.9	1987	9,945	12,182	44.9
51.2	75.5	1989	2,772	3,760	42.4

付表96 主要国の年齢階級別

区 分	カナダ 1989		アメリカ 1989		フランス 1987		西ド 19
	女	男	女	男	女	男	女
総 数	5,978	7,525	56,198	69,360	10,377	13,596	11,656
15～19歳	505	567	3,818	4,136	236	317	848
20～24	760	842	6,721	7,458	1,353	1,351	1,921
25～29	1,779	2,144	7,953	9,731	1,572	1,936	1,576
30～34			8,038	10,174	1,512	1,990	1,303
35～39	1,544	1,860	7,385	8,977	1,542	2,110	1,284
40～44			6,595	7,645	1,269	1,748	1,134
45～49	917	1,235	5,140	6,047	938	1,337	1,421
50～54			3,857	4,872	892	1,324	1,051
55～59	410	749	3,055	4,033	701	999	763
60～64			2,039	2,750	274	344	229
65歳以上	62	128	1,429	2,017	87	140	128
総 数	57.9	76.7	56.5	74.4	45.8	65.4	42.7
15～19歳	56.5	60.5	53.6	56.8	11.8	15.7	39.5
20～24	77.2	84.4	72.0	79.6	64.2	65.7	75.4
25～29	76.6	94.2	73.4	89.6	75.7	94.9	67.7
30～34			72.4	91.8	72.2	97.1	62.4
35～39	77.2	94.8	74.4	92.3	71.9	97.8	63.7
40～44			76.8	92.2	72.0	97.4	64.2
45～49	67.6	91.8	74.3	91.6	67.8	95.4	60.9
50～54			65.8	88.4	59.8	90.4	53.7
55～59	34.4	66.2	54.5	78.8	44.6	67.3	41.1
60～64			35.2	54.1	18.0	25.7	11.1
65歳以上	4.0	11.0	7.8	16.0	1.9	4.7	1.8

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1989-1990」

- 注) 1. アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。
 2. イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。
 3. 総数には不明を含む。

労働力人口及び労働力率

イ ツ 88	イ タ リ ア 1989		ス ウェーデン 1989		イ ン グ リ ス 1986		韓 国 1989	
	男	女	男	女	男	女	男	女
17,792	8,873	15,147	2,170	2,357	11,500	15,887	7,259	10,716
1,005	569	688	113	111	1,233	1,337	393	270
2,189	1,390	1,570	245	269	1,629	2,061	1,171	725
2,154	1,362	1,842	248	276	2,491	3,774	871	1,842
2,053	1,228	1,873	255	281			907	1,884
2,019	1,126	1,880	268	292	2,747	3,656	790	1,341
1,834	1,009	1,891	307	331			761	1,277
2,424	817	1,711	253	275	2,155	2,821	737	1,088
1,944	638	1,580	197	210			650	989
1,494	375	1,175	168	180	803	1,201	438	642
570	180	575	114	132	300	779	283	336
170	105	285	—	—	143	258	257	323
71.8	35.9	66.0	82.3	86.8	48.2	71.9	46.5	73.3
45.5	27.3	31.6	51.4	48.1	56.5	58.2	18.6	11.6
81.4	63.9	71.5	82.0	84.9	69.2	84.8	63.5	60.0
87.5	64.8	90.6	87.9	92.6	62.6	93.3	43.0	90.7
95.8	62.1	96.8	90.7	95.3			49.5	97.1
97.5	59.0	98.0	92.1	96.1	71.4	94.4	57.3	97.0
97.4	51.6	97.3	93.3	96.8			61.0	95.4
96.4	44.7	95.6	92.7	95.8	69.9	91.6	63.5	93.6
93.2	34.1	87.5	88.3	92.9			60.4	89.7
79.8	20.2	67.8	78.5	87.0	51.5	80.3	52.7	82.4
34.5	9.8	35.2	50.7	62.9	18.8	53.4	41.6	65.6
4.9	2.2	7.9	—	—	2.7	7.5	18.1	39.0

付表97 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1989	5,934	100.0	6.6	0.9	92.5	—
アメリカ	1989	55,812	100.0	6.0	0.6	93.5	—
韓国	1989	7,125	100.0	19.3	25.5	55.3	—
フィリピン	1989	7,927	100.0	32.5	22.9	44.6	—
オーストリア	1988	1,377	100.0	8.2	8.1	83.7	—
ベルギー	1988	1,446	100.0	9.6	8.0	81.2	1.3
デンマーク	1986	1,286	100.0	3.3	4.4	92.3	—
スペイン	1989	4,586	100.0	14.0	9.8	70.5	5.7
フランス	1987	8,982	100.0	6.7	7.2	86.1	—
西ドイツ	1987	10,925	100.0	4.7	6.7	88.6	—
ハンガリー	1989	2,215	100.0	3.4	5.3	82.3	9.0
イタリア	1989	7,228	100.0	16.8	8.0	75.2	—
ノルウェー	1989	940	100.0	4.5	2.9	89.6	3.2
スウェーデン	1989	2,140	100.0	4.9	0.5	94.7	—
イギリス	1987	10,654	100.0	6.7	—	93.3	—
オーストラリア	1989	3,252	100.0	10.8	1.0	88.2	3.0

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1989-1990」

注) 「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地 位 別 就 業 者 数 の 構 成 比

総 数 (千人)	男				
	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
7,497	100.0	10.0	0.2	89.8	—
68,996	100.0	19.9	0.1	90.0	—
10,390	100.0	35.4	2.8	61.8	—
13,922	100.0	43.7	10.7	45.6	—
2,037	100.0	11.5	1.6	86.9	—
2,256	100.0	16.8	1.0	80.9	1.3
1,523	100.0	13.7	0.1	86.2	—
9,420	100.0	21.4	3.1	73.4	2.1
12,423	100.0	16.9	1.1	82.0	—
16,888	100.0	11.3	0.6	88.0	—
2,607	100.0	5.5	0.6	81.2	12.7
13,927	100.0	28.4	2.3	69.3	—
1,178	100.0	12.6	0.9	82.3	4.2
2,326	100.0	12.4	0.2	87.4	—
14,333	100.0	15.0	—	85.0	—
4,731	100.0	16.7	0.4	79.5	3.4

付表98 主要国の産業別

区 分		カナダ		アメリカ		フランス	
		1989		1989		1987	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,486	6,732	52,158	62,070	7,735	10,183
	農・狩猟・林・漁業	71	115	445	1,546	59	180
	鉱業・採石業	37	254	119	614	9	91
	製 造 業	663	1,594	7,448	14,926	1,319	3,077
	電気・ガス・水道業	—	—	301	1,233	40	152
	建 設 業	82	662	626	6,247	96	1,144
	卸・小売業、レストラン・ホテル	980	1,172	11,347	12,313	1,232	1,402
	運輸・倉庫・通信業	261	698	2,023	4,493	333	904
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	457	268	7,044	5,339	809	772
	対地域・社会・個人サービス	2,934	1,963	22,632	13,812	3,813	2,416
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	5	27	23	44
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.3	1.7	0.9	2.5	0.8	1.8
	鉱業・採石業	0.7	3.8	0.2	1.0	0.1	0.9
	製 造 業	12.1	23.7	14.3	24.0	17.1	30.2
	電気・ガス・水道業	—	—	0.6	2.0	0.5	1.5
	建 設 業	1.5	9.8	1.2	10.1	1.2	11.2
	卸・小売業、レストラン・ホテル	17.9	17.4	21.8	19.8	15.9	13.8
	運輸・倉庫・通信業	4.8	10.4	3.9	7.2	4.3	8.9
	金融・保険・不動産・対事業所サービス	8.3	4.0	13.5	8.6	10.5	7.6
	対地域・社会・個人サービス	53.5	29.2	43.4	22.3	49.3	23.7
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.6	0.3	0.4

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1989-1990」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

西ドイツ		イタリア		スウェーデン		イギリス		韓 国	
1987		1989		1989		1987		1989	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
9,680	14,869	5,437	9,649	2,026	2,033	9,945	12,182	3,937	6,418
70	200	302	485	12	50	86	236	131	151
23	302	21	202	2	9	15	193	9	81
2,475	5,693	1,352	2,702	271	670	1,542	3,606	1,797	2,381
32	205	—	—	7	29	58	227	8	51
154	1,454	75	1,243	20	222	121	888	99	878
1,952	1,363	734	1,214	287	271	2,412	1,826	745	689
335	1,163	153	825	93	190	281	1,065	68	611
809	717	306	470	158	171	1,140	1,165	300	389
3,625	3,565	2,494	2,508	1,174	419	4,274	2,674	781	1,187
205	207	—	—	1	3	—	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.7	1.3	5.6	5.0	0.6	2.5	0.9	1.9	3.3	2.4
0.2	2.0	0.4	2.1	0.1	0.4	0.2	1.6	0.2	1.3
25.6	38.3	24.9	28.0	13.4	33.0	15.5	29.6	45.6	37.1
0.3	1.4	—	—	0.3	1.4	0.6	1.9	0.2	0.8
1.6	9.7	1.4	12.9	1.0	10.9	1.2	7.3	2.5	13.7
20.2	9.2	13.5	12.6	14.2	13.3	24.3	15.0	18.9	10.7
3.5	7.8	2.8	8.6	4.6	9.3	2.8	8.7	1.7	9.5
8.4	4.8	5.6	4.9	7.8	8.4	11.5	9.6	7.6	6.1
37.4	24.0	45.9	26.0	57.9	20.6	43.0	22.0	19.8	18.5
2.1	1.4	—	—	0.0	0.1	—	—	—	—

付表 9 9 主 要 国 の 職

区 分		カ ナ ダ 1 9 8 9	
		女	男
雇 用 者 (千 人)	総数	5,486	6,732
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,139	884
	管理的従事者	608	953
	書記及び関連従事者	1,777	435
	販売従事者	513	538
	サービス業の従事者	867	739
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	62	286
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	520	2,887
構 成 比 (%)	総数	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	20.8	13.1
	管理的従事者	11.1	14.3
	書記及び関連従事者	32.4	6.5
	販売従事者	9.4	8.0
	サービス業の従事者	15.8	11.0
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	1.1	4.2
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	9.5	42.9

資料出所 ILO「Year Book of Labour Statistics 1989-1990」

業別雇用者数及び構成比

アメリカ 1989		西ドイツ 1985		スウェーデン 1989		韓国 1989	
女	男	女	男	女	男	女	男
52,185	62,070	9,062	14,429	2,026	2,033	3,937	6,418
9,233	8,729	1,527	2,064	887	480	368	589
5,651	7,922	124	676	450	231	1	54
14,909	3,786	3,073	1,972			806	1,320
6,631	6,204	1,144	702	172	166	354	378
9,083	6,368	1,551	1,231	262	131	662	446
320	1,826	96	224	11	54	127	131
6,158	25,688	1,331	7,260	242	967	1,618	3,501
173	1,547	215	300	2	4	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.7	14.1	16.9	14.3	43.8	23.6	9.3	9.2
10.8	12.8	1.4	4.7	22.2	11.4	0.0	0.8
28.6	6.1	33.9	13.7			20.5	20.6
12.7	10.0	12.6	4.9	8.5	8.2	9.0	5.9
17.4	10.3	17.1	8.5	12.9	6.4	16.8	6.9
0.6	2.9	1.1	1.6	0.5	2.7	3.2	2.0
11.8	41.4	14.7	50.3	11.9	47.6	41.1	54.5
0.3	2.5	2.4	2.1	0.1	0.2	—	—

付表100 非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1981	44.8	—	84.5	80.4	72.5	77.4	69.5	84.4
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	..	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	..	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	..	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	..	73.6	76.8	..	88.0
1989	52.7	..	82.7	..	73.5	..	..	..

資料出所 ILO「Year book of Labour Statistics 1989-1990」

注) 韓 国 : 1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー : 1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク : 1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス : 1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

西ドイツ : 1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ : 1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス : 1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。

鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア : 1時間当たり賃金。各年11月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

婦 人 勞 働 関 係 判 例

1. 賃金、昇格

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
秋田相互銀行不当利得金返還請求(男女差別賃金)	秋田 地裁 昭50. 4.10 判決	女子であることを理由として、賃金(本人給及び臨時給等)について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる(労働者勝訴、確定)。
鈴鹿市賃金請求事件(昇格に伴う男女差別賃金)	津 地 裁 昭55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである(労働者勝訴)。
名古屋高裁 昭58. 4. 28 判決	名古屋高裁 昭58. 4. 28 判決	公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく不当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない(労働者敗訴、労働者側上告後、昭50. 3. 29 上告取り下げ)。
静岡銀行不当利得金返還請求事件(昇給に伴う男女差別賃金)	静岡 地裁 昭55. 10. 20 和解	職能群格付の見直しを行って算出した給与差額(2年分)を立払うことを主な内容とする和解成立。
岩手銀行賃金請求事件	盛岡 地裁 昭60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養免除対象課税額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」(世帯手当についてもこれを準用)としているのは、女子であることのみに理由として妻たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効(労働者勝訴、訴訟係争中)。
(社)日本鉄鋼連盟給料等請求事件	東京 地裁 昭61. 12. 4 判決	被告事務局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合

事	件	名	裁判所判決等年月日	判	旨	等
日産自動車賃金等請求事件 (家族手当支給請求)			東京地裁 平元	1. 26判決	致しないが、当時(昭和44年から49年)の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反してゐるとまではいえまいとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払いを差額に対して命じた(労働者一部勝訴、確定)。	
	社会保険診療報酬支払基金賃金等請求事件		東京地裁 平2	7. 4判決		

2. 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉 住友セメント・雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭43. 7 和解成立）。	
豊田産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反（労働者勝訴、確定）。	
神戸野田奨学会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。	
大阪市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭 45. 2. 8判決	同 旨（労働者勝訴、確定）。	
山一証券地位保全等仮処 分申請事件	千 葉 地 裁 昭 43. 5. 20判決	職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる仮職免職処分は無効（労働者勝訴、確定）。	
三井造船仮処分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を追われ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。	
〈若年定年〉 東京豊田工業地位保全仮 処分申請事件（定年年齢 男子55歳、女子30歳）	大阪地裁 昭 46. 12. 10判決	結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭48. 1 1 和解成立）。	
岩手県経済労働連地位保 全仮処分申請事件（定年 年齢男子55歳、女子31歳）	東京地裁 昭 44. 7. 1判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭47. 1 2 和解成立）。	
名古屋放送事件（定年年 齢男子55歳、女子30歳）	盛岡地裁 昭 46. 3. 18判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は要綱からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	
	名古屋地裁 昭 47. 4. 28判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
(男女別定年) 日産自動車地位保全賃金 支払仮処分申請事件(定 年年齢男子55歳、女子50 歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9判決	[X 2 女 地位保全仮処分申請] 上記同旨 (労働者勝訴)。	
	昭 48. 4. 27判決	[X 1, X 2 女 本訴] 同 旨 (労働者勝訴)。	
	名古屋商裁 昭 49. 9. 30判決	女子 3 0 歳定年制は民法 9 0 条により無効 (労働者勝訴、確定)。	
	名古屋地裁 昭 48. 5. 25決定	[X 3 女、解雇禁止仮処分申請] 上記同旨 (労働者勝訴、確定)。	
	東京地裁 昭 46. 4. 8判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する (労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続 確認等請求事件	東京高裁 昭 48. 3. 23判決	同 旨 (労働者敗訴)。	
	東京地裁 昭 48. 3. 23判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法 9 0 条により無効 (労働者勝 訴)。	
	東京高裁 昭 54. 3. 12判決	同 旨 (労働者勝訴)。	
	最 高 裁 昭 56. 3. 24判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法 9 0 条により無効と解するのを相当とし、上 告棄却 (労働者勝訴、確定)。	
	山形地裁 昭 47. 5. 29決定	合併に際し、従来の定年 5 5 歳を女子のみ 4 5 歳に切り下げた差別定年 制は無効 (労働者勝訴、確定)。	
福岡市農協地位保全仮処 分申請事件(定年年齢男 子55歳、女子45歳)	福岡支 部	男女別定年制は合理的理由がなく性別による差別であり、公序に違反し無 効 (労働者勝訴)。	
	静岡地裁 昭 48. 12. 11判決	同 旨 (労働者勝訴)。	
	沼津支 部	同 旨 (労働者勝訴)。	
	東京高裁 昭 50. 2. 26判決	同 旨 (労働者勝訴)。	
	最 高 裁 昭 50. 8. 29判決	高裁判決を支持し、上告棄却 (労働者勝訴)。	
男鹿市農協雇用関係存続 確認請求事件(定年年齢 男子56歳、女子46歳)	秋田地裁 昭 52. 9. 29判決	合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法 9 0 条に違反し無効 (労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
河北新報地位確認等請求事件(定年年齢男子55歳、女子45歳)	仙台地裁 昭58.12.28判決	男女別定年齢は専ら女子であることのみを理由とする差別であり、合理的理由なく民法90条により無効(労働者勝訴、会社側勝訴後、昭61.4.28和解)。	
(財)放射線影響研究所地位確認等請求事件(定年年齢男子62歳、女子57歳)	広島地裁 昭59.1.31判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決(昭56.3.24日産自動車事件)を引用、合理的理由は認められず無効(労働者勝訴)。	
(男女別定年齢制の段階的是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭62.6.15判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとするれば、その取得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する経過措置が適用される(労働者勝訴)。	
〈退職勧奨〉 鳥取県教育委員会損害賠償請求事件(男女別退職勧奨における退職手当優遇措置)	最高裁 平2.5.28判決 鳥取地裁 昭61.12.4判決	高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 男女年齢差のある退職勧奨年齢基準を認定し、これに基づき退職勧奨を行い、退職手当につき優遇措置を設けなかった一連の行為は、男女差別に基づく継続的な一連の一層の不法行為を構成する(労働者勝訴、確定)。	

3. 解雇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈既婚女子であること等を理由とする解雇〉 小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭43.4.10判決 一 関支部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから懸	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
古河鉱業雇用関係存続確 認等請求事件	仙台 高 裁 昭 45. 11. 22判決	法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。 退職勧告は解約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約 が成立（労働者敗訴、確定）。	
日特金屬工業地位保全等 仮処分申請事件	前 橋 地 裁 昭 45. 11. 5判決	人員整理は、諸条件を考慮して、最通の者として選ばれたのが既婚女子 であったというのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。	
仮処分地位保全仮処分申 請事件	東京 高 裁 昭 51. 8. 30判決	同 旨（労働者敗訴）。	
米沢製作所地位保全等仮 処分申請事件	最 高 裁 昭 52. 12. 15判決	高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。	
日本赤十字社雇用関係存 続確認等請求事件	東京 地 裁 昭 47. 10. 18決定	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、 労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。	
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	八王子支部	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法 14条、労基法3、4条の精神に違反し、民法90条により無効（労働者勝 訴、会社側敗訴後、昭53. 1. 28和解）。	
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	東京 地 裁 昭 50. 9. 12決定	「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に 関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公序に違反し無効 （労働者勝訴、確定）。	
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	山形 地 裁 昭 51. 9. 24判決	合理化の必要にせまられて行われて行った人員整理であるが男子60歳、女子55 歳を超えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の安否に照らし合理 性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭58. 1. 28和解）。	
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	唐 津 支 部	「共働き」の者で配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業が あり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が 維持できると判断される者」という人員整理のための男退基準は、専ら 性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女 子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、控訴係争中）。	
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	松 山 地 裁 昭 52. 5. 6判決		
佐賀地裁 昭 52. 11. 3判決	西 条 支 部		

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈パートタイマー労働者等であることを理由とする解雇〉			
春風堂地位保全等仮処分申請事件	東京地裁 昭42.12.19判決	真にパートタイマーを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
東京芝浦電気労働契約関係存在確認等請求事件	横浜地裁 昭45.9.22判決	〔X1女〕 本件臨時従業員は雇止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭48.9.27判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭49.1.30判決	〔X1女〕 同 旨（労働者勝訴）。	
東京芝浦電気労働契約関係存在確認等請求事件	横浜地裁 昭43.8.19判決	〔X2他女6〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。	
	東京高裁 昭45.9.30判決	同 旨（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭49.7.22判決	上告棄却（労働者勝訴）。	
三和銀行地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭47.12.20判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。	
東洋精機地位保全等仮処分申請事件	東京高裁 昭54.2.27判決 名古屋地裁 昭49.9.30判決	同旨（労働者敗訴、昭54.5.22東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第1順位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭53.2.2和解）。	
東芝レイ・オ・バック地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭49.11.29判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、昭53.2.2和解）。	
朝日放送地位保全仮処分	大阪地裁 昭50.3.27判決	有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
申請事件 並木精衛宝石解雇無効確認等請求事件	秋 田 地 裁 昭 58. 12. 15判決 横 手 支 部	雇と同様の機能を有し、著しく奇麗な解約であるから権利濫用により無効（労働者勝訴、確定）。
北陽電機地位保全等仮処分申請事件	大 阪 地 裁 昭 62. 9. 11決定	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めを要する必要がある。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効（労働者勝訴、控訴係争中）。
平安閣雇用契約上の地位確認等請求事件	静 岡 地 裁 昭 61. 7. 4判決 東 京 高 裁 昭 62. 3. 25判決	短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。
（その他） 大日本紡績労働事件仮処分申請事件	最 高 裁 昭 62. 10. 16判決 大 阪 地 裁 昭 47. 6. 8判決	雇用契約関係は存続（労働者勝訴）。
城右学園雇用関係存続確認等請求事件	東 京 地 裁 昭 47. 7. 4判決 東 京 高 裁 昭 50. 12. 16判決	いずれかから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるとは、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する（労働者勝訴）。
		上告棄却（労働者勝訴）。
		雇制排斥のため、集団的に有給休暇、生現休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。
		生現休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後の日である等、取得の仕方から生現休暇として認められない等、教師として不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。
		同 旨（労働者敗訴、確定）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
エール・フランス地位保 全仮処分申請事件	東京 高 裁 昭 49. 8. 7判決	解雇の理由とする資力の事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効 (労働者勝訴、確定)。	等
加藤製菓所雇用関係存続 確認事件	東京 地 裁 昭 52. 3. 31判決	お茶くみ等は雇用契約上の義務ではなく、又その他の勤務成績不良も解 雇理由とするほどのものではないから、解雇は無効 (労働者勝訴)。	等
日本鋼管解雇無効地位保 全請求事件	横浜 地 裁 昭 57. 7. 19判決 川崎 支 部	合理的に適合する職務を確保することが労働契約・有管理業務等労働基準法 の女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の整 員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に 照らし、転活用困難と判断した結果を確立したものであり単に「女子で あること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づき解雇は 「女子であること」を理由とする差別扱いでない (労働者敗訴、東京高 裁に控訴後、昭 61. 2. 7和解成立)。	等
三洋電機地位保全全員支 払仮処分申請事件	大阪 地 裁 平 2. 2. 20決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新に よりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であ り解雇法理が適用され、業績不振を理由に阻止するに当たっては解雇 回避のための努力を尽くすべきであるので阻止めは無効 (労働者勝訴)。	等

4. 配属転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼板地位保全仮処分 申請事件	横浜 地 裁 昭 47. 8. 24判決	出雇したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効 (労働者勝訴)。	等
日本テレビ放送配転命令 効力停止仮処分事件	東京 高 裁 昭 49. 10. 28判決	出雇等を考慮した配転を促すためのものとの判断は、憶測の域を 出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭 55. 2. 28和解成立)。	等
宮崎放送配転無効確認請 求事件	東京 地 裁 昭 51. 7. 23決定 宮崎 地 裁 昭 51. 8. 20判決	労働契約はアナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	等
慈恵大学地位確認請求事	東京 地 裁 昭 54. 4. 24判決	労働契約は職権を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側 控訴後、昭 55. 9. 23和解成立)。	等
	東京 地 裁 昭 54. 4. 24判決	産前休業に入る看護婦を総局長室付へ配転するという慣行は、病院の社	等

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
件		会的使命や総局長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法または不当とすべき理由はない（労働者敗訴）。	
東京高裁 昭 56. 12. 17判決		同 旨（労働者敗訴）。	
最 高 裁 昭 58. 3. 8判決		上告棄却（労働者敗訴）。	
東京地裁 昭 55. 12. 25判決		労働契約は職能を限定、本人の同意なき配転命令は無効（労働者勝訴）。	
東京高裁 昭 58. 5. 25判決		同 旨（労働者勝訴、確定）。	

5. その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
帝國興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24判決	本件就業規則等という「有給生理休暇1日」とは婦人労働者の生理の災害等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである（労働者勝訴）。	
エヌ・ピー・シー工業資 金請求事件	名古屋地裁 昭 48. 10. 15判決 東京地裁 昭 49. 5. 27判決 八王子支部	同 旨（労働者勝訴、確定）。 労基法上、生休を有給とする旨の規定はなく、労働協約（又は労働契約）に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約（契約）の内容が労基法67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない（労働者敗訴）。	
東京高裁 昭 55. 3. 19判決		同 旨（労働者敗訴）。	
最 高 裁 昭 60. 7. 16判決		上告棄却（労働者敗訴）。	
東京地裁 昭 51. 11. 12判決		生理休暇中の賃金について、従来年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生休の必要性、取得の実態からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効で	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本シェーリング貨金請求事件	東京高裁 昭 54. 12. 20判決	ある（労働者敗訴）。 本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生理休暇制度の適用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭 58. 11. 25判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例（最昭43. 12. 25秋北バス事件）の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであって合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原告が就業規則の変更が合理的なものであるかを否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（控訴棄へ差し戻す）。	
	東京高裁 昭 62. 2. 26判決	本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してもその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告係争中）。	
	大阪地裁 昭 56. 3. 30判決	賃金引上げ対象者から稼働率80%以下の者を除く協約条項につき、その稼働率算定基礎の不就業時間に欠勤のほか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
	大阪高裁 昭 58. 8. 31判決 最高裁 平 元. 12. 24判決	同 旨（労働者勝訴）。 稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労組法上の権利の行使による不就労	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
		を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分。(原審に差し戻す。)

平成3年12月3日 発 行

平 成 3 年 版

婦 人 労 働 の 実 情

婦人局一般資料 No54

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局
